

遅々たることに非常な不満を抱いてゐる。資本家側に於ける合同の發達頗る急劇なるものがあるがため殊に然るを見るのである。協同組合運動の組織が更に緊密なるべきこと及び協同的精神の普及と協同組合取引の増加のため一層の努力がなされるべきであることは明かである。生産の方面に更に大なる進歩を見んには避けねばならないところの、生産に従事する各種協同組合間に尙ほ多大の重複あることは事實がこれを證明する。故に協同組合運動の事業を調整し統一せんがため、運動の全活動領域に渉る調査を行ひ、以て新しいプランを立てなければならぬ。』

不幸にしてこの委員會の事業は委員任命の方法により禍されたやうである。その主要なる職分は組合間の調整を圖ること及び各種協同組合と協同的生産並びに分配とにそれらの活動範圍を指示することになければならなかつたから、この委員會を組織するに際しては、關係諸分子の輕重に幾分の考慮を拂ふは極めて肝要なことであつた。然るに中央委員會の決定によると、この委員會は十八名の委員から成り、その中十人は協同組合同盟自身から指名され、イングランド並びにスコットランド卸賣組合から任命さるべきものは僅か四人に過ぎなかつた。他方に於て、生産に従ふ各種組合の中間者として協コイオペラテイヴナロケツテイヴエドレシヨ同生産組合聯合——五百萬ポンドの總賣上高ある四十六の小生産者組合を代表するもの——が現に、イングランドとウェールズとの殆んど總ての消費組合を含み、三百萬の組合員を擁し、毎年三千萬ポンドの品物を製造し、貿易並びに銀行取引高各六億ポンドを示せるイングランド卸

賣組合と同数の代表者（即ち二人）を出し得ることゝなつてゐた。そのみではない、調査委員會の構成を見ると、協同組合運動に於けるその『地位』はこの委員會が決定すべく命ぜられてたところの、この巨大で最も多くの組合を代表する機關——イングランド卸賣組合——はその投票が、五萬の女子協同組合員の社會的並びに宣傳的活動を代表するに過ぎないイングランド並びにスコットランド女子協同組合ギルドから出る二人の委員により無効に歸せしめられ得ることゝなつてゐた。茲に於てかイングランド並びにスコットランド卸賣組合は、この委員會に代表者を出すこと若しくはその事業に参加することを拒絶し、事實問題に就いての委員會の間ひ合せに答ふるを以て足れりとしたのである。

調査委員會の事業は勿論、戦争に因つて延引し且つ著しく阻害されざるを得なかつた。然しながら、委員會は尙ほ四つの内容充實せる報告書を作成した。最初の二つは一九一六年及び一九一七年度の協同組合會議報告に、第三は一九一八年度のそれに載せられた。而して第四は（第三の重刷と共に）一九一九年度會議へ提出すべき別文書として發行を見た。⁽¹⁾これらの報告（特に第一）には、協同組合の組合員、資本、取引等の範圍や地理的分布や進歩を示す整然たる大部の統計表が載つてゐる。又これらの報告（特に第二）は、教育的並びに宣傳的活動の有益な概觀を與へて呉れる。第三並びに第四の報告には多くの建言が見出されるが、それは屢々極めて微細な點にまで渉り、同盟その者のみでなく又小賣

消費組合や生産者組合、更に進んでは卸賣組合さへの道しるべたらんことを期してゐる。而してその建言たるや嘗に同盟の任務である教育的、宣傳的並びに政治的活動に關するものゝみでなく、又純然たる營業上の事項、製造方法、輸入、卸賣並びに小賣取引、銀行、保險等にまで及んでゐる。かく運動全體の攻究に俟つべく提出された提案や建言は非常に廣い範圍に渉る。それは財政から教育にまで、小賣組合の各種構成變えから聯合團體間に於ける職分の分配變更に就いての遠大な提議にまで及んでゐる。然しこの委員會に最も深い印象を與へたらしいのは、生氣なき若くは怠慢なる局地組合に壓迫を加え、相競争せる組合間の有害な重複と敵對とを殲滅し、運動全體が賛同すべき改革案のより迅速にしてより一般的な採用を確保し得るやうな中央權力の缺如であつた。委員會が、協同組合同盟の組織を大いに鞏固ならしむること、不便なる聯合委員會に代ふるに九區分の組合より選出さるゝ九人の專任有給理事を以てすること、一年に三回會合する『全國協同組合補助評議會』National Co-operative Auxiliary Councilなる同盟のための一の新しい教育機關を設け、上は同盟や卸賣組合から下は各區分の『教育會』Educational Associationやギルドや主要協同組合新聞さへに至る迄の總ての關係ある各種協同組合團體の代表者約五十人を以てこれを組織せしめ、この評議會をして十二人の『教育理事』エデュケイションナル・エグゼキユティヴを選ばしむること等を建言したのは、斯かる印象に基くものである。然し革命的な提案は、協同組合同盟がその新任の有給理事、中央委員會及び毎年の會議により『同盟の明白なる目的に従つて協同組

合の主義並びに精神を實行せざる凡ゆる團體を除名する』權利を與へらるべきこと、及び特に、重複に際して『仲裁者』としての同盟の決定を敵對組合間に強制する權利を與ふべく、『その決定は最終にして且つ總ての組合を拘束すべきもの』となすことこれである。

(1) 第一の報告はそれだけ別に發行された様子が無い。『第二中間報告』The Second Interim Report 及び『第三中間報告』は今や協同組合同盟から發行されてゐる。尙ほ次のパンフレット参照。エフ・ホール著『協同組合教育報告の一評論』F. Hall: A Review of the Report on Co-operative Education 『協同組合調査委員會とその事業』The Co-operative Survey Committee and its Work. タイ・ホラックス著『調査委員會の協同組合同盟の構成に關する報告並びに献言』J. Horrocks: The Report and Recommendations of the Survey Committee in regard to the Constitution of the Co-operative Union. (何れも協同組合同盟發行)。

この一般調査委員會報告は、一九二〇年二月ブラックプール Blackpool に特に召集された會議に於て、熟議の結果その賛するところとなつたけれども、その大部分は未だ實行されないでゐる。而してこれらの建言を實際に行ふことは、卸賣組合、小賣組合、諸ギルド及び協同組合それ自身をも含む各關係團體の賛成と屢々又その規約の變更とを必要とするであらうから、その實現が容易に非ざるは豫測するに難くない。

協同組合運動の構成と現在の發達との研究者に對しては、一般調査委員會が五年間に仕遂げた仕事の成績は失望を與へるであらう。委員會は一の大きなそして當時の事情の下では恐らく不可能な仕事

を興へられたのだと云ふも敢えて過言ではない。それは不幸にも、年長者の思考と精力とを他へ轉ずるの止むを得ざるに至らしめ、又四年間専ら軍務に従つた運動内の青年達の親しき協力を彼等から奪つたところの、歐洲戦争の勃發に出會つたのである。

これらの理由により、全國を通じ又その枝葉に涉つて運動の現状に就き有效な調査を行ふことは、殆んど不可能であつたであらう。然しながら、未だ國內到る處に『協同組合の砂漠』として残存する諸地方の一覽圖一つないことや、未だ協同組合又は支部の設けなき町や村——かゝる土地に對しては特別な宣傳並びに設立の運動が行はねばならない——の表一つさへないことは、協同組合運動のため惜むべきことである。これに劣らず必要だと思はれるのは、地方別に又組合別に協同組合の取引を調査して、以て生氣なくも雜貨や反物などの極めてありふれた品物の供給で満足し、組合員の家庭的消費の不斷の膨脹に備へんとはしない組合に刺戟を興へることである。組合員數と賣上高との増加だけでも運動に幾多の組織構成上の問題を供しつゝあるから、各地の組合が試みつゝある組織的構成の諸方法が記述され分折されたならば、他の組合及び運動全體に對して教ふところ多きものがあつたであらう。然しながら、一般調査委員會は、委員の有する協同組合運動に關する個人的智識と同盟諸事務所にある生まの儘の統計的事實の集積とに主として頼らざるを得なかつたのである。不幸にも、この廣い然し散漫な個人的智識さへも有効にこれを集中することは出来なかつた。そして委員會の受

けた印象は、それが五年の長きに涉つて發行されたこと／＼せる報告と附録の中に分散されることゝなつたため、その重要さと適切さとの大部分を失つて了つたのである。故に委員會の意見なるものはこれを讀み又は理解すること容易でない。而してこの委員會が新たなインスピレーションを吹込むことにより同盟の元氣を回復せしめることも又進歩を阻害してゐる缺點を除くやう各組合の注意を惹くことも出来なかつたのは、委員自らの認めるところであらうと思ふ。最も重要な實際的提案即ち協同組合同盟それ自身のため専任有給理事を設けんとする提案は、調査委員會がこれを撤回したにも係らず、ブラックプール會議に於てはバーミンガム協同組合の動議により可決された。次のプリストル會議ではこの提案に就いては投票なく、又一九二一年のスカールプラ會議 Scarborough でも又一年延期されることゝなつた。若しこの提案が實行されたとして如何なる範圍まで斯かる理事が同盟近時の缺陷たる指揮と權威との不足を補ひ得るかは、一に懸つて選出さるゝ理事の智能と經營の才とに存するであらう。

協同組合同盟の地位

さて今我々が個人的意見を述べることを敢えてするならば、我々は運動のために多くの立派な仕事をなしつゝあるにも係らず尙ほ且つ協同組合同盟が斯く不満足な状態にあるは、その指揮者達が同盟の職分と他の聯合機關殊に卸賣組合のそれとの關係に就き我々の以て正しとする見方を持たないことに少からず起因すると云ひ度い。中央委員會は、一般調査委員會と同様に、協同組合同盟は各独自の

職分を果すために作られた幾つかの聯合機關の一つではなくて凡ゆる目的のために設けられた運動の最高權力だとの考へに禍されてゐる。凡ゆる目的のための斯かる最高權力が、卸賣たると小賣たるとを問はず總ての協同組合を統制するの果して望まじきや否やは尙ほ一つの問題である。唯だ此處で確かなことは、斯かる最高權力が未だ設けられてゐないと云ふことである。協同組合が協同組合同盟の集會——中央委員會たると聯合委員會たると將た又會議その者たるとを問はず——へ出す代表者は、希望とあらば、運動の如何なる點に就いても己の意見を述べることが出来る。然し彼等の決定は、彼等が同盟へ費用を出す目的たる事項即ち同盟自身の構成と規約、屋敷と出版物、委員會と役員等に關してのみ拘束力を持つに過ぎない。同様に又イングランド並びにスコットランド卸賣組合の四季集會へそれ／＼組合から出す代表者——これを出す組合群は前の組合群と全く同一ではないが——は、他の團體に就き好きなことを云つてよい。然し彼等の投票は、彼等の屬する特定卸賣組合とその活動とに就いてのみ權威あるに過ぎない。この現存する權力重複は、協同組合同盟と卸賣組合との法律上の合同——現在の卸賣組合四季代表者會が凡ゆる目的のための最高權力となり、協同組合同盟の現在の職分は擴張された理事會の一つ若くはそれ以上の委員會の行ふところとなると平氣で考へてゐる二三の卸賣組合崇拜者により現に主張されてゐる一の革命——以外の如何なる變更によつても除去され得ない。附隨的にこの提案は、聯合團體の領域と加入組合との正確な一樣化を意味する。即ちイン格蘭

ド、スコットランド乃至はアイルランドの卸賣組合が合同して一の『全英國卸賣組合』(United Kingdom Wholesale)を形成するか、又は協同組合同盟が國內で三つに分れて各その地方の卸賣組合に併呑さるゝか何れかでなければならぬ。然しながら、斯くの如きは協同組合同盟崇拜者の全然欲せざるところである。而して我々も、統一と勢力との點で如何なる利益があらうとも、協同組合運動全體が、斯くの如くにその教育的、宣傳的並びに政治的活動を主として事業經營のために選出された理事會の手に委ぬるの覺悟ありや否やを疑ふものである。他方に於て、イングランド並びにスコットランド卸賣組合又はその四季代表者會が、その規約を改正して、これらの集會を全英國の協同組合員を代表する協同組合會議に併合せしめ、その巨大なる經營事業を『會議週間』(Conference Weekly)の投票の勢力の下に置くを肯ずべしと考ふるは餘りに空想的だと思はれる。

(1) この意見は或る經驗深き協同組合主義者の我々に力説してゐるところである。彼は次の如く書いてゐる。

『協同組合運動の現在の構成はこれを保存する價値がない、宜しく棄て去るべきである。それは不便不確實で且つまだたるつこい。權力が二つの機關に分れてその何れもが眞に權威ある機關となつてゐないため、混同が生じて遂に無力となつてゐる。従つて協同組合運動は、その基礎たる原則が労働組合運動のそれよりもより健全なる建設的性質を有するに係らず、單にそれが、協同組合員の利害従つて又消費者全體の利害に關する危機に際し進んで責任ある意見を述べ若くは速かに救済の手段に出てる何等の中央權力を持たないがためにのみ、全國的事項に於てはその働き却つて労働組合運動に劣るのである。』

『凡ゆる目的——取引、教育、諮問その他——のための協同組合聯合は唯だ一つ存すべきである。適當の補正を加えるならば

「卸賣組合」が（他の諸國に於て現に行はれてゐるやうに）中央權力となり得るであらう、そして協同組合同盟よりも遙かに良き成績をあげ得るであらう。

「理事會はその成員を四十人に増加し、中八人は「教育」事業——現在協同組合同盟によりて半ば行はれてゐるに過ぎないもの——のために特に選ばれるべきである。彼等は凡ゆる事項を處理せんため理事會全體の會合に出席する權利と義務とを有する「卸賣組合」理事會の一小委員會となるであらう。小委員會としての彼等の職分は、教育方面の執行委員として會合し、現在の聯合委員會と中央委員會との關係と同じ關係に於て一の選出された任意的評議會のやうな働きをするにある。彼等は提案されてゐる新執行委員の地位を占めるであらう。

「卸賣組合」の現在の間四季集會に於て「協同組合同盟」關係事項を協議することが出来る。これは「卸賣組合」の取引を妨害しないであらう。八人の委員の各は分會の一つで議長を勤め、適當の「選出された」代表者これを輔佐するであらう。

「これらの委員は費用の見積りを示せる豫算を毎年提出する。彼等は、公開集會や遊説による、又日刊並びに週刊新聞の發行を以てするより廣きパブリシティ公告による遙かに大規模な宣傳と、現在知られてゐる凡ゆる方法による教育の普及とを行ふであらう。活動的な委員が出来ると共に、毎年の豫算はやがて十萬ポンドを超え、又今や總計一年十萬ポンド以上に上る小賣組合教育基金の大部分をこの委員の活動に引きつくるに至るべきことを疑を容れない。

「この教育方面の委員は「卸賣組合」取引部門の會計審査の仕事を受けることが出来るやう。而して斯くせば今の協同組合同盟よりは遙かに嚴重な監督權と遙かに大きな權力とを弱小組合の上に振ひ得るであらう。

「上級團體に於ける斯くの如き權力の融合は局地組合の上に大なる影響を與へるであらう。斯くして示さるゝ模範と權力増加とは、財政上からも教育上からも將た又倫理上からも組合員に對し又は一般協同組合運動に對し殆んど何等の利益を與へざる小組合の幾つかを「地ロカリティ方ディストリクト・ソサエティ組グループ合」として集合せしむるために役立ち得るであらう。」

然し更に根本的な批判を下すことが出来る。協同組合同盟に於ける管理上の困難と思想の混亂と

は、實際上、今や全く消費者組合の運動なりと自認せる運動（利潤廢止に基礎を置き、營利的資本家事業の廢棄を目的とせる）内に全く他の理想を懐ける分子が今尚ほ存在する結果として起つてゐる。

殊に、實際は營利的事業で、正真正銘の『自治工場』から株主と所有者以外には殆んど名義上の參與權しか與へない資本家企業に至る凡ゆる種類の構成を持つところの『生産者組合及び損益分擔組合』の絶えず變る小群が今尚ほ存する結果である。協同組合同盟それ自身が、その委員會と本部とに於て、未だ産業上の營利の觀念から脱してゐない。従つてそれは今尚ほ、今や何が協同組合運動の目的となり來つたかを明確且つ決定的に表明し得ないのである。これは同盟の歴史に因由する。同盟が一八七二年に創設を見た際には、協同組合運動が本質的に（イ）労働者の労働者としての組合、（ロ）貧者階級が自己の統制の下に貯金を集むる機關、（ハ）自己の利益のため事業を經營し品物を交換する労働者の團結、（ニ）その使用人に『利潤を分配する』資本家企業、（ホ）自ら使用せんがための生産の基礎に立ち利潤なしで事業を行ふ消費者の結合等の何れを意味するかに就き何人も明白な觀念を持たなかつた。これら總てが一樣に協同的事業と呼ばれた傾きがあり、『利潤として一般に知らるゝ金を公平に分配することにより資本家と労働者と購買者との利害衝突を調停する』てふかの信條の下に總てが協同組合同盟に加入したのである。過去半世紀間にこの定義は陳腐なものとなり了つた。協同的な語が種々の時に如何なる意味に用ひられたにせよ、今日の協同組合運動なるものは本質的に、交換のた

めの生産でなく組合員自身の使用のための生産の觀念に基礎を置く、従つて『利潤として一般に知らるゝ金』を分配するに非ずして全くこれを艾除せんとする消費者組合の一つであることが愈々明かになつて來た。⁽¹⁾今日、全協同組合運動の組合員と資本と取引との文字通りの九十九パーセントを供するのは消費者組合であつて、又——これを知る人は少ないが——全協同組合製造品の二十分の十九を實際に生産するのも彼等である。同盟がその加入組合から徴収する三萬五千ポンドの収入の全部を實際に上據出するのはこれらの消費組合である、他の種の協同組合が據出するものは總計二百五十ポンドに過ぎないから。既に加入を許されてゐる組合を協同組合同盟から除くのは不便なことかも知れない。然し我々の考へでは、協同組合同盟内に於ける異分子の存在こそ『獅子心中の虫』である。中央委員會が一般調査委員會の構成を定めるに際し、協同生産組合聯合（四十六もの生産者組合を代表する）に委員數の九分の一と云ふ法外に多い代表者選出の特權を與へし如きは、平素に於ける思想混亂の一例に過ぎない。我々は又、この小部門の代表者が同盟の他の各種委員會に對して出席權と投票權とを與へられてゐるのを發見する。而して一般調査委員會は、同様な破格の待遇が目下提案中の新しい教育並びに宣傳の機關に對しても引續き與へられねばならないと云つてゐる。この點は我々には頗る重要に思はれる。我々の考へでは、一般調査委員會がその攻究しつゝあつた協同組合運動の性質と目的とに就き明確なる觀念を作り得なかつたのは、今や本質上は消費者組合の運動たる一の運動を調査す

べき委員會の構成に際し生産者組合に特別な代表者選出權を與へたことに因由する。委員會は成る程、『利潤として一般に知らるゝ金』のコンクレート聖化を伴ふ舊き定義を廢棄し、『同盟の目的として』これに代ふるに協同の主義と思想との宣傳による『協同組合國の建設』を以てせんことを勸告するはした。⁽²⁾然し同盟の促進すべき、又論ぜらるゝが如くんば同盟がこれを強行するの權力さへも有するところの、協同の主義と思想とは抑も如何なるものであるか、何處にもその説かれたるを見出し得ないのである。

(1) 多くの協同組合主義者は、協同組合運動が消費者の組合の一つであり又あらねばならぬことを全く明かに認めて來てゐる。例へば何れも協同組合同盟の發行にかゝるパーシ・レッドフアーン著『社會に於ける消費者の地位』及び『萬人のための協同組合』を見よ。又一般調査委員會委員の一人たるダブリユ・エイチ・ウォットキンズ氏 W. H. Watkins は協同組合同盟の一機關雜誌『協同組合日報』一九二一年一月號掲載の一論文に於て明かに論じて曰く『協同組合運動は(一)貸銀生活者とその消費者としての資格に於て營利的な生活必需品商人の奪取から保護し、(二)利潤の上にてなく、衡平と共有の上に基礎を置く生産並びに交換の組織を創設せんがために起つて來たものである。』

(2) 今日登録されてゐる協同組合同盟の規約によると、その目的と構成とは極めて不明確である。同盟は唯だ協同の主義と事業との實行を目的として設けられた組合を以て構成すると云ふのだから。一九二〇年三月のブラックブル特別會議の賛成を得た一般調査委員會の提案に曰く『同盟の目的は(一)協同の主義と思想との宣傳、(二)産業に關すると産業に關する事務に關するとを問はずその凡ゆる分派に於ける協同的事業の組織、(三)教育の普及、(四)望ましき場合には有料又は無料でトラストを引受け實行すること等によつて協同組合國を建設するにある。』又加入規定に就いては同委員會は提唱して曰く『如何なる組合を以て同盟の加入者となすべきかの問題及び加入組合に對し同盟は如何なる權力を振ふべきかの問題亦我々の心を勞した。我々の意見では、これに關する規定は、同盟の明白な目的に従つて協同の主義と思想とを實行しない總ての團體を同盟より除名し得るやう、

且つ規約に従はず目的に副はず會議の承認を得た中央委員會の決議を容れない組合は引續き同盟の加入者たるを得ざる旨の規定により同盟の地位を鞏固にし加入組合に對しより大なる權力を振ひ得るやう改正されなければならない。」

『我々は又、組合が同盟に加入したならば、重複に際し起ることある不和はこれを同盟の調停に委ねべきものとする時機が既に到来したと考へる。故に我々は次の如く第九條に加ふべきことを提言する。即ち

『組合が取引活動の領域を定めるに際しては隣接組合の擴張の可能性と聯合若くは合同によるより密なる結合の可能性とを顧慮すべし。重複その他のために起ることあるべき不和にして關係組合間に於て解決し得ざるものは協同組合同盟の調停に附せらるべし。而してその決定は最終にして總ての組合を拘束す』(『協同組合調査委員會第三中間報告』Third Interim Report of the Co-operative Survey Committee 一三一—一四頁)。

この問題は協同組合員が早晩決心しなければならぬ問題である。我々の意見によれば、生産者組合に味方して如何なることが云はれても、斯くの如く消費者組合が大部分を占める組織に於てはそれは全く場外れであつて、協同組合運動はこの不自然な結合のため惱まされて來、又現に惱まされつゝあるのである。協同組合同盟は單純且つ明白に消費組合のみの聯合になつた方がよからうと思ふ。斯くして始めて同盟は、小賣組合が別々には又は特殊目的のための局地的聯合ではしかく有利に營み得ない凡ゆる事業を營む特別職分を持つ聯合機關として存在する卸賣組合の生産方面の發達に對する暗々裡の敵討——時には露はになるが然し疑ぐられてゐる場合の方が多い——を除くことが出来るであらう。そして同盟は又、教育的、宣傳的並びに政治的目的に於て消費組合を代表するてふ己のが職分に一

意専心努めることが出来るであらう。

協同組合同盟の構成と概念とに變更を加へ、以て協同組合員をして軋轢の原因たる一種の黨派心から免れ易からしむるを得ば、その利益蓋し尠少なからざるものがあるであらう。驚いたことには、現在餘りに普通次の如くに考へられてゐる。我々皆の望んでゐる協同組合國は協同組合員のみで作られるであらう——斯かる國は總ての男や女や子供が遍く存する協同組合の忠實な組合員となるてふ單なる事實によつて實現さるべきだ！ 斯かる考へ——何の派の改革者にも共通な幻想——は一つの幼稚な思違ひであつて、協同組合主義者も斯かる迷夢からはもう醒めてもよい頃である。消費者組合が、協同組合てふ任意的形式に於てたと自治體てふ強制的形式に於てたとを問はず、將來の協同組合國の大部分を構成すべきは疑ひがない。然し消費者組合は、それが如何に十分な發達を遂げたとしても、尙ほ社會組織の一部分を構成するに過ぎないであらう。消費者組合の必要なると同様に生産者組合も亦必要である。而して協同組合主義者は、勞働組合と自由職業組合(そして恐らくこの方面に於てはこれらの團體が發達して生ずべき自治ギルド⁽¹⁾)とが現在の國家に於てその正當なる職分を持つて居り且つ將來の協同組合國に於ても尙ほ引續き持つてあらうと云ふことを、眞面目に認むるを以て賢しとしなければならぬ。一方に於ける消費組合、他方に於ける勞働組合と自由職業組合、この兩者間に於ける最良な關係の發見と雇傭條件の出来るだけ圓滿な調節——これ我々が次章で論ぜんとする題目

である——とは、上述の如く協同組合労働組合兩運動が互ひに他の永久的な社會的勢力範圍を認めることにより促進さるゝであらう。⁽²⁾

(1) 最も新しい種類の生産者組合たる一九一九年乃至二一年の建築ギルドが、労働組合の目的のため労働組合によつて創始され統制されて來てゐるのは、思想の混亂が漸次消失しつゝあるを示すものである。而して建築材料と設備の『消費者』としての資格では、これら建築ギルドはイングラント卸賣組合の助力を求めてこれを受け、且つ一二の場合には産業及び共済組合法によつて登録を受けてゐるけれども、然も協同組合同盟に加入せんとせず、引續き労働組合運動に屬してゐる。

(2) 消費者組合と生産者組合とがそれ／＼各種の發展を遂げるに際し兩者の範圍を如何にすべきかの研究に就いては拙著『大英社會主義國の構成』一九二〇年を見よ。

協同組合同盟が運動の『最高機關』となつて大小を問はず凡ゆる協同組合に無制限の權力を振はんと欲してゐるにも係らず、同盟の執行委員や主要役員等の受けつゝある尊敬が、二大卸賣組合の否ロンドンその他の都市で今や生じつゝある巨大な小賣組合さへの理事会や部支配人の受くるところに劣るものあるは、同盟の現状に對する一種の皮肉と云ふべきである。⁽¹⁾ 役員資格とその待遇とに就いての協同組合界の輿論は、輸入と製造と卸賣取引と銀行とには最も頭のよい人物を必要とするが、運動の教育的、宣傳的並びに議會的活動は無報酬若くは低級の人物にこれを任せてよい、となすにあるらしい。斯くの如き事情の下で、協同組合同盟が既述した廣大で多様な事業を遂行してどうかかうか上述べた現在の程度の成績を擧げつゝあるは、多くの協同組合主義者の理想主義寧ろ賞すべきである。

然し年會議への代表者及び千三百小賣組合の經營委員が、彼等の最も主要なる教育的、宣傳的並びに議會的目的のための聯合機關の執行委員と役員とを、少くとも彼等が取引上の目的のための聯合機關の理事や役員を遇するが如くに手厚く待遇するの賢明にして平衡なるを覺る迄は、協同組合同盟はその大なる使命の最高項にまで達することを得ないであらう。

(1) 我々は、一見何でもないやうで然もバルーン街の協同組合主義者とホリオーク館のそれ(前者はイングラント卸賣組合の協同組合主義者を意味し、後者は協同組合同盟のそれを意味する——譯者)との心狀の關係を示してゐる二つの事實を擧げることが出来る。「卸賣組合」の理事や部支配人は——極めて賢明な仕方であるが——國內各地への無数の營業上の旅行に際し一等切符を貰つてゐる。協同組合同盟の中央委員會委員や役員は組合のために同じく國內各地への旅行に際し三等の汽車賃しか給せられない。又バルーン街には理事や主な役員が他人を交へず相會して食事をなし一寸した内密の相談をやり得るやうな氣持のよい室が出來てゐるが、ホリオーク館には斯かる設備は存しない。

三 協同組合運動の出版物と雜誌

我々は既に局地協同組合の活動を述べた際、局地組合には普通一の書籍販賣部もなく従つて組合員に十分の精神上の刺戟を與へ得ないであるので、その智的方面の成績は比較的振はないことを述べて置いた。運動の聯合機關亦同様に、文書リテラリ的方面よりも營業的方面の活動に遙かに見るべきものがある。協同組合同盟が運動のため書籍や宣傳用パンフレットの出版を行つてはゐる。然しながら、出版

力の少からざる部分は、會議の経過を記す膨大で高價な年報の編輯發行に費される。とは云へ同盟からは協同組合に關する多くの小論文が出版され發賣されてゐる。而してそれには子供や大人のために協同組合の働きを解り易く書いたものから、幹事、支配人、審査役、棚卸人、經營委員などのために書かれた組合經營に關する専門的著述まであり、その他外國の協同組合に關する二三の有益な記事を書いたものもある。パンフレットやリーフレットはもつと澤山出てゐるが、それらは何れも協同組合の會合に於ける講演や演説の報告である。これのみではない、イングランド並びにスコットランド卸賣組合は、各自立派な組合の歴史を發行してゐるし、又イングランド卸賣組合はその『年報』Annualの發行を止めて、今度は全く權威ある『人民年鑑』People's Year Bookを發行し來つてゐる。(イングランド)女子協同組合ギルド發行の一二の立派な書物と數冊のパンフレットとは、これらの出版物を補つてゐるが、右パンフレット中の或るものは報道と暗示とに富む點に於て非常に重要なものである。

これらの出版物全體から見て、文書的に又學術的にその質も非常にいと云ひ得ないが、その最大の缺點は配布状態の點に存すると云ふことが出来る。これらの書物は公設圖書館にも又出版界や書籍販賣界にも殆んど知られてゐない。而して常に普通の新聞からのみでなく又經濟學の雜誌や労働組合並びに一般労働新聞からさへ殆んど注目されないでゐる。公告と配布との組織の上に何等かの缺點があるのだとは今や廣く認められてゐるところである。

(1) 一九二〇年の協同組合會議に提出された中央委員會の報告には次のやうに書いてある『實際、出版委員會の尙ほ排除しなければならぬ困難は、配布のそれである……協同組合同盟出版物の需要を組織立つることに就いては、未だ殆んど何等の努力もなされてはゐない』(一九二〇年度『年報』)。協同組合運動の成員四百萬を算ふると云ふに、出版物の總賣上高(書物の外にパンフレットやリーフレットをも含み)は、一九一九年には僅か四千四百ポンド、一九二〇年には六千ポンドにのぼつたに過ぎない。

英國の消費組合運動は、斯くの如き大を以てして尙ほ且つ一の日刊新聞をさへ有しない。然し二つの週刊と六つの月刊と一つの四季刊(現在では年六回發行)とを持つてゐる。その中三つは協同組合同盟から、二つはイングランド卸賣組合から、又四つは全國協同組合新聞並びに出版會社 National Co-operative Newspaper and Publishing Society から發行されてゐる。二頁乃至四頁の地方版の添附で四百五十組合により『地方化』^{ローカライズ}され且つ大部分は無料で配布されてゐる『麥束』を除けば、これらの月刊並びに四季刊雜誌の發行部数は(無料配布を除き)比較的僅少である。これらの雜誌は相互間の競争とその發行者間に於ける共同動作の缺如とに痛く苦しみつゝある。鐵道運賃と郵税とが非常に騰貴した結果、協同組合運動の四つの別々の出版者がその出版物を千三百の局地組合に配布するそれだけの費用は、スコットランドのそれは暫く措くも、非常な額に達する。十二種にも達する定期刊行物を別

々に發送することによつて更にその費用は嵩んでゐる。現在マンチェスターで發行される總ての雑誌を毎週一回一纏めにして各組合へ送附することが確かに出来るに違ひないと思ふ。『局地協同組合に教育委員会の設けられて以來茲に七十有六年、協同組合關係のものたると一般的のものたるを問はず、書籍雜誌類の購買並びに配布の仕組が今尙ほ斯くの如く悲むべき幼稚なる状態にあるは不思議である。』⁽⁵⁾

- (1) 『協同組合新報』(一九二一年の發行部數十二萬)及び『スコットランド協同組合主義者』*Scottish Co-operator* (一九二一年の發行部數二萬五千)即ちこれ、兩者共今は全國協同組合新聞並びに出版有限責任會社——一九二〇年に二つの會社(その株の大部分は協同組合が持つてゐた)が合併したもので——から發行される。
- (2) 女子組合員のための『ミルゲート月報』*The Millgate Monthly* (一九二一年の發行部數一萬四千)及び『女子の大觀』*The Women's Outlook* (一九二一年の發行部數五萬五千)、少年のための『我等の仲間』*Our Circle* (一九二一年の發行部數二萬四千)は上記の會社から發行される。幹事と支配人とのための『協同組合役員』(一九二一年の發行部數三千)と同盟の事業を報ずる『協同組合月報』(一九二一年の發行部數一萬)との兩者は同盟から發行される。『麥東』地方化用のもので一九二一年の發行部數六十五萬)と幹事や支配人や經營委員のための『生産者』*The Producer* (一九二一年の發行部數二萬五千)との兩者は「卸賣組合」から發行される。
- (3) 同盟の教育的機關たる『協同組合教育者』(一九二一年の發行部數六千)これである。
- (4) この他又我々は次の如きものを擧げることが出来る。ジー・ダブリュー・ラッセル氏 *G. W. Russell (A. F.)* によつて立派な編輯振りをさせてゐる一のアイルランドの週刊(『アイルランドの農園』*The Irish Homestead*)及びアイルランド農業卸賣組合 *Irish Agricultural Wholesale Society* から發行される『アイルランド農業卸賣組合彙報』*I. A. W. S. Bulletin*、國際協同組合同盟 *International Co-operative Alliance* の『國際協同組合彙報』、全國分配並びに盟友労働者組合 *National Union of Distributive and Allied Workers* の月刊機關雜誌たる『新黎明』*New Dawn* (以前は『協同組合使用人』*The Co-operative Employee* と改めた)。尙ほ、この他スコットランド卸賣組合使用人が發行する『スコットランド卸賣組合雜誌』*The Scottish C. W. S. Magazine* が有る。
- (5) 『生産者』一九二一年一月號六一—六二頁。

創刊最も古く且つ一般に最もよく知られてゐる出版物は週刊『協同組合新報』であつて、それは今や、局地組合で頻りに半價販賣を行つたお蔭で、發行部數約十二萬に増加した。この週刊雜誌の質と効果とに就いては、運動の内外から多くの不滿が漏らされてゐる。然しこの種の雜誌の編輯は極めて難事業たることを認めなければならぬ。若しこの種の雜誌が協同組合運動の現會員のために書かれるならば、それは必然的に一の黨派的と云はない迄も一の専門的な雜誌となり、一般の人々には興味のないもの否解らないものにさへなつて来る。若しこれに反してそれが普通の讀者に興味を興へそして未だ加入せざる人々を組合に加入せしむることを目的として書かれるならば、それは役員や經營委員やその他の熱心な組合員達に新らしい報道や智的刺戟を興へることが出来なくなる。『協同組合新報』は通俗雜誌と専門雜誌との何れともなり切り得ないであるとは屢々云はれるところである。⁽¹⁾ 通俗雜誌たらしめんには編輯者は、『アイルランドの農園』誌を極めて嚴しい制限ありしに係らず小數のアイルランド協

同組合員以外の遙かに多くの人々に愛読させるやうにしたジー・ダブリュ・ラッスル氏の如き文才を持たなければならぬであらう。又『協同組合新報』をして一の専門雑誌としてその特色を發揮せしめんとするならば、現在協同組合運動内の三四の別々の出版者の發行する數個の出版物に分散せる全才能を集め來つて一の編輯記者部を組織することが必要である。⁽²⁾我々は次の如くにしたら非常に有益だらうと考へる。協同組合運動内の出版者を定期刊行物の方面では唯だ一つとして、次のものに勢力を集中する。先づ家庭向きの一雑誌『麥束』の如きを發行し、『地方化』と小賣組合による主として無料の配布とに用ふる。尤も地方の記事は現在よりもずつと程度を高くする。次に『生産者』と『協同組合役員』と『協同組合月報』とを合併し、各自の粹を集めた一の専門的雑誌を發行する。最後に協同組合同盟、局地組合兩者の教育的活動の記事に力を注ぎこれに加ふるに協同組合運動に關係ある哲學上、歴史上並びに政治上の問題に關する記事を以てした第三の雑誌を發行する。斯かる三對の雑誌——これらの雑誌が廣告すべき第一流の『年報』(一九二二年、「卸賣組合」が約二萬四千部を賣捌いた現在の『人民年鑑』から發達すべきもの)は云ふ迄もなく——は、協同組合同盟、「卸賣組合」及び協同組合新聞並びに出版會社から現在出てゐる種々雑多な定期刊行物の受くるところより損失の危険大ならずして毎週發行され得ると思ふ。然し實際上同じ範圍の組合によつて統制されてゐるこれら三つの聯合機關が斯くの如くに努力を集中するには、一つの共同出版委員會の設置と編輯者に最も才能ある者を選ぶことゝを必要とするであらう。

- (1) 卒直に云つて了へば『協同組合新報』は主として、突如として編輯局の手に入つた論文や書簡や報道や會合の報告等であつて居り、編輯者が見て以て協同組合運動の最重要な『事件』となす事柄を十分まとめて掲載し、確乎たる政策の見地からこれを叙述し究明すると云ふが如きことはなされてゐないやうである。一例を挙げよとならば、我々は一九二二年二月に舉行された或る小賣協同組合による最初の有給理事の選舉とこの選舉に單記移讓投票制が用ひられたことゝが協同組合界にとり極めて重要な且つ興味ある出来事であつたことを指摘し度い。『協同組合新報』は極めて正當にも投票の直前、比例代表協會の不撓の宣傳係の手になつた比例代表制が王立砲兵工廠協同組合に適用され得る旨の記事掲載を承諾した。然し投票終了後、『協同組合新報』は當選者の名以外には事實上何事も掲載せず、選舉の叙述もなければ、如何にして投票が終つたか、組合員の何割が投票したか、三十四人の候補者の形勢に投票の移讓が如何なる影響を及ぼしたか等に就き何等讀者に報ずるところがなかつたのである。何等の證據をも擧げないで唯だ婦人の候補者は總て婦人の投票により敗北した旨の追記を『婦人欄』に載せることにより、詳しい報道は『ギルド婦人』(Gildswoman)に譲ることさへ敢えてしてゐる。
- (2) 若しスコットランドがその必要を認めるなら、家庭向の雑誌と教育方面の雑誌のスコットランド版を別に出せばいいであらう。然し専門的雑誌は宜しく全英國に共通のものたるべきである。

四 協同組合ギルド

協同組合運動の一缺點でしかも運動に對する危険決して小さいとは云へないのは、組合員の大部分が組合の事業に何等の個人的興味を持たず、己のが協同組合を以て或る種の買物をするに適した小賣

店としか考へない習慣であることは、既に述べたところである。協同組合を論じた第一章に於て我々は、それ／＼の地方に於ける組合員の團體たる男子並びに女子ギルド——殊に女子ギルド——が、協同的市民の無氣力な集團中に於ける宣傳と發意的行動との活動的中心となつてゐることを一再ならず指摘した。然しこれら局地的團體の廣汎な活動は、近頃起つた現象である。これらの團體は男女各別の聯合的基礎の上に出來てゐる全國的團體に端を發し、そこからその力を得來つてゐるのである。而してこの全國的團體中、女子の方はイングランド及びウェールズのもの、スコットランドのもの、アイルランドのもの三つある。

女子協同組合ギルド

英國の協同組合運動は、フランスやベルギーやドイツに於けるそれに比し、女子が教育的並びに宣傳的事業に掌り、又或る場合には小賣組合の經營委員會や卸賣組合の四季集會に於てさへ活動するを以て永くその特徴となして來た。然し斯くの如く組合員集會や代表委員會、地方大會や全國會議に出席して活動する女子の数は、夥しい數に上る女子組合員中の一小部分に過ぎないのを常とする。この活動的女子の割合を増し、自ら進んで己のが役割を果すやう女子に進取の氣象を起さしめ、彼等に公共事業に對する教育を與へ、彼等の力を有効に働かすやう組織立てること、これ特に（イングランド）女子協同組合ギルドの任務である。

一八八三年の創立に係る女子協同組合ギルドは、今や自ら協同によつて民衆の福利のために働き、女子自身の向上のために自由を求め、家庭と協同組合と工場と國家とに於ける男女の地位平等を追求する女子の自治機關』であると宣してゐる。⁽¹⁾一九二一年に於けるその構成を見ると、それは約一千の支部の聯合であつて、總數約五萬の女子を會員とし、協同組合同盟の仕組に依つて八つの地理的支區若くは區分に分れ、一の中央委員會と六百人以上の支部代表者の年總會とにより統制される。⁽²⁾會員が比較的に貧困なため、このギルドは中央委員會の収入の半ば以上はこれを「卸賣組合」と協同組合同盟との兩方から得る各數百ポンドの補助金に俟つてゐる。近代の女子勞働組合に於けると同様に、女子協同組合ギルドも亦、その創設は高等教育を受けた中産階級婦人の献身的努力に負ふて居り、又永い間主としてその牛耳を執つて來たのもこれらの婦人である。今やこのギルドが、公共事務に關係せる勞働者階級家婦界に於ける最も代表的な團體たるは疑ひがない。過去三十年の間、中央委員會を組織し來つたのは賃銀生活者階級の女子である。年會議の議長は常にこの階級の女子であり、區分や地方や支部の機構は全部彼等の動かすところである。又ギルド學校の講師や局地組合の集會で演説するを常とする三百人の辯士も亦彼等の階級から出て來てゐる。このギルドの綱領は、協同組合改造問題に就いても將た又自治體政治や全國的政治に就いても、現在四百萬協同組合員を率ゐる男子指導者によつて統制さるゝ「卸賣組合」や協同組合同盟など云ふ一層大なる聯合機關の綱領よりも遙かに『進歩的』

なものである。斯くの如き政策の相違は、このギルドが財政的に協同組合のより大なる然しより少なく理想主義的なる聯合機關に依據せること、相俟つて、諸種のギルドその他の補助團體對協同組合會議及びその中央委員會の正しい關係に就き、女子協同組合ギルドと協同組合同盟との間に、やがて述ぶべき非常な意見の扞格を生ぜしむる原因となつてゐる。

(1) 『女子協同組合ギルド入門』 The A. B. C. of the Women's Co-operative Guild 一九一八年。

(2) 支部の財政は一年一シリング乃至三シリングの會員の會費と局地組合若くは局地教育委員會からの補助金とにより支持されてゐる。そしてギルドの財政は會員毎に九ペンスの割合の毎年の支部支出金と協同組合同盟からの補助金五百ポンドと「卸賣組合」からのそれ三百ポンドとにより支持されてゐる。一九一九年に於けるギルドの収入は千七百四十九ポンドで、支出は千六百七十六ポンドであつた。一九一九年迄は、ギルドは區分幹事に僅かの謝禮を與へるを例としてゐたが、一九一九年に本部役員の仕事を除きギルドの仕事は總て有志のものたるべしと決定した。

(3) 個々の組合及び協同組合同盟は、しばしば女子ギルドの廣汎な目的に反對した。例へば我々は次のやうな事實を聞くのである。『フェイルズウェア産業的組合に於ては、一八九六年二月のこと女子ギルドの委員が、一般並びに教育委員會に出席して何故に彼等の會合に於て政治を論じたかを辨明せんことを求められた。女子ギルド主催の下に開かれた「女子參政權」に關する講演會がいけないと云ふわけである。女子ギルドの役員は、政黨政治を除いて女子の向上を期する如何なる問題をも論ずる權利ある旨主張した……。然し議長の本・ライディング Ben Rydings は、豪も斯かる理論を認めやうとしなかつた。彼等は云つた「我々は斯かることを許し得ない。我々は教育委員會が斯かる問題を論議するを許さない。そしてギルドは、教育委員會の慣習に従はなければならぬ。然らずんば我々は斷乎たる決心をしなければならぬ。」この會見以來、ギルドの綱領は常に教育委員會の議を認ることになつてゐる。」(ジェー・エイチ・オグデン著『フェイルズウェア産業的組合五十年史』一九〇九年、一六

九頁)。

女子協同組合ギルドの歴史は、同時に過去三十年間に於ける女子の地位の變遷を物語つてゐる。ギルドは初め一種の協同組合『母の會』であつた。その創立者の一人の語を引用するならば『私達は自分の仕事を持ちながら會合する。誰か協同組合に關する或る書物を大きな聲で讀み、後でこれに就いて論じ合ふ。』⁽¹⁾最初の數年間はこの會の指導者達は女子が『男子に倣ひ又はこれと競争して、進んで經營委員會——其處では女子は稍もすれば物笑の種となり邪魔物視される虞れがある——の一員たらしんとするが如きは不可なりとした。』⁽²⁾然しこの本質的には『細君の運動』⁽³⁾が漸次發達して一の活動的な機關——相變らず殆ど専ら細君から成つてはゐたが、然し協同組合運動の内外で自ら女子の利益を増進し、協同組合運動の正當なる組織に就いても又一般に産業上や政治上の問題に就いても明白な方針を採る一の機關となつて來た。一九二〇年度の『年報』⁽⁴⁾は云つてゐる『このギルドが協同組合女子で組織さるゝ事實は、よくその活動の方向を示してゐる。ギルドがその會員をして局地的、全國的並びに國際的事項に於ける協同の眞意義と必要とを認めしむること、及び世界の現狀に於て協同組合員から要求さるゝ實際的並びに議會的行動を指摘することに今年程努めたことは未だ曾て存しない。ギルドは又常に、依つて以て母及び家婦が協同組合運動に關する又國民に關するその意見を發表し勞働者解放に寄與するの手段たらんことを期してゐる。』かくてこのギルドは、協同組合の生産を盛んに

し、運動の公の機關『協同組合新報』の購讀者を募り、協同組合が豫備費及び教育費に多額の支出をなさんことを主張し、協同組合同盟と「卸賣組合」との發言にかゝる總ての促進運動を助ける一方、協同組合運動の内部組織に關するギルド獨特の政策を——往々「卸賣組合」及び協同組合同盟に反對して——採つてゐる。例へばギルドは數年の間、協同組合使用人合同組合と協力して、局地組合に雇はるゝと卸賣組合の或る部門に雇はるゝとを問はず總ての協同組合使用人のための全國的最低賃銀率を獲得せんと一の共同十字軍を組織し、その不撓と熱心により遂に局地組合の組合員集會と「卸賣組合」代表者會とをしてその賃銀率を採用せしむるに成功した如きこれである。一九一三年乃至一四年にはこのギルドは、男子と女子が『同じ仕事に對し同じ賃銀』を得べきこと、協同組合運動内に強制的に労働組合を組織すべきこと、これ迄の如く經營委員會と協同組合同盟との代表者から成るのでなく、共同和解委員會として常に組合の經營委員會と組合員とからのみでなく又協同組合使用人合同組合その他の使用人組合からも代表者を出すべき地方賃銀委員會の設置等を主張した。⁽³⁾更に重要な論は、協同組合員が協同組合員として國家並びに自治體政治に參與すべきや否やに就いての永い間の論争に於ける女子ギルドの態度である。協同組合運動内の保守的分子に眞正面から反對して、女子ギルドは、同時に消費者として生産者として將た又市民として團結せる筋力並びに智力労働者全體のための共同綱領作成の目的を以て、協同組合運動と労働黨と労働組合會議との提携を一層密接ならしむること及び國會並びに自治體議員の選舉に際し共同の候補者を相一致して後援すべきことをあく迄も高調し來つてゐる。

(1) マーガレット・ルエリン・デイサイメ著『一八八三年乃至一九〇四年の女子協同組合ギルド』Margaret Lewellyn Davies: The Women's Co-operative Guild 1883—1904 一九〇四年・一〇頁。

(2) 前掲書一一頁。

(3) 協同組合同盟に特に女子の代表者を出さざるべからざる理由は、一九二〇年九月十八日の『協同組合新報』誌上に於て、或る女子ギルド主義者によつて、調査委員會の提出にかゝり一九二〇年二月のブラックプール協同組合會議で主義の上からは承認された協同組合同盟に専任有給理事を設けんとする計畫に關聯して、よく書かれてゐる。『協同組合運動は消費者の機關である。而して家庭の經濟を司る女子は消費者の最も重要な階級である。それは又少くとも協同組合員の半ばを占めてゐる。故にこれらの女子は運動の政策を決定する所では到る處一の席を占めなければならない。運動の全將來に影響する政策を決定すべき新理事會の如き團體に於ては殊に然りである。然し過去の慣例は男子のみに役員地位を與へ、女子が候補に立ち得るとしても男子が既に席を占めてゐると云ふ事實が著しく形勢を男子に有利ならしめる。これは中央委員會の選舉に際して度々起つたところである。而して充たさるべき席の數の甚だ少ない所に於てはそれは最も著しい。』

『この問題は協同組合運動の外に於ても内同様に起つてゐる。今迄のところ最も成績のいゝそして軋轢を生ずること最も少ない解決法は、幾つかの席を明確に女子に與へることである。』

『大きな労働團體の一つが丁度今この問題にぶつかつたところである。たつた先週のこと労働組合會議はその理事會の組織を變更した。最初の案では女子代表を出すの必要を考慮しないで三十人から成る一の評議會を設けることになつてゐた。茲に於てか女子の労働組合が二人の女子を成員たらしむる修正案を提出した。この修正案が可決され、女子から代表を出すことが明かに認められた。』

『労働黨も亦二年前その理事会の組織變更に際し同じ行動に出た。故に理事の四人は女子でなければならぬ。』
『協同組合運動に於ける女子の数は労働組合と労働黨との何れに於けるそれよりも遙に多い。同盟の新理事会に對する提案中の
手落ちを匡正し、五人の理事中一人は女子たらしむるか又は第六人目の理事として女子一人を加へるか何れかに提案を修正する
ことは、各協同組合の権限内にある。女子の理事は宜しく總ての組合により指名され投票さるべきである。』

然し女子協同組合ギルドの活動は、協同組合運動發達の助成と自己の本領たる協同組合改造とに限定されてはゐなかつた。とにかく最近十年間は、ギルドは家婦としての母としての將た又市民としての労働者階級女子の要求と希望との代辯者として活動し、この點に於て女子労働組合同盟 Women's Trade Union League その他の賃銀生活者としての女子を代表する團體の補助團體たらんことを期して來た。又ギルドの行つて來た政治的宣傳は、その傾向明かに男女同權主義的社會主義的ではあるけれども、大部分は抽象的理論や空想的計畫を云爲するには非ずして、直ちに法律や行政的決定と成り得べき諸提案に關してゐる。而して役員の不撓の努力と秀でたる才能とによつて、ギルドが常に労働界に於ける輿論に對してのみでなく又實に議會及び政府諸省に對しても可なり顯著な影響——僅か五萬の會員には全く不相應なそして五千ポンド以下の年收を以てする結果としては確かに驚嘆すべき影響を及ぼしてゐることは、これを認めなければならぬ。政治上の主張を貫くために認められた凡ゆる方法、例へば大臣の許へ人を派遣すると共にその効果を大ならしめるため好意ある常任官吏へ懇談

するとか、意見が兩院を通過するやうに運動すると同時に公の集會その他によつてこれを應援するとか云つた方法は精々利用され來つてゐる。ギルドの年々の會議や總てのその局地集會では、會員は女子に解放さるゝ凡ゆる公の團體に代表者を出すやうに獎勵されてゐる。又一九一六年に産業女子團體常設共同委員會 Standing Joint Committee of Industrial Women's Organisation⁽¹⁾ が設置された結果、ギルドは王立諸委員會や政府諸委員會や大戰開始以來設置された各種の法定諸機關に十分代表者を出し得ることゝなつて來た。⁽²⁾ ギルドはこの雑多な公の事業に従事する全會員のための報道機關として働いてゐるのみでなく、又正確な記事や時宜に適した書信を労働新聞及びこれを掲載せんことを欲する資本家の機關紙に供給する通信社としても働いてゐる。その他凡ゆる方法でギルドは女子参政のための有効な運動、保健省の創設、下女を國營健康保險制度の恩典に俗せしむること、⁽³⁾ 妊産婦手當を母に直接支拂ふこと、妊産婦預所の設置、産婆の養成と檢定等に著しい貢獻をなしてゐる。

(1) 一九一六年に設立され一九一九年に組織が變更された産業女子團體常設共同委員會は次の諸團體の代表者から成つてゐる。労働黨、女子協同組合ギルド、鐵道女子ギルド Railway Women's Guild、女子労働組合同盟、労働者組合 Workers' Union、全國雜労働者組合 National Union of General Workers、鐵道事務員組合 Railway Clerks' Association、全國配給並びに盟友労働者組合、ドック・波止場・河岸並びに雜労働者組合 Dock, Wharf, Riverside, and General Workers' Union、女事務員及び書記組合 Association of Women Clerks and Secretaries、フレイマン協會(女子部) Fabian Society (Women's Group)。『その目的は

次の如くである、(イ)女子に特別の利害關係ある行政上の若くはその他の事業のために政府その他の當局により設けらるゝことあるべき局地若くは中央委員會の委員たるに適する全国各地方の女子の名簿を作成し、古くならないやう時々これを作り變へること、(ロ)これらの委員會が採るべき産業女子のための共同政策を提出し、委員會が必要とすべき情報を得ることに就きこれを助けること、(ハ)産業女子の一致行動を以て有利とすべき國家的重要問題に就いては、新聞紙上の發表や集會や委員派遣等の方法により相提携して運動すること(一九二〇年九月『労働女子附録』Labour Women Supplement『女子團體常設共同委員會報告』)この委員會は、労働黨からは女子問題に關する一の諮問委員會として、又政府諸省からはこれを通じて産業女子團體からの公設委員會への代表者及び治安判事としての代表者が指名され得る團體として認められてゐる。その事業は漸次重要さを増し來り、産業女子に關係ある凡ゆる問題は、この委員會に提出される(一九一九—一九二〇年度『女子協同組合ギルド年報』一六一—七頁)。同年中の委員會から代表者を送つたところは次の如くである。養老金局委員會 Old Age Pensions Departmental Committee、拓殖省海外委員會 Overseas Committee of the Colonial Office、保健省住宅評議會 Housing Council of the Ministry of Health、暴利取締法による中央委員會 Central Committee under the Profiteering Act、訴願委員會 Complaints Committee、原價調査委員會 Investigation of Costs Committee、英國女子海外殖民地協會 Society of Overseas Settlement of British Women、イギリス及びウェールズの保健省諮問評議會 Consultative Council of the Ministry of Health in England and in Wales、児童福利調査局 Child Welfare Inquiry Office、消費者評議會 Consumers' Council、未婚の母とその子のため の全國評議會 National Council for the Unmarried Mother and her Child。今日尙ほギルドの代表者は、これらの中七つの委員會に出でゐる。

(2) 一九一九年にギルドは十七の市並びに市邑會に十九人、ロンドン市邑會に九人、九つの町の町會に二十二二人、救貧委員會に二百二十人の成員を出してゐた。ギルドは又消費者評議會に一人、暴利取締委員會に約二百四十人、二百三十一都市に於ける食料管理委員會 Food Control Committees に約二百九十人の委員を持つてゐた。ギルドからは又三人の委員が保健省のインテ

ランド並びにウェールズの諮問委員會に、一人がその住宅諮問委員會に、又二百九十人が自治體妊産婦委員會 Maternity Committee に、約百五十人が局地保険委員會 Local Insurance Committee に、三十八人が高等教會委員會 Higher Education Committees に、約二百二十人が百九の陸海軍恩給委員會 Naval and Military Pensions Committees に出でゐた。ギルドは又二つの地方農業貸銀委員會 District Agricultural Wages Boards、諸職評議會、労働代表委員會 Labour Representatives Committees、花柳病委員會 Venereal Disease Committee、労働諮問委員會 Labour Advisory Committee、住宅諮問委員會 Housing Advisory Committee 等にも委員を出してゐた(一九一九—二〇年五月『女子協同組合ギルド第三十七年報』The 37th Annual Report of the Women's Co-operative Guild 参照)。

(3) 一九一五年、『母性』Maternity と題する書物が發行され、その中にはギルド會員等の執筆にかゝる妊娠中の適當な補助と保護との缺如に基く彼等の苦痛に就いての力あるそして飾氣のない記述が載せられてゐるが、一の任意的團體から斯くの如く努力した出版物の出たことは、未だ曾てこれを知らない。一九一八年に至つて遂に議會が妊産婦及び幼児保護法 Maternity and Infant Welfare Act を通過せしめ、以て地方廳をして公設産婆、妊産婦預所と並びに『妊産婦手当』^{マザン・ヘルプス}の制を設くるを得しむると共に、各妊産婦委員會には少くとも二人の女子を委員たらしむるを要することとしたのは、主としてギルドの倦むことなき活動の結果である。

結果が良いにしろ悪いにしろ、ギルドの活動的な指導者達はその努力を『危げのない』問題や穩かな慈善的提案には限つてゐない。ギルドの局地大會や全國會議を通過した決議の中及びギルドが配布してゐるパンフレットやリーフレットの中には、常に國家財政や外交問題に關する極めて急進的な要求が見出されるのみでなく、又離婚法の改正に關する所謂『進歩的』なそして確かに極めて論争的な意見が見出される。

さて、協同組合同盟と女子協同組合ギルドとの間に、同盟から補助を受けんことを欲する運動の補助團體に認めらるべき自決権の程度に就いて烈しい論争を惹起したのは、この一見何等の關係なき離婚法改正問題からであることは、組織ある英國労働者階級の特徴を示すものである。既述の如く英國の協同組合運動には、英國の労働組合運動に於けると同様に、過去半世紀間多くの大陸労働者階級運動の非常な妨害分子たりし信仰上の分派に基く敵對團體なるものは常に存在しなかつた。英國に於ける運動の斯かる一致を見るためには、信仰異なる人々の間に烈しい論争を惹起す世俗教育の問題や離婚に關する法律の問題に就き旗飾を鮮明ならしむることは、愼んでこれを避けねばならなかつた。大きな協同組合の加入者の中とか、地方大會や全國會議とか、局地委員會や中央委員とかには、常にアングリカン派や非國教派の人々が見出されるのみでなく、又排宗教論者やローマ舊教徒が見出される。故に或る種の問題に就いては、如何に多數の人々が或る提案に賛成であらうとも、或る程度の愼みと遠慮とを忘れないのが慣例となつてゐる。離婚法をして男子と女子とを又富者と貧者とをより平等に扱はしめんとする提案に女子協同組合ギルドが與へた後援は、それが殆んどギルド全會員一致の意見であつたと云へ、上述の傳統的中立の違犯なるかに思はれた。果せる哉この後援は協同組合運動内のローマ舊教徒の大不平となり、彼等は補助團體の斯かる行動に抗議した。茲に於てか一九一四年の協同組合會議は、女子ギルドが離婚法改正運動を斷念し且つ將來聯合委員會の承認なき如何なる事業に

も手を出さないとの條件付で、例年の補助金四百ポンドを再び與へることに決したのである。女子協同組合ギルドの獨立に對する協同組合同盟側のこの干渉は——女子にとつて重大な關係ある問題に就いて起つた、めに殊に然るを見るのであるが——ギルド會員の大憤慨を招くに至り、ギルドの會議はギルドの自由と獨立とを制限する條件の付せられたる如何なる補助金をも受くることを強硬に拒絶した。一九一八年に至つて協同組合同盟とギルドの中央委員會との間に一の妥協が成立したが、一九二〇年二月に於ける協同組合特別會議の際不和は更に再燃した。蓋し同會議に於て、總ての補助團體は『會議の決定と同盟中央委員會の命令とは常に無條件に服従すべし』との調査委員會の勸告が、中央委員會は補助團體の委員會に代表者を送るの權利あること、すべき旨の提案と共に可決承認されたからである。これを見たギルドは、その態度を鮮明ならしむべく一の念入りな陳述書を公にしたが、今その一部を摘記すれば左の如くである。

中央委員會は、ブラックプール會議が補助團體に關する調査委員會の提案を可決せることを甚だ遺憾とする……中央委員會は、協同組合運動の如き大民主制に於ては、最も大なる活動と進歩とは上からの統制を受くることなき^{フランク・ア・ド・ファイル・ニゼー・シヨク}伍團體^{イニシヤテイブ}の特徴たる發意的行動と熱誠とに俟つべきものなるを信ずる。故に我々が調査委員會の提案に反對するのは、活氣ある生活に極めて必要な且つ責任ある自治に伴ふ『法律と秩序』に甚だ必要なこの自由を得んとする一般的根據に基くのである。

しかのみならず、自由發展の必要は、女子の力に俟つこと頗る多き協同組合運動内に於ける女子の團體に對し

て殊に大なるものがある。女子の意見が発表の機会を得且つ正當に尊重されんがためには、彼等自身の方針に基く發展が妨げられざることが肝要である。⁽¹⁾

(1) 女子協同組合ギルドは、斯かる條件の付くことは今回を以て嚆矢とし且つギルドの他の活動と何等抵觸せずして現に「卸賣組合」のためになさるゝ仕事に對する「卸賣組合」からの同様な補助金には斯かる條件は付いておないと云つて抗議した。女子協同組合ギルドは、その年會に於て決議して曰く「我がギルドは既に自力によつて獨立に行動し且つ己の方が方針を立て得るの地位に達したるを以て、本會議は、我がギルド並びに協同組合運動の將來の發達は一に過去に於けると同じくギルドの政策が會員自身によつて民主的に統制されることに懸れるを信じ、ギルド補助金に對し協同組合中央委員會の提議せる條件を承認し得ざることを宣言する」(女子協同組合ギルド一九一四—一五年度『年報』七頁)。

(2) 『協同組合新報』一九二〇年三月十三日號所載ルエリン・デイウイズ嬢の陳述書。

スコットランド並びにアイルランドの女子ギルド

何れも明かに女子協同組合ギルドの範に倣つて作られた二つの姉妹ギルド、即ちスコットランド並びにアイルランド女子ギルドの各自の歴史と構成とは、極めて簡單にこれを述べることが出来る。スコットランド女子ギルドは一九二二年の創立に係り、一九二〇年の會員數二萬九千人で、これが約二百の支部と七つの區分^{セクションズ}に分屬する。一年の収入は數百ポンドであつて、それは主として協同組合同盟、スコットランド卸賣組合その他の協同諸團體の補助に俟つところである。このギルドは最初の數年間、「女子と協力するを欲しないところの、且つ女子が協同組合内の一勢力たるを好まないところの」

男子經營委員から非常な反對を受けたやうである。⁽¹⁾アイルランド・ギルド(元はスコットランド・ギルドのベルファスト支部であつた)は一九〇六年の創立に係り、一九二〇年の會員數二千であるが、このギルドは云ふ迄もなくアイルランドの國情のため殆んど發展の機會を持たなかつた。これら種々の理由により、スコットランド並びにアイルランドのギルドは、その範とした女子協同組合ギルドよりは活動も著しく制限され、協同組合運動並びに一般世間に及ぼした影響も遙かに少ないものである。實際上兩ギルドの事業は、主として家事講習會の開設、母と子供の休息所の設置及び局地協同組合の社交的並びに教育的事業の援助のみに限られてゐた。然しスコットランド女子ギルドは、その會員の幾人かを管に協同組合の經營委員や教育委員にのみでなく、又幾つかの地方廳にも出すことに成功してゐる。

(1) 一九二二年八月二十四日の或るギルド大會で讀まれた論文『協同組合運動に於ける全國協同組合男子ギルドの地位と事業』

The National Co-operative Men's Guild: its Place and Work in the Movement.

全國協同組合男子ギルド

一八八三年に女子協同組合ギルドの設立を見て以來、二十年以上も、これに比し得べき協同組合運動男子組合員の團體を設けんと何等の計畫も聞かなかつたやうである。やがて『男子ギルド』の設立を見たが、それは最初から協同組合同盟中央委員會及びその中央教育委員會と密接な關係を持つてゐる。

た。全國協同組合男子ギルドの會長で同時に協同組合同盟中央委員會の一成員たるダブリュウ・エイチ・ウオットキンズ氏は述べて曰ふ『ギルド會員一般の要求は、經營方法、事業と集會との指揮、規約の適用、會計の仕組、一般協同組合の活動と資源等に關する報道を得んとすることが、やがて解つて來るであらう。これに續いて協同組合界全體のより廣き概觀を得んと欲求が起るであらう。』此處でも亦この新ギルドは、女子協同組合ギルドにその範を求めしこと著しきものがある。然し百五十八の支部に分屬する約六十の總會員ある『男子ギルド』は、二三の組合に於ける場合を除き、大した活動振りをを見せてゐるとも又大いに地方生活を向上發展せしめたとも云ひ得ない。幾つかの局地組合の勧めに従ひ、協同組合同盟教育委員會は、兩ギルドが合併して『男女兩者を會員とする一の協同組合員ギルドCo-operators' Guild 設立の議』を攻究せんため、男子並びに女子ギルドから代表者を出した一の協同組合を開催した。⁽²⁾ この計畫は遂に一九二〇年一月の女子協同組合ギルドの『全評議會』集會に於て論議されたが、男女混成ギルドは女子ギルドの自治を破壊せんとするものであり、既婚労働女子の要求と意見とを代表する主要なる全國的機關としての、又依つて以て國家の行政的^{アドミニストラティブ・ポスト}地位への任命が行はるゝ團體としての女子ギルドの地位を害はんとするものであると決定した。一九二〇年にイースタ^{イースタ}Londonに於いて開かれた男子ギルドの年會も亦、この例に倣つて女子ギルドとの合併を拒絶した。又『混成』ギルドの設立は、協同組合運動の既存の機關、即ち組合員の總會や分會や區會、地

方の大會並びに^{アソシエーション}リーグ組合に於ける局地委員會の如き各組合内の組合員代表團體等總て男女に等しく開かれた機關を徒らに重複せしむるに過ぎないであらうとは、實に當時の輿論であつたのである。

- (1) 一九一九年—二〇年五月『女子協同組合ギルド第三十七年報』一六頁。
- (2) 男子ギルドは、教育的目的を持つ一つの團體たることを期して、一九〇六年にストラトフォード協同組合の數人の男子組合員により初めて設けられたものである。一九一〇年には同様な團體がニューカッスル、ブラッドフォード、リヴァプールその他にも設けられ、一九一一年には協同組合會議は、一つの全國的ギルドの設立を決定し、該全國的團體の規約並びに目的を定めるため同盟中央委員會、教育小委員會、當時存在せる九つの男子ギルド等の代表者十一名より成る一の協同組合の開催を命じた。このギルドの目的は教育的社会的で、個々の組合員に協同に對する眼界をより廣からしむやう奨励し、彼等と他の協同組合員との結合を密ならしむるに定められた。即ち第一には、各方面の男子組合員をして協同組合運動の活動と發達とに對する興味を喚起し維持し増加せしめ、一般的には、協同の原則を知らしめて人事百般の事に對するその應用を授けるにあるのである。ギルドの事務は次の人々がこれを處理する。支部から三年の任期で選出され三分の一は毎年退く十二人の成員より成る一つの^{セントラル・カウンスル}中央評議會、一人の會長（これは協同組合同盟中央教育委員會の委員長がなる）、一人の副會長（中央評議會から中央評議會に選出される）、中央評議會の任命する一人の會計係及び二人の共同幹事（一人は支部から選出され、今一人は協同組合同盟中央教育委員會の幹事がこれになる）。役員の選舉は毎年行はれる。支部は毎週又は隔週會合し、希望會員七名以上あれば何の組合にても設け得る。そして自ら役員を選び、自ら規約を作成することが出来る。支部の年會は中央教育委員會のイースタ集會に先だつ一ヶ月に開催され、中央評議會は中央教育委員會がイースタ集會を開いてゐる間にその集會を開催する。ギルド支部の存しない組合では、人々は毎年一シリングの會費を納めることにより准會員となることが出来る、投票の權利を獲得する。支部は毎年

三ハンスの據金を中 央 經 營 基 金に拂込み、「卸賣組合」は毎年五十ポンドの補助金をこれに支出し、會計不足の場合には協同組合同盟これを填補する。一九二〇年の不足は百六十一ポンドであつた。一九一八年には六つの地方評議會ディストリクトカウンシルズがバーミンガム、マンチエスタ、ロンドン、ヤージ Mersey、ヨークシア及びスコットランドに設けられた。これらの評議會は中央評議會の承認の下に設けられたもので、それは中央評議會へ定期的に財政、會員數及びその地方にある支部の活動を報告することになつてゐる。これらの評議會は中央評議會の事業をその地方に於て實行し、集會を開催し、支部集會の演説者名簿を作成し、週末學校を開設し、社交的の催しをやつたりなどするのである。

さて協同組合運動の聯合機關に就いて述べた本章を終るに際し、我々は本章の劈頭に述べたと同じ注意を再び此處に繰返し度いと思ふ。自主的な組合が自由に結合して自由且つ自主的な聯合を作ることは、民主的組織の技術と科學とに英國協同組合主義者のなしたる最も貴重な貢獻の一つである。この理由からして我々は、スコットランドは暫らく除くとしても、イングランド並びにウェールズの協同組合主義者が、コーンウォールからノーサンバランド、カンタベリ Canterbury からカーライル Carlisle に至る間の數千の支部をマンチエスタ若くはリヴァプールの本部から支配する一の全國的組合を以て總ての自主的局地組合に代えんとする提案を採用すべしとは想像し得ない。我々は又、一の全國的な最高の會議並びに理事會を組織し、その年會をして加入組合の服従すべき政策を決定せしめ理事會をしてこれを強行せしむることが實行可能のことだとも又希望すべきことだとも考へない。或る目

的で聯合を作る諸組合が、該聯合團體の規約中に加入の條件を規定するは、嘗に許し得べきことたるのみでなく又現に必要なことである。そしてこれらの條件が實際に於て、時々加入を希望する組合の或る者を除外することもあるであらう。この方法は、云ふ迄もなく、イングランド並びにスコットランド卸賣組合、協同組合同盟、女子並びに男子ギルド等の規約中に等しく採用されてゐる。然し或る聯合に加入せる組合がこれらの必要條件を充たしてゐる以上、協同組合主義者が、實際上局地組合の自主權を犯すところの繼續的立法の權利を該聯合の理事會或は聯合の代表者會に與へるのは間違ひだと思ふのである。最後に今一つ云ひ度いのは、イングランドとスコットランドと別々にでも又は大ブリテンとアイルランドと共同でも、唯一つの協同組合聯合團體のみ存することが利益だとは始んど信ぜられないことである。異なつた職分を持つ幾つかの聯合が相並んで存在し、特種目的のため（例へば宣傳と出版のためとか又は労働組合と協力して全運動を通じて雇傭條件を定めるためとか）には共同委員會を設けて連絡をとるのが却つて有益だらうと考へる。而して我々が斯かる言をなすのは、我々が全國的組合に反對する局地自治の熱狂的信奉者たるが故でもなければ、又合同に反對する聯合の熱狂的信奉者たるが故でもない。兩者何れも適當な範圍に於てその必要が認められる。將來の協同組合國に於て望ましきは、民主的機關の唯一の鞏固なる構成には非ずして、中央的なもあれば局地的なものもあり、強制的なものもあれば任意的なものもあると云ふ風に、斯かる機關の凡ゆる種類が存在する

ことである。消費組合運動は自主的組合の自由聯合の原則の番人たること、正に恰かも政治的民主制が各國民の存続を確保するため必然的により大なる程度に於て中央集權と全體に對する部分の從屬とを主張せざるべからざると同じであると思ふ。

第三章 協同組合使用人

協同組合運動は、消費者としての消費者の結合から成るのではあるけれども、それは必然的に今一つの方面を有する。その築き上げて來た巨大な事業の經營上、協同組合員は極めて多様な才能と訓練との且つ非常に多くの種類と段階との男女の一軍——一九二一年にはその數二十萬人に近い——を使用しつゝあるのである。この中約四分の三は幾つかの局地組合に、又約四分の一は二つの卸賣組合に雇はれてゐる。恐らくその殆んど全部は、或る局地組合に加入することにより自ら協同組合員たるか、然らずとするもとにかく或る組合員の家族となつてその世帯内に住むことによりその恩惠を受けてゐるであらう。然し賃銀又は俸給を得てその全生涯を組合員仲間のため仕事に用ひつゝある使用人としての彼等の利害は、生活の資を運動外で得つゝあるこれらの組合員仲間の利害とは必ずしも一致しない。これら協同組合使用人の地位と彼等に對する運動その者の關係とは、永い間の論争の種であり、今日もなほ非常に重大な幾多の問題を惹起しつゝあるのである。使用人から起るこれらの問題と困難とは、常に協同組合員自身によつて運動の記録内で無視又は看過されてゐるのみでなく、外部の歴史家や批評家によつても亦無視又は看過されてゐるのを常とする。問題を申分なく解決せんための

第一條件は、事實を詳細に究明することだと思ふ。これ我々が、稍長きに失すると一部の人には思はれるかも知れない程度にこれらの事實を論究せんとする所以である。斯かゝる究明は又附隨的に、この事柄に就き協同組合運動の隅々にまで起り來つた思想の變化と、民主制上の幾多の問題に對するその影響とを明かならしめるであらう。尙ほ問題は、普通考へられてゐるやうに、『生産』と『分配』の兩方面で異なるものではないことを注意しなければならぬ。これらの問題は、局地組合に雇はるゝと兩卸賣組合に雇はるゝとを問はず分類上生産方面の仕事の従事者とされてゐる協同組合使用人の十八分の七（一九一九年末には六萬八千人）と、分類上分配方面の仕事の従事者とされてゐる十八分の十一（一九一九年末には十五萬五千人）——この兩者間に明白な境界線を劃することは實に益々困難となりつゝある——とに共通な問題なのである。

最初先づ過去に於ける論争の跡を顧みるのが有益であらう。協同組合運動の最初の三十年間、即ち實に一八七三年「卸賣組合」がその諸生産部を設けるまでは、運動に於ける使用人の地位なる問題は殆んど起らなかつたと云つてよい。初期の消費組合の經營委員とその僅かな使用人との間に起つた困難は極めて僅かなものである。表ての店で雜貨の荷を解いたりその目方を量つたりこれを包んだりする大人や子供、愛顧するゝ「組合」が新敷地に發展し次々と部門や支部を増すに伴れ一人づゝ採用されて増えて來た店員、これらの人々はその町普通の賃銀で組合員仲間には雇はれて、その上團體的雇主たる組

合員と社會的平等を得これと友誼を結び且つ屢々密接な家族關係に入るの愉快を持ち得ることを以て満足し、何等それ以上の地位を要求しなかつた。近年に至るまで協同組合の使用人は、組合員となるやうには殆んど絶えず獎勵せられてゐたけれども、既述の如くたとひ組合員仲間がこれを選んだとしても經營委員になることは明かに禁ぜられてゐたし、又多くの場合經營委員の選舉權さへ持たなかつた。

使用人の地位に關する最初の論争が起つたのは、何等直接使用人に就いてはなく、協同組合組織の理論に關する意見の相違からであつたと云ふことが出来る。店員を以て組合の經營に當るものとか賃銀生活以外の地位を有するものとか考へる人は未だ嘗てゐなかつた。「卸賣組合」が運動全體のための仕事を行ふ必要からマンチェスターで雇つてゐた倉庫人夫や荷造人に就いても亦同様である。然し「卸賣組合」が一八七三年に自ら諸生産部を設けた際、レスター及びクランアソルで雇はれてゐた靴工とピスケット製造工との地位に關して問題が起つて來た。當時協同組合運動内で勢力のあつたトマス・ヒューズ Thomas Hughes、イー・ヴァンジッタト・ニール、ジョージ・ジェーコブ・ホーリオーク、エドワード・オーエン・グリーンング Edward Owen Greening 等中産階級の理想主義者——自治工場の形式で協同的生産を創始し且つ『自己雇傭』の理想を振興せんために協同組合運動に加入してゐた人々——にとつては、「卸賣組合」が生産部を設けると云ふことそれ自身が既に承認し難きことであつた。彼等が寧ろ望んだことは、生産者組合の基礎の上に立ちその生産品を消費者組合——その産業統制權は

『分配的産業』の範圍に止まるべきだと彼等は曰ふ——に賣却する自治工場の増設であつたのである。然し生産者組合による組織は、多くの産業に於て明かに實行不可能であつた。而してそれが試みられた所では到る處、實に全く歴然たる失敗に終つてゐるのである。又協同組合がその使用する品物を營利的資本家から購入せずして自ら製造するが如きは水久に企つべきところに非ずなど云ふ議論は、殆んど成立し得ないと云つてよい。茲に於てかこれらの大膽な協同組合理想主義者達は、この『使用のための生産』に雇はれてゐる筋力賃銀生活者のため少くとも事業の『利潤の一部分配』を要求した。然し斯くの如き要求は、『交易のための生産』に代ふるに『使用のための生産』を以てせんとする消費者組合としての協同組合の基礎その者と相容れない。『利潤分配』の主張者達も、小賣組合の發展と卸賣組合の設立との結果必要となつて來た大勢の店員や倉庫人夫や荷造人や書記等の賃儲には別に反對してゐなかつた。單なる『分配』には雇人等が道德的に要求し得る『利潤』なるもの、存せざることを彼等も亦認めてゐたのである。然し「卸賣組合」が一度び『分配』から『生産』へと進出するや、彼等は主張して曰く、衡平の觀念否協同組合の精神その者がレスタ工場の靴工及びクランプソルのビスケット製造の管に充分なる標準賃銀と好い労働條件とを與へらるべきことを要求するのみでなく、又彼等がその作出を助けた——と論者は云ふ——『利潤』（彼等自身の工場の利潤たる）と廣く「卸賣組合」のそれたるを問はずの一部分を分配さるべきことを要求すると。我々は今此處に、二十

餘年間會議毎に用ひられた論據とか、行はれた議論の詳細とかを再述する要はない。使用人自身は實際に少しも與らなかつたこの争ひは、實に産業組織の二つの相對立せる觀念間——爾餘の世界との交易のために生産者群によつてなされる、製造（従つてその生産たる）や『利潤』を目的とするもので、その利潤に對しては筋力労働者が恰かも資本家に對すると同様に幾らかの分配を要求し得べきは當然である）の觀念と、自らの消費若くは役務のため全消費者民主制による製造（従つてその生産たる）や使用のための生産で、その中には分配すべき何等の『利潤』もあり得ない）の觀念との間——のあの舊い争ひであつたのである。然し遂に多數の協同組合主義者には、理論を離れて次のことが明かになつて來た。即ち卸賣組合の各製造部にゐる多種多様の労働者に、彼等が従事してゐるそれらの特種産業の『利潤の分け前』に眞に相當するやうな何物かを與ふることが全く實行不可能なこと、及び實に生産品は市場で販賣されるのではなくて唯だ勝手に評價して他の部へ移送されるに過ぎないから、斯かる『利潤』なるものは明確に量定され得ないことこれである。『生産方面のもの』たると『分配方面のもの』たるとを問はず「卸賣組合」の總ての使用人に事業全體の利潤の分け前を與へることは、何等の利益をも齎すものではなくて、唯だ賃銀に附加される増減有無常なきボーナスとなることあるに過ぎない、とイングラント協同組合主義者には觀ぜられた。蓋しこれらの利潤なるものは、主として管に職工の熱心若くは能率と無關係な市場の拍子に支配されるばかりでなく、又目指す『購買高

を標準とする配當』の額に就いて採られる方針により左右せられるからである。スコットランド卸賣組合の理事達は賃銀以外に斯かるボーナスを與へることに決定したし、又幾つかの小賣組合も期間の長短こそあれ總ての使用人のため同じくこのボーナスを與へて來たが、我々の窺知し得る限りでは、何等見るべき成績を擧げてゐない。イングランド卸賣組合の理事達は、労働組合側の輿論に従つて、賃銀外の斯かるボーナスは報酬の形態として有用若くは望ましいものではないと決定し、又その後數回の代表者會も協同組合員と共にこの意見に賛成した。この意見は又、フランス、ドイツ、ベルギー、イタリー等の他の諸國——これらの國々ではその絶滅こそ協同組合の眞の目的たる『利潤』なるものを使用人に分配するなど云ふ考へは決して起らなかつた——の協同組合主義者からも殆んど一般的に認められたところである。而して多くの歳月を閲みした今日に於ても、我々の解するところでは、理論經濟學者亦同じ意見を持つてゐる。スコットランド卸賣組合は、その利潤分配の何等特別の益なきを知り且つその加入組合ではこの方法が最早殆んど行はれないと見たので、一九一八年に至つて遂にこの方法を廢止した。然もこれがために何等不平非難の聲起りしものあるを聞かなかつた。他の場所でも述べた理由によつて我々は、雇主が資本主義的會社である場合でも尙ほ雇主と雇人との間に『利潤分配』を行ふべき何等の理由をも見出さない、否實に幾らかの不利益さへもこれに伴ふと考へる。而して雇主が消費組合か自治體か又は國家であつて、雇主自らがその組合員か市民かの大部分(時

にはその全部)を占めてゐるやうな場合には、利潤分配の理由や利益が殖えるはあるか却つて實に少くなると思ふのである。

三十年間にも涉るこの『利潤分配』に就いての論争は、協同組合運動内の使用人の地位如何の問題の眞の歸結を愈々曖昧ならしめたに過ぎなかつた。斯かる歸結なるものは有り得ないと永い間云はれてゐた。イングランド卸賣組合の代表者達は、協同組合工場内の労働者が『若し常に開放されてゐる協同組合の加入者であるならば、彼は既に充分事業の仲間であるのだし、又若し加入者でないならば彼は自ら好んで協同組合外に立つものであり従つて組合に對し何等特殊の要求權を有しない』と主張せんと試みたのである。⁽¹⁾多くの熱心な協同組合主義者は、協同組合使用人間に労働組合の出來ることにはさへ反對し、同盟罷業を以て脅威されて驚愕した。然し「卸賣組合」の或る製造工場の使用人にとり、又は大協同組合の或る生産部の使用人にとつてさへも、唯だ協同組合の加入者だと云ふことのみでは搾^{スエツテ}汗^{ツケ}や個人的壓迫を受けないとの保證としては信頼し難いものと思はれた。十九世紀の極く末迄は、同時に組合の使用人たる組合員には絶対に理事の選舉權を與へないのが普通であり、又組合員集會が待遇の悪いことに對する使用人側からの不平に——使用人中の何人か『問題を起すこと』により解雇を覺悟して大膽に述べるやうな時ですら——耳を傾けるのを極端に嫌惡したことは、既に述べたところである。協同組合運動の使用人は極めて多く若い人達であつた。そして永く勤めてゐる

人々でも、十九世紀の極く末迄は尙ほ殆んど労働組合の組織なき職業に従事してゐたのであつて、到る處彼等は安賃銀で働いてゐた。

(1) パーシ・レッドフアーン著『自一八六三年至一九一三年「卸賣組合」の歴史』The Story of the Co-operative Wholesale Society, 1863-1913. 八一頁。

局地協同組合の経営委員を勤めてゐた凡庸な人々は、その使用してゐる數人の機械工や大工、あちこちの靴工、多數の店員やパン焼きや衣服職工や車屋等が労働問題を惹き起して來やうなどは殆んで考へてゐなかつた。普通これらの人々は、組合事業の發展と共に如何なる人員が必要であるか、又附近の商店と違はない條件の下に幾何の賃銀を支拂ふの要あるか等の問題は、支配人をしてこれを決定させてゐた。彼等はこれらの賃銀が多くの場合恐ろしく低いものなること、又労働時間が——よし一般小賣商店の店員のそれより長くはないのは事實としても——哀れな使用人に娛樂や修養のための餘暇或は親や市民としての義務を果すの餘暇なからしむるやうなものだと云ふことを知らなかつたのである。⁽¹⁾勿論幾つかの改善が協同組合主義者によつて行はれた。毎週半日の休みを與へる制度は、既に早く一八六一年からポルトン協同組合の採用してゐるところであつて、フェイルズウアース協同組合はその後間もなく又ベイズリ共濟協同組合は一八六二年にこの制度を認めてゐる。⁽²⁾而してこの制度は小賣商業に於てそれが一般に行はるゝに至つた遙か以前に協同組合の使用人には普通^{コンセン}(尤も未だ普遍^{ユニヴァー}

的とは云ひ得なかつたが)のことゝなつてゐた。又病氣の際には屢々より人道的な待遇が與へられ、一般に一層大なる考慮が拂はれてゐた。然し十九世紀の極く末迄は、協同組合使用人中比較的地位低き者殊に女子や少女が小賣商店で普通に見られるやうなあの驚くべき低い賃銀を受けてゐたのは事實らしい。消費組合による産業組織に於ても労働組合運動の必要なこと豪も國有制度や資本主義制度に於けると異ならないことが漸次明かになつて來た。

(1) 一八九三年、當時スコットランド卸賣組合の理事長であつたウキリアム・マクスウェル氏(今はサー)はプリストルで開かれた協同組合會議に於て一の論文を読み、その中で協同組合はその使用人に長きに失する労働時間を強ひつゝあるやうに思はれる旨述べたため、協同組合運動内に大狼狽を惹起した。氏は組合の^{ストア}營業時間——これは實際の店員労働時間より約五乃至十パーセントが短い——のみに就き立論して、組合の九十三パーセント五は一週六十時間以上、四十三パーセント四は一週六十六時間以上營業し、又百六十三組合即ち報告ありし組合の十三パーセント五は一週七十時間乃至八十五時間も營業してゐる旨述べた。徐々に且つ漸次に改善が行はれた。然も十六年後の一九〇六年、一週七十時間乃至八十五時間のもの尙ほ四十組合を算し、六十六時間以上のもの二十三組合を數へ、又九百四十七組合即ち全體の七十六パーセント七の營業時間は一週六十時間以上であつた。ジェー・ホールズウアース、アール・ジェー・デイヴィズ共著『店員の労働生活』一九一三年、J. Hallsforth and R. J. Davies: The Working Life of Shop Assistants, 七八—八〇頁。

(2) エフ・ダブリュウ・ヒープルズ著『大及び小ポルトン協同組合史』History of the Great and Little Bolton Co-operative Society 一九〇九年三八二頁。ジェー・エイチ・オクデン著『フェイルズウアース産業的組合五十年史』三三頁。デイヴィッド・ロウト著『自一八六〇年至一九一〇年ベイズリ共濟協同有限責任組合五十年史』David Rownt: Jubilee History of the Paisley Provident Co-operative Society, Limited, 1860-1910 一九一〇年、五二頁。ポルトン組合は夙に、一年に二日の賃銀全額を

給する休暇を興へてゐた。一八九〇年にはこれを四日とし、一八九四年には更に六日とした。一八九四年にオールダム街平協同組合は、分配方面の仕事に従ふ總ての使用人に、一年にまる一週間の賃銀を給する休みを興へることとした(シー・ウォールタズ著『オールダム街平協同組合史』O. Walters: History of the Oldham Equitable Co-operative Society 一九〇〇年、一九〇頁)。

問題は先づ有力な労働組合——組合員の小部分が局地組合か卸賣組合か何れかの協同組合に雇はれて居り、時々賃銀や労働時間その他の雇傭条件が總ての場合に一般労働組合の標準と正確に一致しないと不平を鳴らす機會ある靴工、機械工、大工、指物師の如き職人の労働組合——から起つて來た。争議が起り、同盟罷業さへ行はれた。尤も大規模なのは餘りなく、又劇しいものもなかつた。普通は悪感情を止めずに早く納まつた。争ひとなつた金額は餘り大きなものでなく、且つ協同組合の經營委員もその競争者たる資本家の雇主より安い賃銀を支拂はうなど云ふ考へは少しも持つてゐなかつた。一般にこれらの經營委員も支配人も、労働者が自己の権利となすものを寧ろ知らないでやつてゐたので、決してこれを無視せんとしたのではないのである。然しながら、消費者として團結せる賃銀生活者と生産者として團結せる賃銀生活者との間のこれらの小さくはあるが然し度々繰返される争議の弊を矯めんがため、既に早く一八八二年に於て『相互の了解を促進し、協同的生産の振興を圖る目的で』労働組合會議と協同組合同盟との一共同委員會が設けられた。労働組合員と協同組合員との間に自治工場に對する信仰の漸く薄らぎ來たと共に、この委員會は労働組合と協同組合との間の争議

の際に於ける調停委員會となつて來た。労働組合會議委員會と協同組合同盟とからそれ〴〵四名づゝ出る代表者を以て組織せられるこの委員會は、『調停者の役を勤めんため……協同組合とその使用人との間に起る凡ゆる争議に對し』充分な調査を遂げ、その調停が容れらるゝと否とを問はず詳細な報告を労働組合會議と協同組合會議とにそれ〴〵提出することを企てたのである。一八九九年と一九〇八年とにこの共同委員會は(何れも満場一致で出席代表者の承認するところとなつた上記兩會議への報告中に)述べて曰く『協同組合の大工場、工場、若しくは賣店は、公認労働組合賃銀率を支拂ひ且つこれらの大工場、工場若しくは賣店の存する地方に於けるそれ〴〵の特種産業分派に普通行はるゝ公認労働組合労働時間を採用しなければならぬ。』又曰く『労働条件に關する如何なる不平も、同盟罷業若しくはロックアウトの舉に出づる以前先づ共同委員會の調停に附せ』られねばならぬ。

消費者として團結せる労働者と生産者としての關係に對するこの解決方法は、恐らく終局的のものだらうと思はれた。偉大なる全國的労働組合運動の協同組合運動に對する要求は、團體取引に依つて資本家の雇主から贏ち得た雇傭条件が協同組合の經營委員及び大卸賣組合の理事により形式的にも精神的にも認めらるべく、これに加ふるに労働組合と協同組合とてふこれら二大労働者階級組織の役員が社會的同等者として相接するの權利を以てすべしと云ふのがその總てであつた、而して協同組合労働組合兩運動間のこの講和條約は當時の労働組合運動の哲學と一致した。十九

世紀後半の労働組合指導者は、暗黙の裡に現在の産業組織を承認し、その勢力を個々の職業若くは技術業の内で労働者が團體的に雇主と締結する契約の条件——同時に總ての労働条件と個人的壓迫からの完全なる自由とを含む——の維持並びに漸次的改善に集中したことは、既に他の所で説明した。當時の労働組合指導者は、一方に於ける資本家的營利業者の私的企業と他方に於ける消費組合運動又は國家並びに自治體事業との利害得失を論ずる際、殆んど専ら營利的雇主と消費者の代表者と市民との何れが己の組合の組合員に最良の労働条件を供するやの見地よりしてこれを論じてゐたのである。(1)

(1) シドニ並びにピアトリス・ウェップ著『労働組合運動史』一九二〇年版六四九頁。

かくして協同組合労働組合兩運動間に安定を見んとする形勢を示したが、この形勢は三つの新事實によつて覆された。先づ第一に、二十世紀の初葉に於て、類似の資本家企業に於ては組合を有しないか然らずとするも極めて不完全な組合しか有しなかつたとして何等の公認された標準雇傭条件を得ること出来なかつた種々の労働者から主として成立つ協同組合使用人の有力な労働組合の發達を見た。茲に於てか『道徳的最低』とか少くとも『最低生活賃銀』とかを標榜して協同組合使用人の特別待遇の要求が起つて來、そはやがて協同組合經營委員に成つてゐる團結鞏き熟練職人の生活費に近い最低生活費の要求に變つて來たのである。第二に、協同組合使用人の組合の有能で元氣旺盛な指導者は、各産業は關係労働者これを統制せざるべからずとなす新學說の影響を受け、消費者の組合と生産者の

組合との要求し得べき産業管理權の輕重如何てふ舊い論争を、一の新しいとして一層微妙な形に於て提起して來たのである。而してこれら二つの新しい原因、即ち協同組合使用人に特別条件を與へよとの主張と、協同組合使用人の組合をして協同組合の産業を統制せしめよとの要求とから、労働組合運動自身の中で、局地協同組合内及び卸賣組合の事業内で働いてゐる各種各階の労働者は如何なる基礎の上に労働組合を組織すべきかに關する烈しい論争——やがて協同組合使用人合同組合をして自治體使用人組合 Municipal Employees' Union と同様に労働組合會議を脱退せしむるに至つた論争——が起ることゝはなつたのである。

一 全國分配並びに盟友労働者組合

労働組合界では今尙ほ普通にエイ・ユー・シー・イー (A. D. C. E.) として知られて居り又今日では英國の労働組合中最も團結鞏く且つ最も進歩的なものゝ一つとなつてゐるこの組合は、謙讓な精神の下に小さな規模でマンチェスター及び地方協同組合使用人組合 Manchester and District Co-operative Employees' Association なる名稱の一共濟組合として、一八九一年に創設されたものである。創設後の二十年間に、それは徐々に協同組合使用人の組織せる他の局地組合をも併合し、一八九五年にはその規模全國的となり、協同組合使用人合同組合として登録された。然し一九〇六年に至るも尙ほその組合員

數は一萬五千人を超ゆることなく、その殆んど全部は男子であつた。そして一九一一年迄は何等罷業基金らしいものを持たなかつた。戦争中及び戦後に於て、一部は國民保險法實施と勞働組合運動普及との結果、一部は賃銀値上と時間短縮とに對するこの組合の著しい成功の結果、組合員數は急速に殊に女子の方面で増加し來り、一九二〇年には總數十萬人に達した。その中九萬人——特別の一部を組織せる「卸賣組合」の使用人八千人を含む——は協同組合運動に雇はれてゐる者である。故に一九二一年には恐らく十九萬人以上に達してゐるだらうと思はれる協同組合運動の使用人中、九萬人以上は今日（一九二一年）この使用人組合に入つてゐる。然らばその殘餘の者は如何と云へば、一部は十六歳以下であり、更に多くの者は（殊にスコットランド、南ウェールズ及びイングランド南部では）寧ろ全國店員合同組合 National Amalgamated Union of Shop Assistants に加入するの途を擇んでゐる。その他尙ほ全國書記組合 National Union of Clerks 又は何れかの『技業』組合 "Crafts" Unions の組合員たる者もある。次に使用人組合は如何なる者を以て組合員たらしむるかの標準とその内部の構成とは、過去十年間に一再ならず變更されて來たが、一九二一年初頭に於ける全國倉庫並びに雜勞働者組合 National Warehouse and General Workers' Union との合同——そのため組合員總數は二十萬人になつた——の結果、その構成は今尙ほ變更の最中である。

この注目すべき組合の波瀾ある歴史を了解せんがためには、我々はその設立當時の一種氣を鬱せしむるものある環境に注意しなければならない。十九世紀の終りから二十世紀の始めにかけて、總ての商業使用人就中店員は、賃銀生活者階級中でも賃銀最も低く勞働最も烈しく且つ待遇最も苛酷な方であつた。殊に何等工場法の保護を受けない、そして屢々『住込み』^{リツイングエイン}であつた女子に至つては、極めて屈辱的に賃銀は低く勞働は過度であつたので、彼等の状態は上下兩院の委員による頻々たる調査と報告との題目となつてゐた。協同組合運動内に於ては、店員や書記や倉庫人夫の勞働時間は私人の企業に於けるそれより幾分短かゝつたのは事實である。そして彼等はあの嫌やな住込みの義務を負はなかつた。彼等は又自己の親類か友人か屢々その地位に就いてゐる經營委員や支配人から比較的多くの個人的尊敬を受け、仁慈的顧慮を拂はれるのを常とした。然し賃銀率は『需要供給』の關係により定まるものとされてゐた。そして『組合』^{コリヂ}に雇はるゝの愉快が極めて大だと云ふことが、就職申込者の數を増やす傾向を持つてゐた。故に使用人組合は、二十世紀の初年に於て最早賃銀値上げと時間短縮との運動を開始するに充分の實力ありと感じたにも係らず、協同組合の經營委員とこれに就いての交渉を始めやうとはしなかつた。その組合員をして協同組合の勤めを止めさせやうなど、試みなかつたのは尙ほ更らである。使用人組合は、道徳上の理由をあげて協同組合運動の全使用人のため『最低生活賃銀』を獲得せんものと、局地協同組合の組合員の間や卸賣組合の四季集會と毎年の協同組合會議とへ出席する代表者の間に猛烈な運動をすることにその勢力を集中したのである。この運動には女子

協同組合ギルドも加はつて、女子使用人のため一定の賃率表を作る必要を高調し、正確な統計に基いて廣くこのことを世に知らしむるの運動を開始した。一九〇七年の収入に對する使用人組合の調査によれば、イングランド各地方の平均最低賃銀率は、雜貨部支配人に對してすらも僅かに一週三十シリング十ペンスで、最高賃銀率の平均は一週三十七シリング八ペンスであつた。物價は餘程騰貴したにも係らず、これらの數字は一九一〇年に於て、一方は唯だ三十一シリング八ペンスに、他方は三十八シリング三ペンスに増加したに過ぎない。雜貨部店員(男)の平均最低賃銀率と平均最高賃銀率は、一九〇七年には二十三シリング二ペンスと二十八シリングで、一九一〇年には二十四シリング二ペンスと二十八シリング八ペンスであつた。非常な働きのある成年男子で一週の賃銀一ポンドに達せず、訓練あり経験ある成年女子で更にその半額の賃銀しか貰つてゐないやうな例は、決して珍らしくはなかつたのである。而して少女徒弟又は『見習工』^{インテグレス}は屢々唯だ小使錢だけの賃銀を得て働いてゐた。協同組合が他の雇主に比しより悪い罪惡を犯せる者ではないにしても、斯かる平均を表はすやうな賃銀は如何に最賃目に見るも協同組合運動に相應しくないと云ふことが、協同組合主義者自身にも感ぜられて來た。使用人組合の努力は最初、他での賃銀如何に係らず、最低生活賃銀要求の權利に基いて協同組合に雇はれてゐる全男子労働者のため全國的最低賃銀率表を設定しむることに注がれた。然し斯かる率表の設定は、先づ協同組合經營の任に當る人々の頑強に反對するところとなつた。漸やく一九〇

七年になつて、イングランド卸賣組合は、總ての自己の工場や倉庫や事務所に働く成年男子労働者の最低賃銀として一週二十四シリングを與ふる原則を採用するに至つた。而して斯かる最低賃銀は漸次、規模の大小を問はず殆んど總ての局地協同組合に採用されるやうになつて來た。然し尙ほ經濟的には一層困難な問題たる女子の最低賃銀が残つてゐる。女子の賃銀は男子のそれより更に一層ひどかつた。即ち『二十一歳以上の女子(女支配人や女店員も含む)の平均最低賃銀は、一九一〇年に於て僅かに一週十五シリング十ペンスに過ぎず、平均最高賃銀は一週二十一シリングを出でなかつた。二十歳以下の女店員に至つては、平均最低賃銀僅かに一週六シリング六ペンス、平均最高賃銀僅かに一シリング六ペンスで働いてゐたのである。』女子協同組合ギルドは、英國に於ける殆んど總ての協同組合が、その使用してゐる少女や女子に、それが各局地組合の賣場や衣服部その他の部に雇はるゝものたるを問はず、のたると將た又「卸賣組合」それ自らの廣大な工場や荷造室や準備室に雇はるゝものたるを問はず、極めて安い賃銀——なるほど資本家の雇主が支拂ふ賃銀より安くはないが然し相當な生活をして行くには明かに不十分な賃銀を支拂つてゐる事實を確めた。關係委員會に最初は私式に後には公式に代表者を出して見たけれども、何の効果も見えなかつた。茲に於てか女子協同組合ギルドは、使用人組合の努力を補はんとすため、十四歳以上の男女労働者別々に年齢と性によつて異なる一定の最低賃銀率を採用せしめんとする廣範圍に涉る運動を起して來た。⁽¹⁾ 協同組合員の民主制がこの場合には奮起して常

にない活動を見せたのは興味ある事である。労働組合側は、一九〇七年の協同組合會議をして、その仕事の性質如何を問はず男女總ての協同組合使用人のため最低賃銀率表設定の原則を承認せしめ、且つこの原則を具體的提案たらしむる困難な仕事を協同組合同盟中央委員會に命ぜしむる事に成功した。一九〇八年の會議では、中央委員會が女子ギルド及び労働組合側と協議の上でこしらへた賃銀率表、即ち成年女子の最低賃銀として一週十七シリングまでを、又十四歳の少女には五シリングを要求するものが採用され、協同組合同盟に加盟せる總ての組合——二つの卸賣組合を含む——に對しこれを實行せんことが勸告された。然し女子の指導者達は、協同組合會議は熱狂して決議を可決させることは出来るけれども、それは加盟組合の事業上の活動に對しては何等の權力をも有しないこと、及び會議で決まつた賃銀率表も各協同組合の四季集會や卸賣組合の四季代表者會によつて採用さるゝに至るまでは遂に一空文に過ぎないことを認めてゐた。従つてこの問題は何の集會にも何の集會にも倦むことを知らない組合員——普通は女子——によつて提出され、何の組合も何の組合も已むなく經營委員をしてこれを採用せしむるに至つた程、この率表を採用せざるは組合の恥辱であると罵られた。一方「卸賣組合」では、代表者會の度毎に同じ決議が「卸賣組合」の理事達に強ひられた。而して理事達は、この率表の採用が毎年の支出に非常な膨張を來たすこと、及び斯かる率表は彼等自身に對すると同様に競争者たる資本家にも適用さるべき法定最低賃銀制の缺如せる以上彼等を不利の地位に立たしむ

るものなることを力説した。女子及びその代表者は敢えてこれを否定しなかつた。「卸賣組合」の理事達は最初、『分配方面の』^{ディストリビューティブ}使用人に對してのみこの率表を認めることを承諾した。然し一九一二年十二月の四季代表者會の決議の結果、製造方面たると取引方面たるとを問はず凡ゆる部門に於ける女子使用人のためこの率表を採用し、一九一四年からこれを實施しなければならぬことになつたのである。⁽¹⁾

(1) 一九〇八年には、總て、數萬に上る協同組合雇傭の女子中、協同組合使用人合同組合へ加入してゐる者は僅か五百人に過ぎなかつた。一九一二年には、主として女子協同組合ギルドの努力の結果、三千人の女子が加入した。翌一九一三年には、保險法實施の影響を受け、加入者は六千人以上に増加した。

(2) この最低賃銀率表は一九〇七年、中央委員會が女子協同組合ギルド及び協同組合使用人合同組合と協議の上で作つたものである。男子の率表は左の如くであつた。

年齢	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一(及びそれ以上)
賃銀	六シリング	八	一〇	一二	一五	一八	二一	二四
次に女子の率表は左の如くである。								
年齢	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇(及びそれ以上)	
賃銀	五シリング	七	九	一一	一三	一五	一七	

(協同組合同盟一九一三年發行)協同組合運動及び協同組合使用人の最低賃銀』The Co-operative Movement and a Minimum Wage for Co-operative Employees 及びパーシ・レッドフアン著『卸賣組合』史』三五八—六四頁参照。

他方に於て、私人に雇はれてゐる商業使用人の間には急速に労働組合が發達し、彼等はそれ／＼書

記や店員や倉庫人夫の労働組合に加入するか、又は凡ゆる無組織労働者のために出来てゐるゼネラルユニオンズ雑労働組合に加入した。労働組合運動内の斯くの如き大景氣に勇氣を得た使用者組合は、一九一一年からより戦闘的な政策を採り始め、全国的賃銀率表による賃銀を支拂はないか或は使用者に對して横暴な振舞ある局地協同組合や「卸賣組合」諸部を同盟罷業を起すべしとて威嚇したり又實際これを起したりした。使用者組合の勢力が充分強い所では到る處、使用者組合は總ての使用者が労働組合員たるべきこと及び雇傭條件は何處でも経営委員會の命令に依つてはなく——支配人に依つては尙ほ更らない——経営委員と使用者組合役員との間の團體取引に依つて決定さるべきものなることを主張した。それは更に、店員その他の商業使用者の雇傭條件は、機械工、大工、紡績職工及び坑夫がそれらの労働組合の力で獲得した雇傭條件と更に細かく一致する迄引續き引上げらるべきだとの要求をも提出したのである。⁽¹⁾使用者組合の一役員は述べてゐる『店の仕事と云ふものは公衆のための一便宜に過ぎない、そは何等の權利をも有せず、且つ労働の尊嚴も殆んど持つてゐない』……と一般に考へられてゐるらしい。⁽²⁾協同組合使用者は最早單なる最低生活賃銀を以て満足すべきでない⁽³⁾と論者は云ふである。著者は又嘲笑的に云つてゐる『協同組合使用者は、若し彼等の賃銀増加の要求を彼等の主張する率表の範圍迄進めるならば協同組合の地位は危殆に頻するであらうと繰返し々警告された。然し斯くの如きは意味をなさないことである。あの巨額な利潤を思ふとき、協同分配組合は容易に労働組合の

要求する賃銀條件に耐え得るものと云はねばならない。』『使用者達は次のことを覺らなければならぬ。彼等はその労働に對して、働く上の能率を維持する以上に尙ほ幾らかの金、即ち彼等をして幾分旅行の利益とより程度高き生活を送るの利益と愉快で恥づかしくない晩年を送るの保障とを享受せしむる金が與へられるやうな報酬を得る權利あることである。』⁽⁴⁾而してこの新らしき主張に於て、使用者組合の幹事長は協同組合主義者をして、協同組合運動創始當初の高遠なる理想、即ち労働者の地位を雇人の地位からその従事しつゝある産業の經營參加者としてのそれたらしむると云ふ理想を想起せしめた。然し協同組合運動は價格上の利潤の觀念その者を絶滅せしめたものなること、且つ更に利潤分配は労働組合運動に有害なることが認められて來た結果、この舊き理想の復活に際しては、利潤分配に對する總ての要求が消え去つてゐたのは面白い。⁽⁵⁾要求は即ち利潤分配に非ずして、高級の労働者と同様な最低生活費を得ると共に或る程度の經營參加權を得んとすることであつたのである。

(1) 『協同組合運動内の感情をもつと良く融和させることに對する大きな障害の一つは、経営委員の報酬は毎週四ポンドで使用者のそれは二ポンド十二シリング六ペンス乃至三ポンド七シリング六ペンスに過ぎないと云ふことである。南ヨークシア労働組合聯合 South Yorkshire Federation に深い關係を持つ私は、同時に労働組合の指導者たる経営委員達が、一週四ポンドの報酬は協同組合使用者には多過ぎると云ひながら、何等使用者程の仕事や責任を持たない自分達自身は四ポンド乃至六ポンドを貰つてもよいとなすのを聞いて驚いた。一使用者が経営委員會の個人主義者にいくら立てついたらとて何の利益があり得やう』(『協同組合新報』一九二〇年二月二十八日號)。

- (2) ジョセフ・ホルススワース、リリス・ジェー・デイヴィズ共著『店員の労働生活』七七頁。
- (3) 前掲書一三七—三八頁。
- (4) 前掲書。
- (5) 『ポリーナスは往々最低標準賃銀たるべきもの、一部であると考へられてゐた。従つてそれは一定の報酬率設定の成功を妨げた。既にポリーナスを含めて最低標準賃銀は興へられてゐるではないかと云ふのである。然し事實上は、労働者に利潤を分配してゐた二百の分配協同組合中、僅か約二十がその總ての成年使用人に労働組合賃銀率（使用人組合要求の率を意味する！）を支拂つてゐるに過ぎなかつた』（『店員の労働生活』四四—四五頁）。

使用人組合が、店員や倉庫人夫やその他の協同組合運動内の商業使用人を坑夫又は機械工と同じ地位に迄引上げ得たかどうかは疑問である。然し使用人組合の役員も、協同組合の使用人がより大なる個人的自由とより廣い意味の社會的平等とを得、殊に失業の機會を減ぜしめ得てゐるばかりでなく、今や實質的に資本家の店よりも協同組合運動内の方が賃銀と労働時間との割が好いことを認めてゐる。而してこの労働条件の改善は、休戦以來促進さるゝと共に一般化され、支配人や副支配人さへに迄その範圍を擴めて來た。『戦後の賃銀』に關する使用人組合幹事長の報告から摘出した左の一文には、同組合の活動がよく描かれてゐる。

世界大亂が休戦に入ると共に、賃銀とポリーナスとを固定化せんとする運動が新たな勢力を得來つた。そして分配労働者の諸組合殊に使用人組合は要求案を作成し、平和の俗界に於て人間労働の再評價が具體的の形で現はれない以前に必要な——と我々の多くが前から云つてゐた——あの戦のための積極的準備を開始した。要求書は一

九一九年の五月、ヨークシアと北東區分として知られてゐる殘餘の地域——ランカシア、チェシア（Cheshire）、北ウェールズ及びダービシヤ並びにスタフォードシアの一部とで別々に提出された。協同組合の経営委員會では、多くの場合これらの要求を以て過大なりと考へた。

資本家に雇はれてゐる分配並びに盟友労働者に於ける程甚だしくはなかつたけれども、とにかく過去に於ては使用人間に團結がなかつたため、協同組合の理事は組合の事業を極めて安い労働賃銀で經營することが出來た。今や團結固くそして協同組合運動は口先だけで理想とか主義とかを唱へる以上に何事かをしなければならぬと考へる労働者間に、一致共同の心が増加し友情が密接となり來りしために可能となつたところの、舊秩序に對するこの跳戦は、協同組合を經營する最高幹部の人々に對しては一の大きなショックであつた。茲に於てか彼等協同組合の最高幹部は、要求に對抗する手段として先づ陳腐な『時間空費』Dilly and Dally の政策を採り、次いで積極的團結陣形の方法を採用した。彼等は何等の洞察力も示さなければ又事務的明敏をも見せなかつた。要求を容れ得ない理由として、資本家事業の競争あることが使用人組合の指導者に對して述べられた。協同組合運動がよく繰返される倫理上の教えに従ふ必要あるてふことを全く離れて、商業上の成功は賃銀安く労働時間の長い使用人によつては遂げられ得ないし又遂げらるゝに至らないだらうと云ふこと、それは唯だ最良の頭腦と働きとを發揮せしめ、事務と労働との兩方面の使用人の善意と熱心な働きとを確保し且つ彼等をして經濟上の不安心に思煩ふことなく自己の仕事に熱中し得しむるやうな労働法典の協定によつてのみ遂げらるべきであることを、協同組合の最高幹部に向つて説いたけれども駄目であつた。

續いて何事が起つたかは、尙ほ世人の記憶に新たなるところである。一九一九年七月に於ける南ヨークシアの同盟罷業に引續して、八月エイヤデル Airedale 並びにポールトン地方に同盟罷業が勃發し、同地方の大部分

の使用人組合の組合員にロックアウトの通知が配られた。公衆から見て協同組合運動が斯かる哀れな立場に立つたのは、未だ嘗てなかつたことである。全国の労働組合主義者は、産業界のナポレオンの態度を持せんとするの觀ありし協同組合の理事達を攻撃した。反労働組合的なとして反動的な戦略を表白せる彼等の政策が若しも成功したとしたならば、それは資本家の雇主に産業民主化反對の論據を與ふることにより全労働者階級運動の信用を失墜せしむる手段となつたであらう。然し幸なる哉、平協同組合員（フランク・アンド・ド・アイルランド・コイ・ペー・レーズ）の好意と爭議に加はれる凡ゆる種類の労働者の見事なる一致團結とは、反動の力を打ち破り、遂に第三者の議長の下に兩派をして相會商せしむることゝはなつたのである。⁽¹⁾

(1) ジェー・ホールスワース著『協同組合店支配人の賃銀に関する覺書』 Memorandum on the Wages of Co-operative Shop Managers 一九一九年十二月、一六一—一七頁。

然し使用人組合の指導者達は、協同組合運動内の各種使用人が私人企業に於ける同種労働者に比しより高き賃銀とより短き労働時間とを得ることになつたゞけでは満足することが出来なかつた。協同組合使用人組合の組合員と勢力とが徐ろに増加して來るに従つて、更に地位を善くしたいとの慾望が比較的戰闘的な組合員中に起つて來た。彼等は曰ふ、初期協同組合主義者の當初の理想は『自己雇傭』（セルフ・エンプロイメント）と『自己決定』（セルフ・デターミネーション）とを含むものではなかつたかと。賣店や倉庫や工場（セル・ショップ）の經營に多少の參加權を認めよとのこの新要求は、使用人組合創設の基礎その者から見て正當視さるべきものゝ如くに思はれた。一九一五年發行の一パンフレット中、使用人組合の幹事は述べてゐる『協同組合運動なる産業組織は、

該運動の精神に特有な氣分と條件とを伴ふものである、そしてそれらは資本主義的産業組織の有する精神や生産方法や條件など、は著しく異なつてゐる。これら二つの産業組織は、その氣分に於て全く相反し、その使用人の作業並びに賃銀の條件や地位に於ても異なつてゐるのである……云はゞそれ自身で完成しそして尙ほ恐るべき發展の餘地あるこの特別な——協同組合運動と云ふ——産業組織は、その性質上自ら協同組合使用人の組合にも同様な統一を必要ならしめる。協同組合使用人はその働いてゐる運動に於て、資本家の雇主の下に働く人々には與へられない市民權とその條件たる共同統制權とを得ることに於て明かな利害を有する事實を思ふとき、殊に斯かる統一の必要なことが感ぜられる。協同組合の使用人は、協同組合使用人たると同時に協同組合員であり若くはあらねばならない。而して労働者としての組合に於て、彼等は單にその賃銀條件等の改善を目標としなければならぬのみでなく、又不完全な協同から完全な協同への過渡期に於て使用人の内部の利益が害さるゝこととなくして産業民主化を行ひ得るやうに集産主義的な彼等の思想見解を組織することも目標としなければならぬ。⁽¹⁾一九一六年の使用人組合の年會に於て、幹事長は更に繰返してゐる『使用人組合獨立存在の是認さるべき理由は、協同組合産業の共同統制を創始するのが使用人組合の目的だと云ふことである。更に幹事長は、労働者が組合員と共に代表者を出し常に賃銀や労働時間等の問題のみでなく又規律や生産方法や技術的能力等の問題をも處理する部評議會を設置しなければならぬ』と主張

した。彼等使用人は、協同組合運動をして嘗に消費者のための運動たるを得しむるのみでなく、又その雇傭せる労働者に資本主義下の私人雇主が企及し得ない程大なる労働条件統制上の發言權を與へる一の運動たるを得しめんと欲したのである。⁽²⁾ 翌一九一七年ホールスワアース氏は述べて曰く『協同組合運動と資本主義とはその目的理想を異にする。而して協同組合主義者はこれを信じなかつたとしても、使用人組合はこれを信じたのである……。彼等使用人は、何れも等しくその中で賃銀生活者として働いてゐる事業を統制する目的で、雇主を同じくする者の階級意識と友情との基礎上に、仕事の如何に係らず協同組合使用人全部の統一を作らんと欲したのである。⁽³⁾』

(1) ジョセフ・ホールスワアースの筆になり、使用人組合理事會の裏書あるパンフレット『産業別組合』Union by Industry 一六頁。

(2) 『協同組合使用人』The Co-operative Employees (使用人組合の機關雜誌) 一九一六年十一月號九三頁。

(3) 『協同組合使用人』一九一七年二月號一五三頁。

そこで我々は、物質的雇傭條件改善に關する使用人組合の成功と、協同組合の店や工場や事務の統制を消費者組合と今や有力となり來つた生産者組合との間に分配すべしとの新要求とが、協同組合並びに労働組合運動内に生ぜしめた大きな影響を考察しやう。

協同組合運動内の反響は、徐々として來たけれども然し劇しいものであつた。局地組合と卸賣組合との經營委員や支配人は、各自の組合内の比較的進取的な組合員の輿論により、遂に一種の『最低生

活賃銀』に等しい全國的最低賃銀率表を使用人に對して認めることを餘儀なくされた。『電光石火の同盟罷業』に脅かされた彼等は、その使用人に生活維持賃銀より遙かに多くの賃銀を與ふるの止むなきに立ち至り、危機の切迫した場合には、同種の労働者が嘗に小商店から得るものゝみでなく又協同組合運動の最強の敵たる専門化する富裕な株式會社の分散式小賣店から得るものよりも遙かに高い賃銀と著しく短い労働時間とを與へざるを得ない立場に陥つたのである。茲に於てか協同組合運動内の活動的な理事者中には、非常に憤慨する者が出來て來た。王立砲兵工廠協同組合(ウーリッチ)の幹事は『協同組合新報』の一記事中に書いてゐる『協同組合へ提出された要求は、同じやうに分散式小賣店會社その他凡ゆる協同組合運動の競争者へも提出されなければならない、そしてそれは提出さるゝばかりでなく、若し協同組合がこれを認むるに至つたならば、會社に對しても強制されなければならない、と云ふのがロンドン諸協同組合經營委員會側の主張である。』一の統計表⁽¹⁾を掲げ來つて尙ほ彼は論じて曰ふ『協同組合運動と私人企業とに對する使用人側の態度の異なること眞に驚くべきものがある。多くの場合これらの労働組合が資本家の仕事場や賣店に要求しつゝあるものは、彼等自身(即ち労働者階級の協同組合)に要求しつゝあるものより少ないのである。斯くの如きは一見逆説と思はれるかも知れない。然し他の解釋を容るべく事實は餘りに明白である。結局彼等は、私利のために創始され維持されてゐる事業の株主並びに持主に對しては、極めて好感情を持てるかのやうに思はれる。』

斯くの如き差別ある要求は、一の最も望ましくない武器を一の組織に供給する。多くの労働組合主義者は、安價労働を以てする競争の武器を癩せんことを希つてゐる。如何にしてこの目的を達し得るか、不思議である。何故に労働組合主義者は、協同組合のために一の仕事場（如何に小さくてもそんなことは構はない）の支配人たる人が少くとも一週五ポンドを得ざるべからずとなすに、（眞の同じ労働組合主義者が）例へば結合雜貨食料品有限責任会社からは四ポンドを要求するに過ぎないのであらうか。これは一寸普通人には理解の出来ないことである。それは理解を超越する。しかもこれが今日に於ける實際なのである。協同組合はなるべく多くの賃銀をその雇人に支拂はねばならない——使用人と組合員との利害はこの點では一致する。然し協同組合には、それが組合事業の經營のため支拂ふ賃銀が、私利を第一の目的とし消費者の利益の如きは事業破綻の危険が避け得られる最少限度しか考慮されない私人の企業からも同じく要求さるべしとなす権利があつてよい筈である。然も常に協同組合は、このより安價な労働より来る競争に出會してゐるのである！……斯やうなことをくだしく述べ立て、も仕方がない。若し労働者にして自らの組織——即ち協同組合の急速な發展を欲するならば、彼等は協同組合をして『賃銀の安い』商店の競争を受けしむるなからんことを要求するほどまでこれを保護しなければならぬのである。』

1 『協同組合新報』一九二〇年二月二十八日號。次表はこの差別的な要求の範圍を示したものである。

年齢	全国店員合同組合の要求				ロンドン諸協同組合に對するもの				ロンドンの諸協同組合に對する使用人組合の要求			
	分散式小賣店(ロンドン)に對するもの	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
未成年	シリング	ペン	シリング	ペン	シリング	ペン	シリング	ペン	シリング	ペン	シリング	ペン
十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
成年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

尚ほボルトンの私人企業に雇はれてゐる裁縫職工の最近の同盟罷業（一九二〇年五月）の結果、男子の最低賃銀は九十シリング、一流の腕ある女子のそれは五十シリングになつたこと、又一九一九年十二月、協同組合運動内の裁縫職工は一週六ポンド十シリングの最低賃銀を與へられるやうになつたことを附記して置かう。

雇傭条件改善の要求から目を轉じて、雇傭条件の決定以外協同組合運動の一般經營に参加せんと協同組合使用人のより大なる要求を觀る時に、我々はこの點に於ては使用人組合が餘り多くを贏ち得なかつたことを發見する。⁽¹⁾ 局地協同組合の構成上の發達を述べた際に我々は、使用人は經營委員會の委員たるの資格なしとなす最初からの制度を廢止せんと運動が廣く勃興し來つたこと、それのみでなく一九二一年には約二十の協同組合がその規約を改正して使用人たる組合員の少數若くは少部分を理事會に選出するを獎勵するに至つたことを述べた。否二三の場合には使用人その者が、彼等が組合員たる否とに係らず、仲間の一人若くは二人を選び、經營委員に選出された人々と共に理事會構成上必要な部分としてこれに出席せしめることを許されてしかもその權限には何等の制限をも附せられてゐない。この方面の發達と相並んで、使用人勞働生活の愉快に關する諸問題に就いて及び規律と看做さるゝ事項に關する諸問題に就いてさへ經營委員會と協議するを目的とする、使用人自身に依つて選ばれる諮問的工場委員會の制度が起つて來た。第一章に述べた如く、ウオリントン衝平産業的協同組合では今や經營委員使用人同数の代表者から成る常設共同諮問會が設けられ、使用人代表者は毎年その五つの部門から選ばれてゐる。そしてこの委員會へは使用人に利害のある實際上凡ゆる問題が附議される。尤も最後の決定權は常に經營委員會の手中にある。これらは總て有用であり且つ成功してはゐるけれども、それは何等經營の職分を消費者組合員全體の代表者から或る特種工場の使用人又は

勞働組合を作れる協同組合使用人の全體へ移す迄には至つてゐないこと、今更ら指摘するまでもないであらう。尙ほ最後に、イングラント卸賣組合の四季集會（一九二〇年五月）に於て、「卸賣組合」の全使用人に依りその生産方面の工場の勞働者から選ばれた四人の委員を更に理事會に加へては如何とのマンチエスタ及びソールフォード組合の提案が、百十三對二千八十三と云ふ驚くべき多數で代表者の否決するところとなつたことを附言しなければならぬ。⁽²⁾

- (1) 使用人組合幹事ホルスワース氏は四百五十萬協同組合員の代表者と使用人組合の代表者とによる協同組合事業の共同統制案——その主要特徴は局地協同組合の共同統制にある——を立て、曰く『局地組合經營委員會と使用人組合の局地支部とが兩者同数の共同委員を任命し雇傭や作業やその他經營者側と使用人側とに共通の利害ある經營上の事項を司らしめると云ふのがこの考へである。この共同委員會は貸銀、勞働條件、他の商人との競争上必要な協同組合事業の擴張等の問題を討議すべきである。それは經營改善に就いての組合の利害如何を攻究する。又顧客組合員のための役務、工場（カーク）の人員、協同組合生産品を廣告しその賣行を盛にする方法、漏損見積法その他類似の制度に伴ふ問題等が協同組合の精神と商業的分子との兩者を満足せしむるやう討議され調整されるべきである』、『協同組合新報』一九一九年十一月二十九日號所載『ジー・ホルスワース氏を訪ふ』。
- (2) この否決になつた提案に於て、勞働者の代表者を『生産方面の工場』のそれに限り、事務所、倉庫、試験所及び「卸賣組合」の運輸方面の仕事に従ふ使用人を除外したのは、昔の利潤分配に關する論争の奇妙な反響である。

使用人組合の組合員と勢力との増加が勞働組合運動に及ぼした影響は、嘗に協同組合員とその使用人との間の關係及び協同組合運動と勞働組合運動との間の關係に對する意義に於てのみでなく、又勞働組合運動その者の勢力と團結とに對する意義に於て、一層重大なるものがあつた。實に協同組合主

義者は、自ら何等の過失なくして職業的團體に就いての最も困難な問題の一つに當面したのである。

さて消費組合運動を論ずる本書に於て、労働組合組織の正常な基礎如何に就いての烈しい論争——一九一五年、使用人組合をして労働組合會議を脱退せしむるに至つたあの論争の充分で正確な説明をする事は不可能である。此處では唯だ労働組合會議が、各労働組合間の悲惨な同志打ちを防がんがため、實に労働組合なるものは^{クラフト}技業若くは^{オキニメーション}職業業（例へば大工とか鑄型製作者とか裁縫職工とかパン製造工とか）の基礎か或ひは製出される生産品若くは^{サービス}役務によつて定まる一産業（例へば坑夫聯合 Miners' Federation や全國鐵道從業員組合 National Union of Railwaymen）の基礎か何れかの上に組織されねばならないと主張したことを記すを以て足れりとしなければならぬ。それだけでは總ての問題を解決しないこの原則が、論理的に若しくは組織的に實際に行はれて來てゐないのは云ふ迄もない。この原則は唯だ、或る一つの労働組合が労働組合界の有力な部分の意見に依り一の『海賊的』若くは『密獵者的』組合だと認められた場合に於てのみ、實にその實行が求められる。不幸にして使用人組合は、労働組合主義者の大多數の意見に依れば、正にこの地位にあつたのである。一の『^{クラフト}技業』の基礎にも將た又一定の『^{インダストリー}産業』の基礎にも團結してゐるのではないこの組合は、組合員を加入せしめる技業や産業の範圍をば絶えず擴めて來て居つた。創立後の最初の十年間否その後さへも、その主たる構成分子は、品物の分配の方面で——その生産の方面ではない——局地協同組合に働いてゐる

店員とその他の労働者とであつた。然るに一九一一年に至つて同組合は、「卸賣組合」の諸工場及び局地組合の諸工場に働いてゐる組合なき若くは一部分組合を作れる生産方面の労働者の殆んど總てを己のが組合に加入せしむることに成功した。このために使用人組合は、パン製造工、靴工、裁縫職工、指物職工、室内裝飾工その他各種の印刷工の組合の如き労働組合會議に加盟せる諸技業組合に相對抗し得るやうになつて來た。他方に於て、使用人組合と同時（一八九一年）に設立された全國店員合同組合及び一八九〇年創立の全國書記組合——兩者共主として私人企業の方面で組合員を持つてゐた——も亦その大きさと勢力とを増しつゝあつた。従つてこの兩組合は、今や一強敵となり來つた一の組合に就き自然とやかく云ふやうになつたのである。茲に於てか協同組合運動の全使用人を包擁する一労働組合たらんことを期する使用人組合と、主として部門を同じうする労働者のため且つ大部分は營利的企業の雇人のため出來てゐる各種の技業各々は職業組合との間に、著しい不和が生じて來た。然もこれのみではない。一九一七年その宣せし如く、使用人組合は組合員が營利的企業に鞍がえせし場合にも尙ほこれを組合員たらしむるに決定し、他方分散式小賣店内や小賣商人の使用人間や卸賣商人倉庫内に新組合員を募り始めた。その結果として一九一九年には、十萬人組合員中の十パーセントは協同組合運動の雇人に非ずと發表し得るに至つたのである。私人雇主の領域内へのこの使用人組合の侵入は、殆んど専ら營利的企業に働く九萬人の組合員を有し且つ煙草、ゴム、紙、寢具、毛皮、金屬、

染料、化學製品の如き各種生産事業内の労働者を網羅する全國倉庫並びに雜労働者組合との一九二〇年に行はれた合同により、著しく擴大された。要するに、全國分配並びに盟友労働者組合とその名を更えた使用人組合は、今や『男女を問はず小賣若くは卸賣取引に關係ある商業的職業に専ら若くは主として従ふ何人をも』、又『何等かの商業的職業に關係ある仕事に従事する使用人』、更に又『年會に於て組合員の決する如き他の盟友労働者』の加入を許してゐるのであつて、斯くの如きはこれその範圍殆んど總ての賃銀生活者階級に及び得べき全包擁組合だと云はねばならない。

(1) 使用人組合の多少狡猾な政策により事態は改善されなかつた。同組合の幹事は述べて曰ふ『協同組合運動内の凡ゆる労働者を團結せしめ、資本と經營とのこの一結合體に統制せらるゝ全労働者の利害を絶對的に一致せしめるやうに努力するのが、使用人組合の目的でなければならぬ。……既に多くの協同組合使用人は、他の労働組合に於て多少有力に團結してゐる。従つてこれら總てを協同組合使用人の一産業別組合の組合員たらしむるは、殆んど豫期し得ないことである。……然しながら、先づ現在何等組合を有せざる労働者を團結せしむることから始めるのが得策で、既に他の組合に加入せる労働者を産業別組合に加入せしめると云ふより困難な仕事は、この新しい組合が勢力を得來たと共に取り掛り得ると結論するのは正しいと思はれる』(ジュー・ホールスワース著『産業別組合』一九一五年一九二〇頁)。

此處までのところでは、一方に於ける使用人組合と店員並びに書記の諸労働組合との反目、他方に於けるそれと各種熟練労働者組合との反目は、『雜労働者』の組合と技業若くは産業別組合とのそれと酷似せるかのやうである。然しながら、他の諸組合が使用人組合は己のが組合員の募集に際し他の組

合を妨げ得る特權的地位にあると考へつゝある事實により、事態は一層重大である。即ち全國店員倉庫人夫及び書記合同組合の役員は指摘して曰く『協同組合使用人は、私營事業の使用人に比し遙かに大なる職業の安全を持つてゐる。彼等の賃銀並びに一般雇傭條件は、同じ職業に然し異なつた事業形態の下に働く周囲の人々に依り主として規制されるのである。概して分配方面の仕事に従事する協同組合使用人は、平均すれば私營事業の使用人よりその労働時間が短い。斯く労働時間は短いにも係らず、これに對する賃銀は殆んど同じであつて、屢々他の事業形態に於ける平均額より少しく高いことさへある。協同組合使用人は、私營商業の使用人より離れて自分等だけで組合を組織することに依り、會費は僅かで同じ利益を得ることが出來、然も危険は少いのである。私營事業使用人の労働組合の努力によつて雇傭條件が改善さるゝ時には何時でも、その方面の協同組合使用人の雇傭條件亦これと共に自動的に改善される。従つて別個の組合を組織せる協同組合使用人は、雇傭條件を改善し得た労働組合に對し、これに加入せざる個人が有すると同じ地位を團體として持つ譯である。彼等はその職業の一般的改善には何等寄與するところがない。然も職業全體のため労働組合がなす努力と出費と結果たる利益はこれを自動的に確保し取得する。このことは労働組合運動それ自らによつても認められて來た。そしてこの問題は既に労働組合會議の注目するところとなつてゐる。』(1) 間もなく労働組合會議は協同組合運動に、使用人組合を一の正規の労働組合と認むるなからんこと、及び總ての協同

組合使用人には労働組合會議に加盟せる何れかの労働組合に加入するやう求めんことを要求した。

(1) 『使用人組合と全商店員倉庫人夫及び書記合同組合との合同計畫失敗に關する真相』The Facts about the Failure to secure Amalgamation between the A. U. C. E. and the National Amalgamated Union of Shop Assistants, Warehousemen, and Clerks. 一二一—一三頁。

二 協同組合使用人を代表する労働組合の全國的聯合

協同組合運動内の凡ゆる部門の労働者を加入せしめる所謂『雇傭關係組合』Employment Unionなるもの、存在に對するこの一般労働組合界の反對的態度から、一九一五年協同組合使用人を組合員たらしめてゐる諸労働組合の全國的聯合が成立した。(1) 一九一六年一月各協同組合へ廻した回狀中、この團體(當時は協同組合使用人の労働組合全國共同委員會と云つてゐた)は指摘して曰く『或る特殊労働者の組織せる労働組合に相談なくして

『(イ)賃銀がその地方に普通行はるゝものより低く定められた場合には、使用人組合の組合員は善意の労働組合員に對し罷業破りの地位に立つものである。

『(ロ)又その地方に普通行はるゝ賃銀率が得られることとなつた場合には、活動と出費とに依り始めて該協定賃銀率を贏ち得た労働組合の基金に少しも金を出すことなくして彼等使用人組合の組合

員はその増加された賃銀を得ることとなる。かくて彼等は團結せる非労働組合員の地位に立つものである。

『(ハ)更に又労働組合員によりその地方のため定められた賃銀率より高い賃銀率が要求された場合には、彼等使用人組合の組合員は協同組合運動を不當に利用したとの非難を免れ得ないこととなる。とにかくこの事に就いては正規の労働組合に協議するの如何に必要なかゞ了解するべであらう。』

(1) この聯合は使用人組合と對抗せんとする約十六の組合から成り、その中には次の如き組合がある。全国家具備付職工合同組合 National Amalgamated Furnishing Trades Association. 全国家具備付職工合同組合 Electrical Trades Union. 全國パン製造工及び菓子製造工合同組合 National Amalgamated Union of Bakers and Confectioners. 全國書記組合 National Union of Clerks. 全國車製造工組合 National Union of Vehicle Workers.

この聯合組合を支持したのは、家具備付業の労働者、印刷並びに製紙業の労働者、裁縫職工及び衣裳工、室内裝飾工、パン製造工及び菓子製造工、車屋及び運轉手、車製造工、書記、店員、及び倉庫人夫、伐木機械工、一般女子労働者及び各種の不熟練若くは雜労働者等を加入者とする各労働組合である。この組合の綱領は、一九一七年のその大會に於て次の如くに決められた。

労働組合の賃銀率その他の條件は、常に協同組合に依つてのみでなく又その地方の全雇主に依り遵守されねばならない。その労働條件に關するプログラムを協同組合運動の内外兩方に於ける労働者に適用させることに努むるは、これ全國的労働組合の任務である。……………團體取引の原則を確認するのは、各協同組合經營委員會の義

務である。彼等委員は又、協同組合の事業上關係ある各種産業若くは職業の善意の労働組合の公認代表者と常に快く會見しなければならない。

協同組合はその地方——其處に於ては總ての使用人が、協同組合運動の内外兩方に於けるそれらの職業のために設けられ、労働組合會議に認められ且つ労働組合運動全體から正規なものと認められた労働組合の組合員となるべきである——の労働組合運動と協定を取結ばなければならない。

この聯合は年會を一九一六年にはバーミンガムに、一九一七年にはブラックプールに、一九一八年にはダービーに、そして一九一九年にはグラスゴウに開催した。その活動と宣傳とは、協同小賣並びに卸賣組合をして、個々の『クラフトユニオン技業組合』が協同組合使用人を加入せしめこれを代表するの權利あることを確認せしむるに、決定的影響を與へたものと云はなければならない。

三 智力で働く使用人間の組合

以上我々は唯だ、使用人の大多數、即ち賃銀生活者階級に屬する人々に對する協同組合運動の關係を攻究したに過ぎなかつた。然し協同組合運動は、又多額の俸給を支拂つて非常に多くの管理者や技術家を雇つてゐる。

俸給はあまり充分ではない。實に資本家企業に於ける雇傭と比較して協同組合運動に於ける雇傭の最も大きな特徴は、經營的才能や一般『智力労働』に對する報酬の比較的小さい點にある。戦争前迄

は、全協同組合運動中最高の俸給は——然もこれ例外の場合であるが——一年千二百ポンドであつた。イングランド卸賣組合の理事達——唯だ單に理事會の會合に出席するに止まらず親しく全國の組合經營を監視し且つ四萬の使用人と一億ポンドの賣上とを有する大事業の經營てふ峻險困難な仕事に總ての時を捧げてゐる人々——も、當今の物價騰貴に際してその俸給が一年に四百ポンドから八百ポンドにあがつたに過ぎない。取引上の經驗と専門智識とを必要とする「卸賣組合」各部長の俸給は千ポンド乃至二千ポンドであつて、それ以上の場合も一つある。而して一年百萬ポンド以上の品物を賣上げてゐる大協同組合の總支配人に與へられる俸給は千ポンド位だと思はれてゐる。中位の大さの組合だと、總支配人の俸給は普通一週八ポンド乃至十二ポンドであるが、一週僅か五ポンドの支配人では好成績をあげてゐる小組合もある。我々の確かめ得た限りでは、副支配人若くは支部支配人の俸給——協同組合同盟が承認した使用人組合作成の率表によると一週四ポンド七シリング乃至八ポンド——は、平均して資本家に雇はれてゐる分散式小賣店の支配人の俸給より多くない。要約すれば、協同組合運動に於ては、資本家企業に於けるよりも遙かに多く報酬平等の理想に近づいてゐるのである。英國に於て一年二億ポンドの生産分配をなす他の如何なる事業に於ても、その給料は給仕の一日五シリングから成功せる資本主義企業家の一年二萬乃至五萬ポンドに至る迄、換言すれば協同組合に比し少くとも二十倍の不平等が存するであらう。有能な支配人を協同組合通動内に止まらしめる所以（彼等の

多くはその生涯の終り迄資本家企業からの遙かに高い俸給で雇はうとの勧誘を斥けてゐるのである。は、或る程度まで、競争事業に於けるよりも地位がより安全で「苦勞」がより少ないと云ふ點にあるけれども、然し更に大きな原因は、一大民衆的組織内の友情の引力、廣く擴がつてゐる民主制の公共的な管理者並びに指導者として享ける尊敬及び社會奉仕の意識である。

然し勞働組合運動内の一般的好景氣と、殊に一九一五年乃至一九二〇年の間に使用者組合の戰闘的政策に依つて齎された各種店員の賃銀の急速なる増加とは、局地組合並びに聯合機關の有給智力勞働者の心にもその影響を及ぼして來た。戰前に設けられた二三の小團體、即ち全國協同組合支配人會（一九一二年創立）、協同組合幹事會（一九〇八年創立）、スコットランド幹事會 *Scottish Secretaries' Association* ⁽³⁾ — これらの團體は何れも百人乃至二百人の會員を有する — は、元來協同組合同盟教育部との密接な提携の下に活動し、講義を開いたり或は給仕店員並びに支部支配人の試験に就いて中央委員會に助言を與へたりする技術的組合として創設されたものである。然るに使用者組合が、常に副支配人や支部支配人を加入せしめてゐるのみでなく、又彼等のためにも地位改善と俸給増加との要求を提出しつゝあること、及び局地組合の總支配人や幹事や「卸賣組合」部支配人に對し協同組合運動使用人全體とその運命を共にする方がよくはないかと仄かすことさへ敢えてしたことが解つて來ると、形勢は茲に一變した。而してこの全權政策の反動として、一九一七年に各協同組合の總支配人、幹事、

部支配人、出納係及び會計係を包含する一の全國協同組合役員組合なるもの、設立を見たのである。

『過去暫らくの間』これらの智力勞働者に送られた回状は述べてゐる『我々の中、協同組合に於て責任ある地位に立てる者達——就中多數の各種使用人の規律維持と一般統制とに當るべき地位にある者達は考へた、我々が斯くの如き地位にある以上、我々にも加入を許し同時に我々の統制すべき人々にも加入を許す如何なる勞働組合にも到底加入することが出來ないと。使用人との間に何等かの爭議若くは紛擾が起つたやうな場合には、我々は經營委員會の命令を實行しその味方となるべく期待され來つたし且つ今も尙ほ期待されてゐるのである。而してこの事たるや、我々が己のが協同組合と衝突してゐる何等かの勞働組合の組合員となつてゐては忠實に實行され得ない。この困難な立場は、近時多くの經營委員會が總ての使用人と役員とは一の勞働組合の組合員たらざるべからずとの決議をなし、二三の場合にはこれが組合の規約に定められた事實によつて愈々困難なものとなつて來た。この困難より逃がるゝ途は、協同組合役員の勞働組合を設立して自らこれを統制し自らの利益のために活動するにあるやうに思はれる。然し我々には、他の技業組合から組合員を奪はうなど云ふ考へは毛頭ない。そして又實際我々の規約は、誰かその中から我が組合に加入せるものある或る種の職業（例へばパン製造工等の如き）のため一の技業組合が存在する場合には、彼は同時に彼れ自身の組合の組合員たるべき旨規定してゐるのである。』一九一九年には千五百二十人の組合員を有せしこの組合の目的

は、疾病や失業や養老に對する手當と法律相談との設備を設け且つ希望の俸給率表と雇傭條件とを承認せしめんとするにある。總支配人及び幹事は大概下級役員中から採られてゐるために、その多くは依然として使用人組合の加入者たるを常とする。全國協同組合役員組合の要求するところは、己の組合員の雇傭條件を定むるに際しその決定的發言權を得んとするにある。然し役員組合は同時に購入係に非ざる支部支配人の加入を認めない。この除外に對する理由として我々に述べらるゝところは極めて重大だと思はれる。『若し我々が支部支配人の加入を認めんか』數十の支部を有する或る協同組合の幹事は曰ふ『我が役員組合の局地支部に於ては、總ての職業上の問題に對する投票に際し、労働時間中は我々の指揮下にあり且つ規律に對して我々と見解を異にする人々に依り多數を占めらるゝが常とならざるを得ない。』かくして協同組合運動内の有給智力労働者の大多數は、今尙は使用人組合や全國店員合同組合や全國書記組合に當るやうな何等の労働組合をも持たないのである。

(1) 今や全國協同組合支配人會及び協同組合幹事會では、組合員たらんとするものは同時に全國協同組合役員組合の組合員たるべきことを加入の條件としてゐる。

(2) 一九一九年に至つて更に協同組合教育主任會 Co-operative Educational Secretaries Association なる一の組合が設立された。一九二一年に於けるその加入者は百四十人であつた。

(3) 『使用人組合雜誌』A. D. C. H. Journal 一九一七年九月號四六頁。

(4) 労働組合運動内に於ける支配人級の人達の地位の問題は、これらの仕組では解決され得ないこと明かである。若し總支配人も

含む總ての使用人が同一の組合へ加入することとしたならば、次の二つの困難の何れかや起つて来る。若し支部が強く活動的の場合には、支配人的地位を有する組合員は支部集會に於てはその下僚の批判と壓迫とに服しなければならぬ。若し支部が弱くて無氣力な場合には、それは稍もすれば支配人に壓伏される。他方に於て支配人級の使用人は、支部集會に於て問題とされるべき暗々裡の脅威に依りその營業的權威を害せられる。これらの困難は勿論協同組合運動に特有のものではない。近時に於ける労働組合運動の發達（これに就いては拙著『労働組合運動史』一九二〇年版参照）は、同様な問題を分散式小賣店會社、鐵道業、國家並びに自治體諸部門その他惹き起してゐる。經營方面の職分は、自主的『自己決定』の權利ある従つて別個の團體を必要とする特種の仕事であると云はねばならない（シドニ・ウェップ著『現今の工場支配人』一九一九年及びエス並びにビー・ウェップ著『大英社會主義國の構成』一九二〇年、第六章『職業界の改造』参照）。

四 協同組合運動内の團體取引に對する現在の仕組

我々は今や、協同組合運動の雇傭條件決定のための現在の仕組如何を述べなければならぬ。この仕組は、二つの異なつたそして或る程度迄相容れない制度から成つてゐる。一つの制度は、協同組合運動と労働組合側との間の團體取引であつて、これは如何ともし難い爭議が兩方の合意によつて持ち出される強制力なき一の法定産業仲裁々判所 Industrial Arbitration Court によつて補はれてゐる。今日（一九二一年）存する今一つの制度は、協同組合運動とは全く獨立別個の一個の賃銀協定委員會であつて、これは特種の職業に於ては非常に多數の協同組合使用人を含むところの或る種の分配的並びに家内の産業に法定最低賃銀を命ずるものである。

労働組合會議に認められた團體取引の仕組

一八八二年に設立され一八九九年にその組織を更えた、そして協同組合同盟の代表者四名と労働組合會議委員四名とから成る共同委員會——これに就いては既に述べた——は、殆んど何の仕事もしないでゐるが、尙ほ名義上では存在する。⁽¹⁾ 創立後の最初の二十年間に於けるこの共同委員會の活動は、前からあつた労働組合に偶々加入してゐた「卸賣組合」や局地大組合の少數の使用人に就き生じた爭議を仲裁することに限られてゐた。協同組合使用人の大多數が使用人組合に包擁されるに至つた時、使用人組合は——尤もなことだが——労働組合員が如何なる形にせよ使用人組合の組合員を代表する者としてこの共同委員會に列席することを拒絶した。そして使用人組合が労働組合會議を脱退するや、委員會の立場は愈々苦しくなつたのである。かくて共同委員會は、毎年一二の小さい爭議を仲裁しつゝ、碌々としてその生を保つて來た。それは協同組合使用人の労働組合全國的聯合に依り仲裁者たり得るものと認められてはゐたけれども、該聯合に加盟せる労働組合は、この委員會の仲介を俟たずして、雇主たる協同組合と直接協定の擧に出づるのを常とした。然しながら、この共同委員會は、使用人組合以外の労働組合の組合員の方面では、次に説明すべき地方労働時間及び賃銀委員會 District Hours and Wages Boards により認められてゐる。

(1) この共同委員會は、これを一九一六年の労働組合會議及び一九一七年のスウォンジ協同組合會議に於ける決議の結果設けられた

労働組合員及び協同組合員の聯合諮問評議會と混同してはならない。この諮問評議會（これに就いては他の章で述べる筈である）が設立されたのは、労働爭議を解決せんがためではなくて、労働組合協同組合兩運動の結合を固くし兩者共通の利害ある事務に就いては一致の行動に出づるを容易ならしめんがためである（一九一九年度『一般協同組合調査報告』一九六頁参照）。

とは云へ、この共同委員會の取扱ふ事件が僅かであり又會合も殆んど行はれないからとて、それは無用のものだと推斷してはならない。嘗て労働組合並びに協同組合會議に於て、一の爭議を解決し得ず且つ仲裁を拒んだ労働組合若くは協同組合は、兩會議に『通告さる』べき旨の一の決議が通過してゐる。その結果殆んど總ての爭議に於ては、仲裁に附せんと脅されてか若くは豫備的手續の進行中に、結局一の解決點が見出されるに至つてゐるのである。

使用人組合との團體取引の仕組

使用人組合の要求が絶えず大きくなり來り且つ直ちに同盟罷業の武器を使用せんとする勢を示すので、一九一六年の協同組合會議は、その中央委員會の熱心な勸告に依り、幾分熱狂氣味で、協同組合運動内に使用人組合との有効な交渉機關を設置し、同時に使用人組合の過大な要求に對抗する武器を作成せんと志した。その實行の第一歩は『戦闘金庫』War Chestの創設であつた。總ての協同組合は、労働組合の『不合理な要求』に對抗せんためその年賣上高一ポンドに付き一ペニの按分比例により防衛保證基金に據金せんことを求められ、その結果として四十二萬七千ポンドを下らざる最低保證基金

が出来上つた。交渉の機關に至つては、會議もその理事者も何等明確な具體案を持たなかつたやうである。協同組合運動の各八地理的區分内セクショナルの協同組合は、局地組合經營委員會の代表者から成る地方労働時間及び賃銀委員會を設けんことを勧められた。一九一六年に北西地方ノースウエストに設けられたのを初めとして、これらの地方労働時間及び賃銀委員會は、その構成に多少の相異はあるけれども、一九一七乃至一八年にイングランド内たるとスコットランド内たるとを問はず協同組合同盟の八區分内セクショナルの六十二地ディストリクト方の殆んど全部に設けられた。實際上この委員會の性質は、使用人組合が提出するもの、みでなく又労働組合會議承認の労働組合が提出する使用人の要求をも各統一せるプランの下に處理せんがため設けられた一定地域内の雇主會であつた。然しこれらの委員會は永く孤立してはゐなかつた。一九一六乃至一七年に、協同組合同盟の中央委員會により地方並びに全國和解委員會が設けられたのである。全國委員會は、使用人組合側の代表者五人と協同組合運動側の代表者五人（協同組合同盟聯合委員會ユナイテッドボードから二人、各協同組合から三人）と更に兩側の同意した——同意を見なかつた場合には労働大臣の任命した——キャスチング・ヴォートある一人の獨立議長とから成つてゐる。又八つの地方和解委員會は、該地方の協同組合からの三人、協同組合同盟區分委員會セクショナルボードからの一人、使用人組合からの四人總て八人の代表者から成り、關係使用人の二十五パーセントを含む他の一つ若くは多數の労働組合からもこれに代表者を出し得る旨の規定がある。⁽¹⁾この異常に複雑な團體取引の仕組は未だ經驗の時代

にあるが、傾向はどうかと云へば、地方和解委員會が消失して爭議は總て協同組合を代表する地方労働時間及び賃銀委員會と使用人組合若くは他の關係労働組合の代表者との間の交渉に委ねられるやうである。これらの委員會に代表者を出す條件、即ち關係使用人の二十五パーセントを含む組合てふことは、使用人組合をして『技業組合』に比し不當に有利な地位に立たしむるものであるとして、他の労働組合は不平の聲を洩らしてゐる。蓋しこれらの組合は何れも二十五パーセントを持たないが、その全部を合すれば使用人の多數を占むること明かなるが故である。尙ほ茲に附言しなければならぬのは、二三の場合には爭議が「卸賣組合」及び或る小賣組合により直接政府開設の産業裁判所に提出されて、この裁判所の判定——強制力はないけれども、これ迄は兩當事者ともこれに服して來た——に依り解決されたと云ふことである。

(1) イースト・ダラムでは一九一九年の共同賃銀評議會ジョイント・エリツ・カウシナルを設けたが、その構成はイースト・ダラム地方労働時間及び賃銀委員會と使用人組合との間取り極められたものである。それは地方労働時間及び賃銀委員會任命の七人の協同組合代表者と七人の使用人組合代表者と評議會を構成する兩側から交互に任命される議長とから成つてゐる。その職分は労働時間及び賃銀委員會のそれと等しい。そして兩側はこの上の攻究と指導とを上級機關に求むるの權利があり且つ兩側の同意により事件を仲裁に附することが出来る。

協同組合同盟の労働部

團體取引のため斯かる膨大な仕組を設けなければならぬと云ふことは、協同組合運動が雇主たる

の資格に於て智的缺陷あることを示すものである。經營委員や支配人の地位にある活動的で熱心な協同組合主義者達は、消費者が協同組合を作りさへすれば總ての産業上並びに經濟上の問題は自ら解決されると信ずるやうに育つてゐる。而して彼等は、労働條件の如何に複雑であり又それが賃銀生活者の生活に如何なる影響を及ぼすかに就き思ひを致すこと屢々營利的雇主にさへ劣ること（あゝ實に斯くの如きが可能なことであらうか！）があつたのである。然し使用人組合の老練な代表者は、地方労働時間及び賃銀委員會との交渉に於ても、又和解委員會や産業裁判所へ事件を提出することに於ても、局地協同組合の老練なる代表者よりはより巧みであり、より事情通であることが間もなく明かになつて來た。茲に於てか協同組合同盟の聯合委員會は、一九一七年四月一の ワシントン 労働部を設け、これに一人の有給役員を置くことに決定した。而して爾來この役員は、雇傭條件の比較に關する正確な報道を得ること、労働政策に就き各協同組合に助言を與へること、使用人組合その他の労働組合との交渉を助けること、就中或る協同組合の關係せる事件をそが産業裁判所や特別仲裁々判所や賃銀協定委員會へ提出さるゝ以前に處理すること等をその特別な仕事として來てゐる。

卸賣組合の地位

協同組合同盟の動かしてゐるこれらの膨大な團體取引並びに仲裁の仕組は總て、卸賣組合には關係なく設けられたものなることを知らなければならぬ。イングラント卸賣組合は永い間、使用人組合

が自己の組合員の雇傭條件に就き取引せんとする要求を、それらの使用人が舊からある労働組合の加入者たらざる故を以て拒絶して來て居つた。近年に至るや斯く拒絶し續けることが出來なくなつた。そして「卸賣組合」はその使用人に對して、局地協同組合の採用せると同じ最低賃銀並びに俸給率表を認むるの已むなきに至つたのである。然し賃銀の問題では一步を譲つたイングラント卸賣組合も、使用人組合との共同機關を設けることは今尙ほこれを受諾せず、労働組合會議に加入せる労働組合のみ團結労働者を代表するものと認めらるべしてふ該會議の決議を楯に頑張つてゐる。然しながら、「卸賣組合」内に一の獨立した労働部を設置し、報道を蒐集したり「卸賣組合」の各種部門が使用人と交渉する際老練な助力を與へたりせしむべきだとの提案はあるのである。⁽¹⁾

(1) 「自分のやうに「卸賣組合」で働いてゐる者は」一人の使用人は書いてゐる「誰でも「卸賣組合」の使用人の賃銀や條件に就き多くの不合理あるを見逃さないであらう。……これ多くの不平ある所以であるが、それはこの問題の處理するために適當な機關を設けることにより避け得べきものである。自分は提言する「卸賣組合」のやうな大きな組織に於ては、労働問題のみを取扱ふ一の特別な部の設置は必要缺くべからざることだと。理事達にとつては、事業の經營や政策の攻究や將來の計畫等て仕事は手に餘る程であり、そして賃銀その他に就いて各方面から繰返さるゝ不平はうるさいこと邪魔なことに違ひなく、又他の問題の方に用ふればより有益に用ひらるべき時間をとるに違ひない」（『協同組合新報』一九二〇年一月十日號）。

五 法定賃銀協定委員會

かくする中に、特種の職業に於て法定最低賃銀を強制する一九〇九年並びに一九一八年の賃銀協定委員會議法による賃銀協定委員會を設けんとする全國的運動が、局地協同組合や卸賣組合の從事してゐる産業内にも擴がつて來た。此處に、協同組合主義者が使用人組合の特別要求のため陥つた——と彼等はこぼしてゐる——ところのこのデイレンマから逃がれる途があるやうに思はれた。より高き賃銀率表を得んとした協同組合使用人の要求に對する正當な解答は、該賃銀率表が一般に行はるべきこと及びそれが嚴格に勵行さるべきことを求めるにある。然し協同組合の經營委員や支配人は、自己の組合にも又他の雇主にも等しく適用せられる法定最低賃銀の案を最初は歓迎しなかつた。そしてこれら協同組合運動の代表者は、暫し賃銀協定委員會に代表者を選出し度いと申込みのを躊躇した。これ蓋し彼等が關係職業に於ける他の雇主と同様に労働者の雇主として委員會に出席することを認める氣になれなかつたし、一方營利的雇主は彼等を筋力労働者階級の代表者なりと認めたので雇主としての資格で彼等が委員會に出席することに憤慨したがためであらうと思はれる。使用人組合は何等かゝる躊躇を見せなかつた。その特徴たる出しゃばりを以て使用人組合は、煙草工場、靴修繕業、小賣服製造業、衣服製造業、洗濯業、牛乳配達業及び蒸溜水製造業に於ける労働者の法定最低賃銀を定むる委員會にも、又近時設けられた分配的諸職業のための委員會にも、代表者を出すべき主要労働組合の一たらんことを要求した。而してこれら委員會への代表者選出要求に對する各協同組合支配人と卸賣組合理事と

の消極的態度は、使用人組合の攻撃するところとなつたのである。例へば使用人組合の女子オーガナイザたるエリン・ウィルキンソン嬢 Miss Ellen Wilkinson の如きは『協同組合新報』に一文を寄せて、協同組合運動が代表者選出の機を失つたことに就き一般の注意を喚起した。嬢は書いてゐる『使用人組合は近頃女店員のため廣き範圍に涉つて獲得された最低賃銀率表が衣服製造工及び女帽子製造工にも適用さるべきを主張するけれども、その方面の私人企業に於ては賃銀率低きを以て斯かゝる使用人組合の主張は協同組合の工場を破産せしむるものである、とは近時に於ける協同組合運動側の大不平である。近し最近二週間の中に、協同組合運動が労働組合を助けて女帽子製造業並びに衣服製造業賃銀協定委員會を利用してこの競争を減せしめ得る機會が到來した。十八歳に於ける相當な最低賃銀を定めんとする決議案がこれらの委員會で労働組合側から提出されたのである。勿論それは雇主側の否決するところとなつた。然しながら、相當な賃銀の支拂はるべき旨雇主席より主張すべく何處に協同組合運動の代表者はゐたのであるか？ 少くとも一つの賃銀協定委員會に於ては、協同組合運動は或る最低賃銀率が減額の危險に陥つた際これを救ふことを得たのである。労働大臣は凡ゆる方面の利害關係者に代表者選出権を與ふるの義務がある。従つて多數の労働者を使用してゐる協同組合運動は、唯だ申込みの勞さへとればこれらの委員會に代表者を出すことが出來たのである。協同組合の經營委員は、労働組合がどこ迄も相當な賃銀を支拂へと云ふならば工場を閉鎖せんと威嚇することによつて商

人に相當な賃銀支拂拒絶の有力な論據を供する代りに、一般の賃銀率を引上げて以て彼等が痛く不平としつゝある競争を減ぜんため手近に存する明かな手段を利用すべきであつたのである、尤もそんなことよりは女子を解雇し使用人組合を非難するのが遙かに容易な仕事ではあるけれど。⁽¹⁾

(1) 『協同組合新報』一九二〇年二月四日號。

協同組合運動の代表者が他の雇主と共に賃銀協定委員會へ出席した時際會する困難は、我々もこれを察することが出来る。協同組合は既に自ら殆んど總ての他の雇主よりもより多くの賃銀——尤も使用人組合の要求する程多くではないだらうが——を支拂つてゐる。然し使用人組合は、協同組合が使用人側の代表者と實際歩調を一にして要求された最高率に賛成の投票をなし若くは少くとも協同組合自身を支拂つてゐる高率を法定最低賃銀たらしむるに賛成の投票をなすべきことを期待する。これには他の雇主が、斯くの如きは餘りに劇しい増加であるとして反對するのみでなく、又次の如くに云つて反對する。斯かる規定はそれ自らの目的を破壊する、蓋し斯くの如き高率は小さい小賣商又は小工場には恐らく有効に強行され得ざるべく、斯くてこれらの小賣商又は小工場は法律をくゞることにより協同組合と資本家事業との兩者に打撃を與へるであらうと。斯くの如き議論に會ふや協同組合の代表者は、英國人が一般にやるやうに、事業全體のため協定成立の貴重な利益を得んものと屢々妥協を行つたのである。或る場合には、彼等は餘りに多くを他の雇主に讓歩したやうに思はれた。そして中立の立場に

ある委員長の同情を失つた。或る一の場合に就いての如きは、彼等の行爲が、使用人に對する不正と云つたやうな理由の下に於てゞなく、資本家事業の雇傭條件を勞働組合の壓迫の結果協同組合が已むなく採用するに至つた條件に迄引上げてこれを法定のものたらしめ得なかつたとの理由の下に、一九二一年一月の「卸賣組合」の四季代表者會で非難された。我々自身の見るところを以てせば、賃銀協定委員會に於ける協同組合の代表者は今少しく大膽な行動に出づべきである。彼等自身の工場に於て及び極めて善い資本家的雇主の工場に於て現に採用されつゝある賃銀率と條件とは、その大小と設備の不完と位置の有利なると否とを問はず、その職業に於ける總ての工場に最低限度として法律に依り強行されざるべからずと他の雇主の凡ゆる反對を無視して主張する場合、彼等は經濟的に是認さるゝであらう。

上來述べ來つた説明により我々は、協同組合運動が、その事業愈々複雑を加ふるに従ひ、且つ運動内と漸次増加する賃銀生活者組合内との輿論の變遷に餘儀なくされて、自己の使用人との關係に就いての初め頃の極めて單純な考へから如何に遠く距たり來つたかを知ることが出来る。五十年前には、協同組合運動は斯かる問題が生じやうとは知らなかつた。まる三十年間、この問題は生産諸部門の使用人との利潤分配の論争——これは一體何が問題なのかを明白にすることさへなし得なかつたが——のため蓋はれてゐたのである。今世紀に入りてより協同組合主義者は、消費者のみが考慮さるべき唯一の

人々でないとの思想を抱くやうになつて来た。そして經營委員も漸次、各種各方面の使用人との關係に就き如何なる主義方針を採るべきやのより明白な觀念の方へと探り進んで来て居つた。現在では、實際上的問題は尙ほ未だ解決されたとは云ひ得ないが、それに關する主義に就いては解決の曙光を認め得る迄に達してゐる。協同組合の正當なる基礎如何に關する協同組合運動内の舊い論争は今や全くその跡を絶つた、そして協同組合事業の所有と政策の最終決定權と全體としての事業經營權とが、消費者並びにその選出代表者の手中にあるべきであり又現にその手中にあると宣するに就いては、協同組合會議に於て殆んど何人の異議もないであらう。然し協同組合運動は、最廣義の雇傭條件、即ち使用人の勞働生活に關係ある凡ゆる事項を包含する雇傭條件の決定はこれを支配人若しくは經營委員の獨斷的命令に委せずして使用人代表者との討議に待ち且つ必要な場合には彼等との團體取引に委すること、その意見を變更し、又労働者にその從事せる産業の經營に或る種の参加を認むること——尤もこの参加を實現せしむる何等の具體案も決まつてはゐないけれど——に賛するやうにもなつてゐるのである。

他方に於て、協同組合雇傭に關して起りつゝある目前の問題の實際的解決と、協同組合運動がその使用人に認めんとする意嚮漸く強きものある經營参加の原則の適用とは、いづれも、これら使用人の作れる生産者組合の不完全なこと、殊に労働組合運動がこの職業的組合の正當にして一般に承認される基礎を發見し得ないこと、によつて妨げ且つ阻まれてゐる。労働組合たと自由職業組合たとを問はず、生産者組合の組織の基礎が消費組合のそれの如くに明確に定まらない以上、雇傭條件に就いてはたと經營参加に就いてはたとを論ぜず、兩運動間に何等有效なる相互作用があり得ないのは極めて明かだと云はねばならない。兩運動間の親善關係のため不幸にも、職業的組合組織の確乎たる基礎の缺如は、實に協同組合使用人がその従事者の大多數を占めてゐる職業に於て特に甚だしいものがある、そしてこの缺如は、賃銀や労働時間に關してよりも經營に幾分か参加せんとする使用人の希望に關して一層有害なものとなつてゐる。労働組合員がその要求を特種の技業クラフト若しくは労働者部門の雇傭條件の共同統制に限つてゐた間は、協同組合の地位に就いて何等特別な問題は起らなかつた。一八八二年乃至一九〇八年に労働組合員と協同組合員との共同委員會の仕事に與つた労働組合役員には、一人の大工、一人の靴工、一人の紡績工又は一人の機械工の働いてゐる工場が、局地協同組合若しくは「卸賣組合」の所有經營に係るものたるや將た又一私商若しくは一株式會社の所有經營に係るものたるや、何れでもよいことであつた。或る産業内での労働組合員の要求は、協同組合もその産業内の最良の私人雇主と同じ賃銀を支拂ひ、同じ労働時間と愉快とを與ふべしと云ふのがその總べてであつたからである。然し彼等の要求が、雇傭條件統制参加の要求に進んで來、次いで原料購入や異なつた過程と機械との採用やに就いてはたと品物の販賣に就いてはたとを問はず、その商業的並びに技術的管理を包含

する組合事業全經營への参加要求に迄擴大し來たと共に、協同組合運動事業の特種組織は、労働組合主義者の新學派に一の明かに解決し難き問題を提供した。協同組合が一の産業をなすものに非ざることとは明かである。それは又一種の事業ビジネスに限られさへもしてゐない。その事業は、木綿シャツからレモナーデに至る無数の極めて異なつた品物を製造し、六七千にも上る支部や本部でこれらその種類無限なる品物を單に小賣することから、セイロンに於ける茶とカナダに於ける小麦との栽培及び全世界市場にその必要とする品物を求めることに至る迄、分枝してゐるのである。「卸賣組合」に於ては、否局地組合でも最も大きなものに於ては、總てこれらの輸入、栽培、製造、輸送、販賣準備、小賣等は、分つことの出来ない單一事業の一部分を形成する。故に若し協同組合運動の使用人が、協同組合使用人として、雇傭條件に對してか或は更に進んで彼等の雇はれてゐる事業の財政的、商業的並びに技術的經營に對して何等かの統制權を獲得せんと欲するならば、彼等は技業クラフト別各々は職業別による組合の主義と産業別による組合の主義との何れとも直接相反する一の主義の上に組合を組織しなければならぬであらう。蓋し經營上の政策に有效なる統制をなし、産業經營に眞の参加をなさんとするならば、當然その産業全體に對する統制と参加とを必要とし、従つて又他の諸産業内の組合と離れてその産業内の労働者のみが全國的基礎の上に團結する必要があるからである。例へば若し、農業労働者が農業上の政策に對し何等か有效なる統制權を獲得し、己のが生活維持の根源たる産業の經營に眞の参加權

を取得せんとするならば、「卸賣組合」並びに局地協同組合の耕作にかゝる四萬エイカの地に雇はれてゐる労働者は、農業に従事せる七十五萬の労働者仲間と共通にこの統制並びに参加の權利を獲得すべく、使用人組合の力によつて自己の雇はるゝ個々の農場に就き別々にこれを獲得しやうとしてはならないこと明かである。これと同じく、現在協同組合の炭坑や工場に雇はれてゐる坑夫、運輸労働者、靴工、各種印刷工及び織工などが、その仲間と共に各自の従事する各種産業の經營に眞の参加權を獲得せんがためには、彼等は使用人組合から脱退しなければならぬのである。要するに、我々が労働組合運動の目的はそれ〴〵の職業の雇傭條件の決定にありとなすと、將た又その製品若くは労働の性質によつて定まる個々の産業の經營に有效なる参加權を得んとするより大なる野心にありと認むるを問はず、協同組合運動の凡ゆる各種各部門の使用人を單一なる労働組合に團結せしめんとする使用人組合の要求は根據のないものである。その組合員の範圍を協同組合運動外の『商業並びに盟友労働者』に擴げることにより、且つ更に最近に至つては全國倉庫人夫及び雜労働者組合との合同により、使用人組合——今や『全國分配並びに盟友労働者組合』と名づけられてゐる——は、實際上協同組合使用人のみのための労働組合たる地位を放棄した。その新名稱の下にこの組合は、再び労働組合會議へ入つて來た。目下（一九二二年）熱心に労働組合會議の新設一般評議會 General Council により進められつゝあるところの、全國店員合同組合との合同が更に出來上り、比較的少數の裁縫工、パン製

造工、靴工、車屋その他斯る種類の労働者がそれらの労働組合へ移るならば、やがて協同組合運動とその使用人の組合との間に、三十年來ドイツに行はれ來つたやうな明確にして調法なそして申分なき労働契約の成立を見得るに至るであらう。

第四章 歐洲大戰の協同組合運動に及ぼせる影響

過去七年間に於ける英國協同組合運動の變化は、深くして且つ大なるものであつた。如何なる範圍までこれらの變化が歐洲大戰の直接影響又は戰爭中に於ける政府の諸活動に歸せしめらるべきか、又近時に於ては何の點までこれらの變化が平和の性質と改造の方策との結果であるか、又更に如何なる程度までこれらの變化が唯だ過去半世紀間に於ける協同組合運動の着實な發達の成果たるに過ぎないか、我々はこれを測知し得ない。我々は唯だ、一九二一年の協同組合運動が一九一四年のそれと著しく異なる所以の特徴幾つかを述べ、且つ新たに發生して來た幾分驚倒的な問題と困難とを叙して、不十分ながらそれらの特種原因を分析せんと試み得るに過ぎない。

イ 統計上の膨張

我々は先づ運動の統計上の膨張を指摘するのが便利であらう。過去七年間に運動は、組合員數に於て、賣上高に於て、事業の種類に於て、將た又その分配する品物の實地生産の範圍に於て、著しい膨脹を遂げてゐる。然し數字の注意深き研究者は、協同組合の示威の際にこれらの數字を見て擧げらる

、歡喜の聲に直ちに同ずることを躊躇するであらう。

先づ組合員總數に就いて見るに、一九一四年から一九一九年迄に組合員名簿に正しく百萬を加へ得たのは十分豊富な收穫のやうに思はれる。然り統計は眞に見るべきものがある。小賣組合の組合員總數は、一八八一年には五十四萬七千人、一八九一年には百四萬四千人、一九〇一年には百七十九萬三千六百人、一九一一年には二百六十四萬人であつた。而して一九二一年末にはそれは恐らく五百萬人近くに上るであらう。然しながら、一九一四年末から一九一九年迄に範圍を限定するならば、その増加は概數にて三百萬人から四百萬人になつゐる。五年の間に斯かる増加を見たのは確かに未だ嘗てないことである。

協同組合運動の組合員數増加を勞働組合運動のそれに比べる時、我々が喜悅の情は變つて來る。組合員數に於て夙に協同組合運動を凌いでゐた英國の勞働組合運動は、一九一四年から一九一九年迄に、その組合員數に三百萬以上を即ち協同組合運動の三倍以上を加へたのである。而してこの増加はその後も尙ほ繼續した。一九二〇年中、僅かな場合のみに夫婦兩者を加せしめ且つ決して一組合以上への加入を組合員に許さない勞働組合運動は、夫婦兩者を加せしむるもの漸く多く且つ一組合以上に加入せる小部分の組合員を二度數へてゐる協同組合運動よりは、より大なる割合でその膨脹を續けて行つた。一九二〇年末に於ては、勞働組合運動の組合員數は八百萬を相距る餘り遠くはなかつたが、協

同組合運動のそれは恐らく四百五十萬を超過すること非常に多くはなかつたであらう。戰時中の諸事情が全體として協同組合員募集に對し一の新らしい刺戟を與へ、その結果數年間約五パーセントに止まつてゐた平均一年の新加入者率、これらの五年間に六乃至七パーセントの平均に上るに至つたものらしい。總人口増加率の五倍乃至六倍だけ平均一年に加入者が増加するのは、他の運動に於ては満足すべきことかも知れない。然し英國の協同組合員はより大なる業績に慣れてゐる。唯だ一年の間に八乃至十パーセントの組合員増加を見ることは、以前になかつたことではないのである。注意しなければならぬのは、一九一〇年に先だつ十五年の間に於て増加の百分率は全體から見て低下しつゝあつたこと及び戰時中の諸事情はこの低下を阻止する以上に多くを出でなかつたやうに見えることである。一八八一年から一八九一年迄の間には、協同組合員總數は九十パーセント増加した。一八九一年から一九〇一年迄の間には増加は七十一パーセントで、一九〇一年から一九一一年迄の間のそれは四十七パーセントであつた。戰爭勃發のすぐ前年には平均一年の増加率は五パーセント近くに止まつてゐた。戰時中五年間の組合員數増加は三十三パーセント以上、即ち平均六・五パーセントであつた。かくて戰時の全影響は、戰前の組合員數増加率が刺戟せられたことである。尤もこれを勞働組合運動に比べたら大した刺戟を受けたものとも思はれない。統計の比較が出来る範圍では、過去七年間の英國協同組合運動に於ける組合員數増加率は、ロシア、フランス、ドイツ、ベルギー、北米合衆國若く

はオーストラリアの協同組合運動に於けるそれに比し少なかつたやうである。

(1) 協同組合運動の組合員總數・勞働組合運動のそれとは正確に同じ比例を保つてゐない。細かい差異は別として、勞働組合の組合員は多くの組合では十八才から否十六才からさへ始まつてゐるが、協同組合運動に對しては——名義上は十六才から組合員に成り得るけれども——結婚して獨立の生計を立てる迄は男女何れも加入し度いと云ふ心を殆んど起さないと云ふことが出來やう。協同組合運動は今や英國の全世界の約三分の一を、又勞働組合運動はその三分の二を包擁するものと見るならば、兩者間の差異の大部分は恐らく、男女を問はず勞働組合員ではあるが協同組合員ではない未婚の賃銀勞働者中に見出さるべきであらう。

勿論、協同組合運動が今の英國に於ける程の大きさにまで發達すると、運動が未だ小規模であつた頃と同じ組合員數増加率を維持するの漸次困難となることは記憶しなければならぬ。然しながら、このことは英國の勞働組合運動が膨張の率と量とを非常に増すことを妨げはしなかつたし、又他の諸國の協同組合運動の膨張率増加を阻止することもなかつた。尤もこれら諸國の協同組合運動は、英國の勞働組合運動と異つて開拓すべき餘地遙かに廣きものがあつたから、これを比較に出すのは餘り妥當とは云ひ得ない。

又英國に於ける協同組合員は漸次大組合に集中する傾向が現はれて來た。分配組合の總數は一九〇一年以來徐々に減少してゐたが、その原因は、新組合開設の成功よりも合同の方が少しく大きな割合で行はれて來たこと、新組合設立の代りに支部をふやす傾向が漸次増加して來たことにある。協同組合の大多數が尙ほ限られた地域内に活動する小組合だと云ふことは、これを認めなければならぬ。

過去三十年間常に然りし如く、組合員千人以下の組合が今日尙ほ七百以上もあるのである。然し組合員一萬人以上の組合は一八八一年には唯だ三つ、一八九一年には十三、一九〇一年には三十であつたが、一九一一年には五十三、一九一四年には六十九、そして一九一九年には百三にも達してゐる。現在（一九二一年）では恐らく百五十萬人の組合員、即ち組合員總數の三分の一が五十の大組合に集中してゐるだらうと思はれる。

斯く組合員の集中漸く多きを加へて來た原因は、常に現在相競争し敵對せる組合の合同政策に存するのみでなく、又その負擔する經費の節減や集中的組織による能率増進の如き併合の經濟的利益を收めんとする隣接組合の合同政策にも存する。然し上述の如く合同の政策が大組合數の増加に與つて力はあるけれども、單なる少數組合員の併呑のみがこれら組合の大膨張を説明し盡すものでは決してない。一般的に云つて、とにかく人口の非常に集中せる所では、組織並びに經營の單位が大きければ大きい程、組合員の増加は一層速かで一層大きかつたとの論結はこれを避けることが六つかしい。

賣上高に關する統計は一見十分満足すべきものゝ如くであるが、尙ほよく考察して見る餘地がある。全分配組合の總賣上高（兩卸賣組合の數字にその加入組合の數字を加へたので重複あるは免れないが）はその價格に於て一九一四年の一億五千二百萬から一九一九年の三億一千四百萬にも殖えたではないか、とは普通よく聞く言葉である。然し物價の標準が全く違つて來てゐるから、これら兩年の

總賣上高が量的に如何なる比例を示すかを見出すことは六つかしい。労働者階級家庭で消費される日用品の一九一四年と一九一九年との間に於ける價格平均騰貴率を百五十パーセントとするならば、協同組合の賣上高がこれら五年間に果して何等かの量的増加を示せしや否や疑はしくなつて来る。然しながら、斯くの如きは又一の無用に悲觀的な見解だと云つてよい。著しくその價格の騰貴した成る種の品物（殊に卵と牛乳、砂糖と石炭）の總供給額の減少と、人造バター（バター代用品）や綿衣織（毛織物やリンネル物の代用品）の如き安價品の代用盛んなこと、により、協同組合供給品の總てを平均した量的單位の價格騰貴率は、一九一四年と一九一九年との間に於て百五十パーセントなどには達しなかつた。若しそれが百パーセントとしたならば、賣上高は品物の分量に於て五年間に三パーセント以下と云ふ一の健全な増加率を示すのである。

協同組合では、組合員が著しく増加したにも係らず、一人當り平均賣上高が百パーセント以上も増加してゐるのは注意すべき點である。次にその例を掲げる。

組合員數	賣上高	一人當り
ブライツデフケム	一九一四 二二一、八九三 一九一〇 二二、九二〇	二四〇、九二八 六五五、九八八
ハイムズ	一九一四 二九、七六一 一九一〇 二、七六一	一、一八一、八八八 一〇、一四、六〇八
フーリススタ	一九一四 一、二五三六 一九一〇 一、二五三六	四〇八、五〇〇 四〇八、五〇〇

フォートナム	一九一四 四、五八七 一九一〇 三、三〇〇	二四九、〇〇八 八四七、一七七	五三七 二二五
ミッドルズブラ	一九一四 三三、〇五〇 一九一〇 七、五〇〇	二四七、〇九七 三、一四、〇四五	二二五 三九八
リュートン	一九一四 七、九〇〇 一九一〇 七、四一四	九一、九四六 七、八、一二九	三九八 四〇九
ニュー・スキンドン	一九一四 七、四一四 一九一〇 一、三五四	三〇〇、〇〇〇 二七九、五〇三	四〇九 五八四
ヨーク	一九一四 一、三五四 一九一〇 一、三五四	二七九、五〇三 八二一、一三一	五八四

然しながら、協同組合賣上高の膨大なる數字も、これを組合員數と關聯せしめて考へる時、極めて樂觀出來ないものとなつて来る。戦争以前の一九一三年に於て、小賣分配組合の組合員數二、八七八、六四八人がその組合から購入した品物の總額は、八三、五九〇、三七四ポンド、即ち一人當り平均正に二十九ポンド強に達してゐる。一九一四年に於ては、三、〇五四、二九七人の組合員の購買高は、八七、九六四、二二九ポンド、即ち一人當り平均正に二十九ポンド弱であつた。一八八一年乃至八四年に現はれた平均數字も極めてこれに類似する。同種物品の價格が平均百五十パーセント騰貴したと見てよい一九一九年——安價な代用品を用ふるとしても實際の入費の増加率が百パーセント以下とは殆んど考へ得ない一九一九年に於ては、小賣分配組合の組合員四、一三一、四七七人が、一九八、九三〇、四三七ポンド、即ち一人當り平均四十八ポンド十五シリングの品物を購入した。各協同組合員の消費高は斯く二

總賣上高が量的に如何なる比例を示すかを見出すことは六つかしい。勞働者階級家庭で消費される日用品の一九一四年と一九一九年との間に於ける價格平均騰貴率を百五十パーセントとするならば、協同組合の賣上高がこれら五年間に果して何等かの量的増加を示せしや否や疑はしくなつて来る。然しながら、斯くの如きは又一の無用に悲觀的な見解だと云つてよい。著しくその價格の騰貴した或る種の品物（殊に卵と牛乳、砂糖と石炭）の總供給額の減少と、人造バター（バター代用品）や綿交織（毛織物やリンネル物の代用品）の如き安價品の代用盛んなことにより、協同組合供給品の總てを平均した量的單位の價格騰貴率は、一九一四年と一九一九年との間に於て百五十パーセントなどには達しなかつた。若しそれが百パーセントとしたならば、賣上高は品物の分量に於て五年間に三パーセント以下と云ふ一の健全な増加率を示すのである。

(1) 或る組合では、組合員が著しく増加したにも係らず、一人當り平均賣上高が百パーセント以上も増加してゐるのは注意しなければならぬ。次にその例を掲げる。

組合員數	賣上高	
	ポンド	一人當り
ブラッドフォード	一九一四 一九二〇	二二、八九三 二二、九二〇
パーステム Parslem	一九一四 一九二〇	九、一八一 二、七六四
コールチスタ Colchester	一九一四 一九二〇	一、八五三 一、二二六
		三〇〇、九二八 六五五、九八四
		一、一八一、八八八 一、〇一四、六〇〇
		四〇三、五〇〇 四〇八、五〇〇
		二八 二八
		二一三 二八
		四二〇 四四〇
		三一五 三五五

ポークストーン Polkstone	一九一四 一九二〇	四、五〇〇 四、五〇〇	七九、四二八 二四〇、〇〇〇	五三 五三
ミッドルズブラ	一九一四 一九二〇	三三、〇五〇 三三、〇五〇	二四七、一七七 八四七、〇九七	二一 二五
リュートン Luton	一九一四 一九二〇	七、一三六 七、九〇〇	九一、九四六 三一四、〇四五	三九 三九
ニュー・スキンドン New Swindon	一九一四 一九二〇	七、四五四 七、四五四	七八、一二九 三〇〇、〇〇〇	四一 四〇
ヨーク	一九一四 一九二〇	一四、一三五 一四、一三五	二七九、五〇三 八二一、一三一	五二 五八

然しながら、協同組合賣上高の膨大なる數字も、これを組合員數と關聯せしめて考へる時、極めて樂觀出來ないものとなつて来る。戦争以前の一九一三年に於て、小賣分配組合の組合員數二、八七八、六四八人がその組合から購入した品物の總額は、八三、五九〇、三七四ポンド、即ち一人當り平均正に二十九ポンド強に達してゐる。一九一四年に於ては、三、〇五四、二九七人の組合員の購買高は、八七、九六四、二二九ポンド、即ち一人當り平均正に二十九ポンド弱であつた。一八八一年乃至八四年に現はれた平均數字も極めてこれに類似する。同種物品の價格が平均百五十パーセント騰貴したと見てよい一九一九年——安價な代用品を用ふるとしても實際の入費の増加率が百パーセント以下とは殆んど考へ得ない一九一九年に於ては、小賣分配組合の組合員四、一三一、四七七人が、一九八、九三〇、四三七ポンド、即ち一人當り平均四十八ポンド十五シリングの品物を購入した。各協同組合員の消費高は斯く二

十九ポンドから四十八ポンド十五シリングに増加したが、一方その購入物の価格は一九一四年當時よりは少くとも百パーセント騰貴してゐるのだから、購入物品の分量に於ては約十六パーセント方實際上減少しなければならぬのだが、何故然らざるかを知ることが困難である。

然し更に考察を進めて見る必要がある。我々は一九一三年の二、八七八、六四八人の協同組合員若くは一九一九年の四、二二二、四七七人の協同組合員の代表する家族収入の總計果して幾何なるやを知らない。然しながら、賃銀や俸給の増加、特に高い賃銀の貰へる時間外労働、今尙ほ軍隊に勤めてゐる男子の別居手當、雇主からの割増手當、扶助料を得る家族の増加、休日や失業による『空費時』の極めて少ないことなどを考慮して見る時には、通貨で數へた彼等の總収入は、一九一九年に於ては恐らく一九一三年當時のものゝ少くとも二倍にはなつてゐたであらう。否賃銀生活者家族全體の金錢的収入は、恐らく一九一九年には一九一三年當時のものゝ二倍よりは更に大であつたとさへ信ずるの理由がある。茲に於てか次の如き推論を免れ得ない。曰く、嘗に總體から見ても協同組合運動が一九一九年に供給せる品物は一九一三年に於けるそれより明かに少量であるのみでなく、又平均して協同組合員は一九一九年には一九一三年當時よりも一家収入のより少なき部分を協同組合で費消しそして（貯金を増やすために幾分は用ひられたものと見て、なほ處れられる如く）より大なる部分を他で費消しつゝあつたのである。これは賃銀生活者階級全體の總家族収入に就いては確かに當つてゐる。全労働

者階級収入の大部分を協同組合の勘定臺に受取るは否るか、一九一九年に於ける協同組合運動は一九一三年若くは一九一四年當時よりもそのより少なき部分を受取つてゐたのである。『加入開放』（一族又は一世帯から二人以上の加入者を認むること）の趨勢の影響あるを認めるにしても、尙ほそれは、近時協同組合員の軍勢に加はつた百萬の新加入者が先の十年間に於ける新加入者よりも『協同組合への忠實心』を懷くこと薄きか、或は四百萬協同組合員の全體が漸次多くの買物を『組合』以外でするやう説伏されつゝある度が以前に比して甚だしくなつたかの何れかを表示するものである。これら兩個の表示は、權威ある觀察者の看取せるところたると共に、事實によつて確かめられた——尤も地方によつてその度合を異にしてゐるけれども——ものとしてよいと一般に信ぜられてゐる。我々は、一九一九年の平均購買高の組合員収入に對する割合が斯く減少した原因の大部分を、後に説明する如く、供給の不足や食料人口割當の面倒や卸賣組合輸入組織に對する妨害等のため戰時中に協同組合が當面しなければならなかつた多くの困難に歸しはしない。我々はその一部の説明を、協同組合取引の大部分がこれ迄は食料品（全英國で消費する食料品の七分の一は小賣組合の供給にかゝると推測されてゐる）から成つて居り、衣服や家具その他の家庭用品は比較的少部分を占め全英國消費量の十分の一にも達しなかつた事實に求め得るやうに考へる。家族の収入が増加すると共に、收入中食物のために費さるゝ割合は漸次減少し、他方衣服や家具その他の家庭用品——これらの品物に就いては協同組

合運動は未だ労働者階級をそんなに大きなお得意としてゐない——のために費さるゝ割合が増加して来たゞらうと云ふことは、殆んど疑ふ餘地がない。かくて『協同組合への忠實心』を増すために協同組合員を更に強く教化しなければならないとの議論は、この統計により著しく有力なものとなつて来る。否これのみに止まらない、小組合に於ける経営委員会の多くのものが陥つてゐる獨り好がりの不熱心——範圍の狭い協同組合事業を毎年——繼續し、その小さな雜貨賣場や反物賣場に於ける總賣上が年々殖えれば満足し、組合員の他の凡ゆる要求を充たさうなど、は少しも考へることのない不熱心——を慨嘆するあの經驗ある協同組合主義者等の主張は、更に重みを加へて来る譯である。

(1) 今日労働者階級の収入中、旅行や各種の娛樂のために——飲酒や賭博に就いては云はずもがな——費さるゝ頗る増加した割合が、最も企業的な協同組合でもの事業範圍外で費さるゝは明かであらう。

過去十年間に見られた今一つの業相で恐らく前述せしところと關係なきに非ざるべきは、小賣分配組合の發達が(生産の方面では大組合の事業が絶えず發達したにも係らず)兩卸賣組合のそれよりも遅かつたと云ふことである。一九一四年に於ける總額八七、九六四、二二九ポンドと一九一九年に於ける總額一九八、九三〇、四三七ポンドとの間の小賣分配組合賣上高の増加は、百二十六パーセントであつた。一九一四年の四四、三三六、一九六ポンドと一九一九年の一一四、一三八、三五八ポンドとの間の兩卸賣組合により賣却又は移送された生産品の價格増加は、百五十七パーセントであつた。どうも進歩の

度合に一の變化が起つたのではないかと思ふ。先の十年間即ち一九〇〇年乃至一九一〇年は、イングランド、スコットランド兩卸賣組合にとり比較的穩當な發達期であつた。兩者は加入者と賣上高とに於て一年七乃至八パーセントの増加率を示してゐたが、賣上高に於ては小賣組合の總賣上高の半ばにも達しなかつたのである。次の十年間に、斯くの如き地位の關係には漸次變化が生じて來て、遂に一九一九年には兩卸賣組合の供給總價格(卸賣値段)は小賣組合の總賣上高(小賣値段)の五十七パーセントを下らざるに至つた。卸賣組合から購入さるゝ品物の割合が斯かる増加を見せたのは、或る程度まで、協同組合同盟と女子協同組合ギルドと卸賣組合自身の宣傳的努力とにより鼓舞されたところの、小賣組合の組合員や支配人や經營委員の間に於ける『協同組合への忠實心』(卸賣組合に對する小賣組合の)の増加に由るものと云はなければならぬ。然し遙かに大きな原因は、一九〇八年の頃からイングランド卸賣組合の採りつゝあるそして一九一二年以後特に力を入れて實行しつゝある積極的活動政策——新生産部門を設置又は合併したり、新たな茶園や棕櫚の實園を手に入れたり、製粉所を殖やしたり、保險や銀行の事業を創めたり、凡ゆる生産的活動の眞の根源まで立ち入つて生産より消費に至る過程の凡ゆる段階に於て營利業者を驅逐する目的で次から次へと耕地を購入したりすること——に存すると云はなければならぬと思ふ。小賣組合の總賣上高は一九一四年と一九一九年との間に於て百二十六パーセントの増加を示し、兩卸賣組合の總賣上高は百五十七パーセントの増加を示してゐる

が、後者の生産部が移送した総額は百八十五パーセントを下らざる増加を表してゐるのである。イングラント並びにスコットランド卸賣組合の特に活動的で且つ全體から見ても不斷の成功を示してゐるこの經營振りは、その廣汎な取引と絶えず援助を用意せること、により兩組合が當然總ての弱小組合の上へ振ふ財政的勢力の増加と共に、一方に於ては既述せし協同組合同盟の職分と或る程度の衝突を惹起し、他方に於ては全運動を打つて一丸となしたる全國的協同組合を設立して個々の組合はこれを局地支部たらしめんとする議論——これに賛する動議が現に一九二〇年のプリストル會議を通過した——を復活せしむるに至つてゐる。

組合員と賣上高との斯くの如き大増加——そして又最近に於ては仕入費と各種營業費との大膨脹——は、必然的に資本の増加を來さざるを得ない。資本に對する協同組合運動の地位は實際今世紀に至つて根本的に變化した。十九世紀末葉の二三十年間は、殆んど凡ゆる繁榮せる小賣組合では事業のために容易に利用し切れぬ程の資本を擁してゐた。數百ポンドの不用な資本が、組合自身の投資としてか或は組合員をして自己の家を購入し得しめんための立替金として家屋建築に投ぜられた。小賣組合の資本總額（持分、借入並びに積立）は、一八九五年に於ける一六、四〇五、〇四二ポンドから一九一四年に於ける四七、八五二、七一四ポンドに増加した。組合員一人當りにすれば十二ポンド八七から十五ポンド六七への増加である。過去十年間に於ても資本の増加は引續き行はれたが、組合の要求

の大増加には到底應じきれなくなつて來た。而して最近數年間に於ては、組合員が持分資本と借入資本との兩者の持株を増すやうに且つ貯蓄その他の補助的財源を大ならしむるやう口を揃へて訴へられたのである。一九一九年末には小賣組合の持分、借入並びに積立資本の總額は、七九、三〇八、五六五ポンド、即ち組合員一人當り二十ポンドを相距る餘り遠からざるに至つてゐた。一九二〇年末にはその總額は一九一四年に於ける總額の二倍に上つてゐるだらうとの推測である。

資本大増加の必要は、小賣組合よりもイングラント並びにスコットランド卸賣組合により更に痛切に感ぜられ、この必要に應ずるため同じ努力がなされてゐる。一九一四年に於ける持分資本二、一三〇、九五九ポンド、借入資本四、一七〇、〇五八ポンドなりしイングラント卸賣組合は、一九一九年にはこれをそれ／＼三、八九八、一三四と一一、八七四、四二一ポンドとに増加せしめ、一九二〇年には更に四、二七〇、四〇八ポンドと一四、二六〇、一八八ポンドとに達せしめた。かくして同組合は、一部分は組合債と預金證書——これらの殆んど全部は協同組合と個々の協同組合員との引受くるところとなつた——の發行により、六年間にその資本を殆んど三倍ならしめたのである。一九一四年には四七七、〇一〇ポンドの持分資本と三、六五三、一六〇ポンドの借入資本とありしスコットランド卸賣組合は、これらの數字を一九一九年にはそれ／＼六七二、三〇五ポンドと四、八四五、九〇五ポンドに、又一九二〇年には一、一八九、三八二ポンドと四、六〇六、五一三ポンドとに増加せしめた、即ち五十パーセント足

らずを加へた譯である。一九二〇年末に於ける英國消費組合運動の總資本額は、重複を斟酌して、恐らく一億ポンド以下ではあり得ないと思はれるが、この一億ポンドたるや四百萬協同組合員の貯蓄の眞に目ざましい集積であり、又如何なる國の賃銀生活者階級の管理下にある最大の事業をも凌ぐこと遠く且つ大なるものである。

□ 政治的變遷

大戰が英國の協同組合運動に及ぼした最も重要な影響は、恐らくその政治的自覺を早めたことであらう。一九一四年に至る迄の協同組合運動は、何等かの團體的表現の關する限りでは、全く非政治的であつた。個人的には、協同組合員は各自或は保守黨に或は自由黨に更に或は労働黨に同情を持ち又はこれに所屬してゐたけれども、協同組合その者は何れの政黨にも屬しなかつた。運動自身の利益のために、議會や政府諸省の行動に反對したり法律や行政に何等かの變更を望んだりした時に、公若くは私の代表者を協同組合の名で選出することが時々あつたけれども、斯くの如き代表者には凡ゆる政派に屬する協同組合員がこれに加はるを常とした。恐らく現協同組合員の大部分は、主たる協同組合員の多くが所屬する自由黨に所屬してゐたであらう。又保守黨に屬する者も多かつたし、労働黨の黨員も漸次その數を増してゐた。然しながら、運動それ自身の中には『政黨政治』の最少限をも入れてな

らないとは一般に認められてゐたところである。ところが大戰の終り頃には一大變化が起つてゐた。下院に運動の代表者を出し度いとの要求が普く唱へられるやうになつて來た。斯く協同組合主義者をして政治的中立の意を抛棄せしめたものは何であらうか。それは主として、彼等が以て協同組合員に對する執權な不公平なりと信ぜし事柄のため懐くに至つた政府に對する憤懣の情——自由主義若くは保守主義その者に對するそれではない——であつた。彼等をして憤懣せしめるやうな行動に出でた内閣が一九一五年以降に於て聯立内閣であつたこと、各省の行ふ行政の方面では自由黨の大臣たると保守黨の大臣たるにより何等の相違も認められなかつたこと、は、獨立の政治行動と『協同組合黨』の創立とを主張する人々の事業を容易ならしめた。以下我々は、政府諸省の行動に就いて述べることはしないで——それは施政の際に於ける種々の困難に公平な斟酌を加へて公表されるであらうから——、寧ろ斯かる行動が、『自己の難議が何處にあるか』は知つてゐても然も如何に他の利害が苦しみつゝあるかは勿論これを知り得なかつた協同組合界の輿論に及ぼした影響に就いて述べて見度いと思ふ。

大體から云へば、我々は協同組合員と政府との衝突の原因を、内閣が故意に協同組合運動に苛酷な壓迫を加えんとしたと云ふことよりも、寧ろ大臣や政治家、十萬から三十萬にも増えた武官連及び良家の人々たると實業家たるとを問はず一般に『支配階級』全體が協同組合運動の大きさと社會的重要さに就いて有する驚くべき無智——勿論ホワイト・ホール（英國政府のあ
る所—譯者）——自身の中で最も著しい——

に歸することが出来る。⁽¹⁾ 開戦當時、多量の衣類や携帯用食料が遽かに要求された際、キッチナ卿 *Lord Kitchener* やその他當時の陸軍省の幕僚の何人にも、協同組合運動の大製造工場や世界的組織が軍隊請負商の補助として政府の役に立ち、然も請負商との取引には伴はざるを得ない詐欺や暴利の危険なきものだと、思ひ浮びさへもしなかつたのである。⁽²⁾

(1) 協同組合運動の性質と能力とに對するこの無智は、その生涯の大部分を英國以外で送つてゐたキッチナ卿に持有のものではなかつた。今世紀の初頭密かに編纂されたその中には戦争勃發に際して採らるべき凡ゆる手段——國防のため直ちに一致協同の活動を始めしむるため英國内に於ける各種の自治體的、財政的並びに産業的團體に發すべき通牒さへをも含む——が書かれてあつた。清瀦な『戦書』 *War Book* の始めから終り迄探して、協同組合運動の名さへも書いてはなかつたのである！
商務院の労働部（後には労働省）が協同組合に關する統計を集めたこと云ふ事實あるにも係らず、協同組合運動の存在その者は公には知られてゐなかつたのである。

(2) 間もなく陸軍省は卸賣組合の存在に氣付き、それが制服供給に助力することを許したが、命令を受けてから三週間経たない中に、イングランド卸賣組合は一日一萬着の制服を作り出すやうになつてゐた。漸次イングランド並びにスコットランド卸賣組合の製造工場は極めて多く政府の仕事に従ふやうになつて來た。多くの非常食料調達が『義勇豫備軍』のためになされたが、洒保は間もなく陸軍省自身のとらあげるところとなつた。戦争の終りの二三年には、澤山の制服、下衣、靴、装具、家具等が原價で政府諸省のため供給された。喫煙者のために二十五萬以上の包（五千萬本の巻煙草と十五萬本の葉巻と六十噸の煙草とを含む）が海外に於ける軍隊へ輸送された。而して各種輸入品の莫大な量が政府のために購入された。然し戦争の始めから終りまで、教練のため地方に駐在せる軍隊への物資供給のため局地協同組合が利用されると云ふことは殆んどなかつた。地方關係の士官などは實際これら組合の存在を全く知らなかつたのである。そして又これら組合の性質や能力を調査せよとの命令をも受けたことではないらしい。

かゝる状態だから、網の目のやうに設置さるゝ局地徴兵署の手によつて義務兵役を強制することとなり、これら徴兵署の設置が地方政廳の手に委ねられたとき、協同組合運動の特種事情が無視さるゝに至つたのは殆んど避け難いことであつた。政府の決定に従つて、徴兵署の署員は總て、選任が事實上任されたところの市邑並びに地方會から出た。これらの會が主として小賣商人、小製造業者、競賣人、各種の代理人その他營利事業に直接關係ある者から成る事實、及びこれら總ての人の以て各自の事業に對する危険なそして全く不當な競争者なりとなす協同組合運動が嘗て殆んどこれらの會に代表者を出してゐない事實に全く氣が付かなかつたのだと政府が云ふのは尤もである。運動それ自身はその危険を覺ることが遅かつた、又政府をしてその犯しつゝある間違ひを氣付かしむべく議會には一人の代表者をも持たなかつた。その結果として、千三百の局地組合は無くしてはならない人々の辭任てふ重大な事柄に就いて、殆んど到る處、著しく偏跛な徴兵署の左右するところとなり、これら徴兵署の不親切なそして屢々極めて不公平な決定は、協同組合員の大憤慨を招いたのである。協同組合員の目に映じたるが如くんば、營利的商人は到る處好意を以て遇せられ、嘗にその子息や支配人のみでなく又男子店員の可なり多くと普通にはその仕事が特にその營利的商人に有用な總ての者とを兵役に出さず置くことが許されたが、協同組合に至つては、その男子使用人の殆んど全部が多くの地方に於て此の同情

もなく掠し去られたのである。極めて不公平な處置と運動側から一般に考へられたところを目撃して發せられた協同組合管理者達の憤懣の情は、政府の聲明によつて更に深くなり烈しくなつた。政府は屢々、卸賣並びに小賣商人の組織を保全するためその全力を盡さんと意を宣言し、『單獨事業』——小さい菓子屋さへも——を社會に於ける重要にして價值ある要素として維持せんため特別の手段を講じたが、協同組合の維持に對しても向けらるべき同じな配慮に就いては驚くべき沈黙を守つてゐた。而して無分別な軍隊代表者は、忽ち徴兵署の、般的狀況に調子を合せ、恐らくは又政府の方針と思はるゝものに見做つて、總ての男子使用人の辭任により協同組合が閉鎖され、正直な商人との『不正な競争』がなくなつても別に何等の害もないとの意見をあちこちで遠慮なく述べたのである。協同組合運動は、徴兵署と陸軍省とに對して猛烈な戦ひを開始した。そして遂に小賣商人の受ける取扱と比べたときの取扱の不公平も、一般の想像程にひどいものではなくなつた。いつまでも改められず且つ終りまで中央並びに地方當局の特徴であつたのは、大利潤を得つゝあるのだからとの主張が特に重んぜられたことである！ この使用人に就いて、一方に於ては都會の商人や工業家に、他方に於ては分散式小賣店や産業的保險會社に與へられた特別に思ひやりある取扱と對照し、又大利潤を得つゝある事業に對する干渉の一般に寛大なりしこと、對照し來る時、社會的に重要な協同組合運動に對してこれが正に『非營利的』だとの理由の下に示された無利や無情さへは、隠れたる敵意を表明するものであつて、その敵意は協同組合の指導者に何物かを考へしめずには置かなかつた。

(1) 或る組合の如きは總數百二人の男子中九十九人まで兵役に就くことを要求された。そして非常な努力の後に始めて雜兵部支配人だけが残ることを許された。『協同組合國家緊急委員會報告、一九一七年十月十七日及び十八日』Report of the Co-operative National Emergency Committee, October 17 and 18, 1917 (協同組合同盟發行) 六八頁。『徴兵署……の我々に對する取扱は亂暴極まるものであつた。我々は自分の店を閉ぢられなかつた。そして協同組合は存在すべきものでないとの軍隊代表者の唱へた理由により最後の一人までも徴集された』(前掲書一二四頁)。

(2) 徴兵署の首腦者達、地方と中央とを問はず自由黨や保守黨や労働黨の有給役員、更に多數に上る労働組合並びにその聯合機關の役員等に對しては、一の特別に寛大で紳花的な徴集免除が公然と與へられたに係らず、政治的團結のなかつた協同組合運動には、同様な特權が與へられなかつたてふ事實は、不公平の印象を愈々深からしめ、その意義を一層大ならしめた。斯く運動に政治的團結がなかつたために、労働組合であるならば、その有給役員をして彼が何か少しでも肉體的に不適當な點がありさへすれば中央からの命令により私的にその兵役を免れしむるを得たのに反し、協同組合の方では、一度／＼特に偏頗で普通は協同組合に敵意を有する局地徴兵署に抗議しなければならぬと云ふ驚くべき結果を生じたのである。

この敵意は、政府が總ての輸入品や石炭の採掘並びに分配や殆んど凡ゆる食料品やの統制——それは遂に所謂人口割當なる或る種の物品の消費を制限せんための成功せる制度が出来るまで續く——を己のが手中に掌握するや、愈々明かとなつて來た。協同組合運動が英國全世帯の殆んど三分の一を包含する事實、及びそれが現に全食料供給の約七分の一を扱ひつゝあるところの、單一分配業者としてはこれ迄の最大のものたる事實に鑑みるならば、いやしくも食料分配の問題を解決せんとする以上如何

なる政府諸省も最初からこれと協議すべしとは正に豫期さるゝところであつた。然も大戦勃發當時、政府が砂糖の全取引を掌握して大急ぎで一定日糧の專斷的配分の精巧な制度を設けた際、政府は協同組合運動の競争者敵對者の助言によつてのみ行動し、協同組合てふ總ての砂糖の卸賣商小賣商の中で最大なるもの、代表者には何等圖るところがなかつたのである。政府は常に日用品分配の正當且つ合法的な制度は營利的な商人、卸賣商、小賣商等のそれであると決め込んで、その規模決して小さくない代りの組織——その競争者に對すると平等な考慮を拂はるを、期待する權利ある組織の現存せることには何の注意も拂はないやうに協同組合員には思はれた。この平等な考慮は決して得られないと協同組合運動側には感ぜられたのである。取扱不平等の最も著しい例は、供給割當に對して最初政府が採用した基礎である。明かに利害關係者側から出た助言を些の疑も挾さまずに素朴にこれを信用した政府は、砂糖の制限的分配の基礎を『前年の數字』に置かんことを主張し、各小賣商は専らその供給を當時取引しつゝありし卸賣商から受くべく又その分量は當時供給をなしつゝあつた顧客の數に比例して嚴格に制限さるべきものとした。この案は營利的卸賣商を満足させた、その小賣商が事實上彼等に縛りつけられるから。そは又急劇な發達を遂げつゝある『分散式小賣店』會社の歡迎するところとなつた、蓋しこれらの大會社が各自單一の小賣商として數へられ、従つて地方の要求に従つて大供給を披ふことが出来るから。そは更に大多數の小賣商の氣に入つた、蓋し男子が軍隊に女子が遠方の

軍需品製造地に掠し去られた結果として總賣上高の減少に悩みつゝあつたこれらの小賣商は、今やその残存せる顧客を事實上自己に縛りつけ得ることゝなつたのみでなく又全國的に缺乏せる日用品を絶えず供給して貰へることゝなつたから。然し前年の數字に比例して日用品を分配せんとするこの案を採用することは、組合員の漸く殖えつゝあつた多くの協同組合にとり——殊にこれらの組合は今や労働者の滔々として轉じつゝあつた機械業や鑛山業や軍需品製造業の方面に物資を供給すること多きものがあつたから——恐ろしく不公平なことだつた。これらの組合は組合員名簿によつて今や物資供給の家族が殖えたと云ふことを證明し得たけれども、又現にその組合員は政府がその近傍へ伴れて來たそして或る場合には物資供給をしてやつて呉れと政府が頼んだ男女によつて一層増加してゐたけれども、更に又この案のため損はれた消費者の總數は一千萬人或はそれ以上の多きに上つたけれども、政府は永くこの方針を變えなかつた。卸賣商並びに小賣商の勢力に左右されて、政府は永くその分配計畫の基礎として『前年の數字』の採用を固執した。そして顧客の減少してゐた小賣商へ否かゝる地方全體さへ、引續き送つてゐた餘剰を有効に取戻すこともせず、然も（著しく不正な場合には時々止むを得ず小さい讓歩をしたけれど）顧客の明かに増加してゐた比較的少數の小賣商と非常に多數の協同組合との要求には十分に應じやうとはしなかつたのである。⁽¹⁾協同組合運動は今迄に於ける茶、砂糖その他の日用品の最大の消費者であり且つ全食料供給の七分の一を披ひつゝあるにも係らず、政府が早

く運動の代表者を取引諮問委員会——とにかく一九一六年迄は常に専ら關係ある取引に従ふ營利業者で組織されてゐた——の委員に任ずるの舉に出でなかつたことは、憤懣の情を鎮める所以ではなかつた。⁽²⁾又最初の食料大臣としてデヴンポート卿 Lord Devonport の任命を見たことも、事態を緩和する途とはならなかつた。蓋し卿は雜貨卸商として産を作した人であり、常に協同組合運動には卒直に反對し來つた人であり、そして食料大臣の地位にある一方尙ほ現に政府の政策が格別に有利だと信ぜられた分散式小賣店に最も利害關係深き人の一人であつたのだから。若し首相にして協同組合運動の規模と勢力とを知るならば、デヴンポート卿が如何に敏腕家であり品性高い人であるとしても、右に掲げた諸事實は卿を食料大臣に任命するの不適當なるを氣付かしたであらう。然もこの點に氣付かなかつたと思はれるのは、政府當局の無智ぶりを發揮して餘りあるものと云はねばならない。而してこの誤りは再び繰返された。二年の後石炭の取引が統制さるゝに至つた時、石炭の方面でも大きな仕事をしてゐる協同組合運動は再び無視された。石炭統制長官は先づ營利的石炭商の助言を求め、事實上自らをその手中に委ねしこと、恰かも石炭の小賣はこれら商人のなすところを措いては他に現に示されてゐないかの如くであつたのである！ かくて各地に於ける石炭商組合の幹事が普通は局地燃料統制官に任せられた。一九一七年になつても尙ほこの態度は變らなかつた。即ち同年食料統制委員会が食料を局地的に管理せんために設けられた時、新設の食料省——そは直ちに協同組合運動の規模と重要と

を看取した(このことは正直に云はなければならぬ)が——は、これらの委員会が不公平に局地協同組合を除外するのを防がんとすため必要な手段を採らなかつた。同省は唯だ地方の小賣商の勢力下にある會に、この新設委員会へこれら小賣商が共通に嫌惡し輕蔑する協同組合や勞働組合からも代表者を出し得るやうにして呉れと懇願することを以て満足したのである。⁽³⁾

(1) 『卸賣組合』は千二百以上の小賣組合に物資を供給するのであるが、然も「卸賣組合」へなされた或る種の物品の割當が、小賣組合一週間の要求を充たすに足りないといふやうな例は幾つもこれを擧げることが出来る(『協同組合新報』一九一九年十二月二十日號所載、「卸賣組合」理事の書信)。

組合員一萬四千人以上を數ふる或る組合は『前年の數字』に基いて一週間に就き僅か七十八袋の砂糖を得たに過ぎなかつた。組合員の落膽は非常なものであつたので、登録が始まつた際も最初は唯だ一萬一千人が自己の組合から砂糖を得るやう登録したに過ぎなかつた。尤もこの組合に對する割當は間もなく一週間に二百二十五袋に減やされた。斯やうな有様だから、協同組合主義者が一九一九年會議の議長と共に『食料省は初めの中、大部分はその思想と見解とに於て協同組合反對の人々により左右された。従つて協同組合は彼等の手からは極く僅かの便宜しか得られなかつた』と結論したのも敢えて不自然だとは云ひ得ない(一九一九年度『會議報告』)。食料省に對する協同組合運動側の批評の誤りは、それが唯だ『初めの中』だけだつたことを認めなかつた點にある。協同組合運動が『前年の數字』の代りに要求したところは(一九一八年の會議の決議參照)或る食料品の統制若くは人口割當は顧客の小賣商への登録及び(小賣商の)卸賣商への登録によつて直接定められなければならない、得らるべき供給が公平に分配されるために、『各小賣商への割當を前年の顧客にてなく現在の顧客に應ぜしむるために、又顧客が自由に小賣商を選び得、小賣商が自由に卸賣商を選び得るために、と云ふのであつた。これは實に一九一八年に至つて食料省が餘程多く採用した政策であつた、即ち或る種の日用品をその登録顧客數に比例して小賣商に割當てるのである。然しその時でも尙ほ顧客の移轉を認むるこ

とは嫌がった、最後になって唯だ顧客が『買ひつけの小賣商へ戻ること』を許すといふ範圍まで譲歩したに過ぎない。

- (2) 『協同組合に比し私の商人の方に特に好い待遇を與へやうとの精神があつた』とは何人と雖も否定し得ない。小麦委員ホキートコミッション會や砂糖委員シュガコミッション會に於て將た又牛乳や石炭や肉の統制に於ては如何であつたか、その何れにも協同組合は一人の代表者をも出し得なかつたのである。我が協同組合運動のやうな大きな團體——千五百萬の消費者を代表し、一年千五百萬ポンドの取引をなしつゝある團體——がその取引の大きさに従つて相當の代表者を出すの權利あることを何人が否定しやうとするのであるか、『協同組合國家緊急委員會報告、一九一七年十月十七日及び十八日』一七頁。一九一六年、商務院が食料供給に關する最初の省際委員會を設けた時、國會議員のジー・アール・クラインズ氏 T. E. C. Clark が労働黨の主要代表者として委員に任命された。然し氏が、他の多くの労働黨議員と同様に、一協同組合の持分主として物を買ひつゝある——然も何等運動の役員ではない——と云ふ事實は、運動の食料供給者としての職分が無視されてゐるとの協同組合の非難に對する十分な答辯ではなかつたのである。
- (3) 當時の食料大臣たりしロンダ卿に對しては、相當な割合の協同組合代表者を必ず出さしむるに非ずんば目的を達し得ざる旨前々から明かに指摘してあつたから、卿は十分この過ちを犯さなくても済んだのである。何れの途をとるにしても起るだらうと豫期された反對の力を慎重に比較した後、ひたすら輿論の表明に従つて、委員會の構成を地方政廳の取計らひに委ねることに決定した。豫想された結果が起つた時、當時指揮者の地位にあつたロンダと卿とクラインズ氏は食料統制委員會に協同組合の代表者を適當な割合だけ加へるやうカウシブル會を説得することにその全力を盡したが、多くの場合不成功に終つた。營利的食料小賣商が委員會に出てゐる以上協同組合の代表者亦委員に任命さるべきだと主張したけれども駄目であつた。而して各會カウシブルは、若ししかせんと欲したならば(又現に或るものはしかした)、委員會を營利的小賣商と食料を商はない他の商人とを以て充たし、協同組合の代表者は一人も加へないで置くことが出来たのである。

石炭や砂糖や一般食料品に關して政府の探つた諸の行動が斯く彼等の憤慨を招きし所以、否今尙ほその憤怨の情を燃やさしめつゝある所以のものは、政府諸省の無智から來た協同組合運動の威嚴に對

する輕侮ではなくて、政府が運動に蒙らしめた明かなる損失であつた。政府諸省の政策により、運動は小麦、ベーコン、バター、乾葡萄酒その他の日用品等の輸入のために築き上げた優秀な組織の利益、製粉業に於ける優越の利益及び卸賣的分配による經費節減の利益を奪はれて、質と量と賣價とに於て普通のレヴェルまで下がらせられた——かくて結局その敵たりしものを利することゝなつた——ばかりではない。若し他に何等の組織方法がないならば、これ位の犠牲は或は公共の利益のために己むを得なかつたかも知れない。然し運動はそれ以上の、必要だとも公共の利益になるとも思はれない相對的損失を蒙つた。即ち運動は、どの協同組合員もが認めて以て徴兵署の不公平となすところの、組合役員になされた過度の徴集の結果として、著しく事業の範圍を狭められたのみでなく、運動の特徴たる諸種の利益をその組合員に與へることを妨げられた。例へば最低價格が暫くの間砂糖に對して又永い間茶に對して指定せられた際、又は上げ下げ出来ない確定價格が石炭やその他の各種日用品に對して指定せられた際に於けるが如く、協同組合は平常よりは高い値段で各種日用品を賣らねばならなかつたのである。協同組合員は、管理官をして或る場合の如きは——その普通なすところとは反對に——最高價格指定以上のことを行はしむるに至つた種々の困難はこれを認めることが出来なかつた。而して各協同組合は、競争値下の禁止によつて、彼等が特に危険な分散式小賣店の競争に對し非常に貴重な保護を受け得た事實には勿論餘り重きを置かなかつた。更に烈しい憤懣を買つたのは、供給の割

當上協同組合運動が殆んど何時も不公平な扱ひを受け、その結果多くの都會では砂糖、バター、人造バター、石炭、馬鈴薯その他何によらず供給不足の品物の最も少量しか得なかつたのは協同組合員の家庭ではないかと思はるゝことが屢々あつたことである。故に協同組合員は、文字通りに（後に至つて砂糖並びにバター登録の統計により證明された如く）何十萬と云つて、彼等自身の組合が供給することを政府から禁ぜられてゐた品物はこれを商人の店へ買ひに行かねばならなかつた。新加入の組合員は永い間何等の供給をも受けることを得なかつた。實に種々の方面から、ロシアやドイツやベルギーやフランスでは戦時中の著しい特徴であつた協同組合員の大増加は、英國に於ては政府諸省の行動により大きな阻害を受けたのである。⁽¹⁾他國政府の鼓舞し獎勵した事が、英國ではホワイト・ホールに陣取れる『實業家連』の力により少くとも戦争開始後二年間は營利商人の利益のために故意に妨害されたこと、今日何人も否定し得ない。一九一七年食料省の設置を見、ロンダ卿これが最初の長官——間もなく國會議員クラインズ氏これに代る——となるや、著しい改善が行はれた。尤も砂糖委員會の受けた影響は極めて僅かで、それは最後まで營利的砂糖商人に左右され、一九一八年まで戦前の數字を固守してゐたのは事實である。然し新設の食料省が活動し始めるや、協同組合員はその代表者が相當の尊敬を以て遇せらるゝを見るに至つたのみでなく、又彼等が反對してゐた不公平な管理方法も漸次矯正されて來た。やがて登録及び人口割當てふ大成功を収めた制度——缺乏せる各食料品に就いては英國中の

凡ゆる人が一定限度の分量しか得られないことにした制度——が實行された。而して食料省は手に入るだけの供給品が、毎週、各地に於ける顧客の登録に正確に比例して割當てられてゐるかどうかに氣をつけた。この制度の設置——勿論それが整つて實行される迄には多少の時を要した——を見るや、協同組合員の不平は、テヴンポート卿の施政によつて苦しめられてゐた人々のそれと共に、以前に比して殆んど無に歸したと云つてよい位になつて來た。細かい人口割當制の實行を見る以前に於て、既に食料省は協同組合員その他の非難の正當なるを認むると共に、人口と需要者數とが著しく増加したことの明かな地方へ及び屢々協同組合さへ、餘分の供給をなし得るやう各種の統制品殊に酪農場製品の分配を思ひきつて變更することによりこれらの不平を除くの可能性を示してゐた。而して食料省は、砂糖委員會の偏見はこれを十分矯正し得なかつたし又小麦委員會その他國際的分配の大問題を議する諸委員會の決定には常に従はねばならなかつたけれども、戦争の後年その勢力の及ぶ範圍内でロンダ卿とクラインズ氏とが協同組合運動を十分公平に扱はんためその全力を盡したことは、これを認めなければならぬ。食料省によつて齎された新精神は、殊に運動の代表者と主要役員とに對する協議が以前に比して遙かに多くなつたこと——彼等の數人は管理を補作すべく任命された——によつて明かに示された。更に協同組合員にとり有益であつたのは、消費者殊に全體の三分の二をなす筋力労働者階級及び賃銀生活者階級に屬する消費者大群の公認代表者を常規的に協議に加はら

しむるため間もなく特別の努力がなされたことである。殆んど總てが協同組合運動、労働組合、労働黨、廣く労働者を代表する戦時緊急労働者全國委員會等の指名した委員より成る消費者評議會が一九一八年に設置された結果として、協同組合は砂糖や小麦やその他の食料品に就き協議する個々の團體に他の食料供給者と共に食料供給者として代表者を出すのでなくて、寧ろ食料省の一般評議會に他の消費者と共に消費者として代表者を出すことゝなつたのである。(1) 従つて協同組合員が不平を云つてゐたやうな、利潤廢止を希求する人々に比し營利商人に示された格段な取扱が直接なくなつた譯ではないのである。然しこの消費者評議會には勿論執行的權力はなかつたけれども、そがいつも食料省から協議を受けた範圍と、そが食料省の凡ゆる施政や取引を批評し論難し且つ變更を勸告するため認められた機會とは、非常に價值のあるものであつた。評議會は省内部の管理委員會の或るものにその代表者を出すことが許された。評議會長トマス・アリン氏(後にサー) Thomas Allen — 氏はイングリランド卸賣組合の理事の一人である — は絶えず食料大臣と接近してゐた。そして一時は實に事實上クライズ氏の秘書官の一人として働いた。消費者評議會なる機關を通して、食料供給者としてゝはないが、協同組合運動はその不平をはらすことが出来たのである。遂に食料省の事業と勢力との及ぶ範圍内では、協同組合運動は不平を鳴らすべき殆んど何物をも否全く何物をも持たなかつたと云つてよい。尙ほ此處で、戦争の後年協同組合運動が認められその不平を除去することが出来たのは主として、政府援助

を命ぜられた『實業家連』により一時は骨抜きにされてゐた管理事業に於ける文官のお蔭だと云ふことを、英國行政部の名譽のために一言して置かなければならない。政治家否國會議員さへが、一二の例外を除いては、協同組合運動の重要さと社會的意義とを知らなかつたけれども、終身文官達は彼等の政治的上級者程に運動に對して無智でもなければ又無同情でもなかつた。陸海軍の武官達と異なつて、終身文官達は管理(『實業家連』にとつては餘りに困難な仕事だと解つて來た管理)に於けるその勢力を挽回するや否や、常に資本主義制度に代るべき物としての協同組合運動の社會的價値を認め、少くとも營利商人と同等の機會をこれに與へんとの意思を表したのである。總てこれらは將來に對する吉兆である。たゞ不幸にしてそが協同組合員の心理状態に與へた影響の點から見ると、かゝる政策の變更も一九一四年乃至一九一六年に於ける食料大臣の同情ある態度も、一九一四年乃至一九一六年に於ける政府の行動によつて與へられた痛手を除去するに十分な表明を缺いてゐた。協同組合員の不滿は實に、先づ砂糖委員會の改革の遅々たりしことによつて、次には協同組合員が見て以て石炭統制長官とその任命の係る局地燃料監督官との新たな不公平となすものによつて引續き絶えなかつたのである。

(1) 『今次の大戦中、ヨーロッパ各國は英國よりもより自由に協同組合を利用し、よりよくこれを國の寶として尊重した。フランスでは協同組合が一の國家的勢力たる(1)ことが解つて來た。暴利主義が戦場に於てさへ、私人企業により軍隊へ供給さるゝ物品の分配に於て、その姿を現した。フランス政府は直ちに、協同組合運動を補助して以て正直に必需品を供給する事業を開始せしむる

ことによりこれを防止した。又一般國民に供給さるゝ食料品を合理的價格に於て維持せんとするフランス政府の努力を私の商人が無に歸せしめんず勢を見せた時——それは丁度肉屋が英國に於て斯かる勢を見せたのと同じ——政府は協同組合員にこの仕事を引受けんことを要求した。かくして消費者の利益は十分に擁護されたのである。スキエでは協同組合運動は、食料節約の諸方法例へば自治體食事供給制——それは我が英國の食料省にとつては一の附屬見世物に過ぎない——の如きにより大いに國民の要求を充たすために用ひられてゐる。ロシアでは協同組合は、日用品供給を維持するための又その最新形態の國家に幾分の安定を與へるための一大なる力となつてゐる。ドイツでは一人の主要協同組合員を擧げて食料次官たらしめてゐる。協同組合を後ろの席へ追ひやつてゐるのは、民主的には進んでゐる英國だけである。お互ひの間の協同では常に遅々たる我が政府諸省も、眞に協同的であり民衆のものであるこの協同組合に對しては相一致して反對した。民衆の選出者も我々の力とはなつて呉れない——彼等は政治を自己選出者に委れてゐる。今日の國家なるものは、その窮極の分析に於ては、資本の意思の發現である』(『協同組合國家緊急委員會報告、一九一七年十月十七日及び十八日』一一頁)。

(2) 一九一七年に食料省が消費者評議會を設置せんとするや營利商人が猛烈にこれに反對したのは、彼等の心的状態をよく示すものであり又數年間彼等が慣れて來た政策が如何なるものなりしかを語るものである、と協同組合員は考へた。數ヶ月間に涉つて協同組合員は、消費者を保護しこれが利便を圖ること以外何等存在理由なき一の省に對し勢力を及ぼす機會が消費者その者にも與へらるべきではないかと云ふことを政府に對する猛烈な攻撃の的とした。然し營利商人は實に、消費者の利便を圖ることが國家の窮極目的であるところか營利商人自身の存続と營利繼續とがその本來の目的であるとの感情を現はすのを常とした。

協同組合員の憤激に最後の油を注いだものは、一九一五年乃至一九二〇年の政府が、協同組合運動に對し恰かもその取引が株式會社の營利行爲でもあるかの如く税を課するに決めてゐたことである。既に三十年來、營利商人は自己の敵たる協同組合運動に、たとひそが何等の利潤を得ないとしても、課

税するやう代々の政府に運動し來つてゐた。以て『彼等の生計を奪ひつゝある』運動を罰せざるべからずとなしたのである。歴代の大藏大臣は親しくこの問題を研究してゐた、そして協同組合運動の目的は實に利潤の絶滅にあつて、組合員相互間の取極から生ずる餘剰は『課税の目的たり得る性質』の利潤に非ずとの結論に到達せざるを得なかつた。一九〇五年、所得税に關する或る有力な省委員會も同じ結論に到達した。然るに一九一五年突如として政府は、總ての協同組合に、それが所得税賦課の目的となるべき普通利潤も超過利潤も作らざること明かなるに係らず、恰かも營利會社に對するが如く新たに設けた『超過利潤税』Excess Profits Duty なるものを負擔せしむることとしたのである。全協同組合運動は、政府が新税に對する營利商人の反對を緩和せんため採つた政策たること明かなこの課税を見て大いに憤慨した。然し主要な組合員をして殆んどこれに劣らぬ憤慨の心を起させたのは、政府の創案し採用した課税の方法である。政府がその將に課税せんと欲するこの大運動の事情に無智無頓着なるの甚だしき、課税の方法を次の如くに定めてゐた。超過利潤税に對する各組合の負擔義務は、營に營利商人に於けると同じく小賣値と原價との開きが度毎にのみでなく、又かゝる開きの増大がない時でも取扱物品の價格の増加毎に否開きの増大や價格増加のない時でさへ各組合員の増加する毎に自動的に大となる⁽¹⁾。その結果はどうであつたか。二三の協同組合殊にブリマスのそれは如何なる超過利潤税の納付をも傍若無人に拒絶した、そして決して納付を強ひられなかつた。二大卸賣

組合を含む他の諸組合は莫大な額を取上げられた。彼等が不服を申立てながら納めた額は總て、百萬ポンド以上に達する。運動の聯合代表者は根氣強く頑強にこの事に就き大藏大臣に談合した。二年後に至つて大藏大臣も、主義の問題を全く離れて、協同組合に對する課税の基礎は、この方法が創始された時には十分認められてゐなかつた協同組合運動の諸特質から考へて、全く不當であつたことを認めるやうになつて來た。一九一八年の財政法 Finance Act には、超過利潤税を納付せし協同組合は多くの場合その負擔額の全部若くは大部分の拂戻を請求し得べく、又プリマス組合の如く納付を拒みし組合は納付を免除さるべき旨規定せる一章が設けられた。一九一八年の該法の下では理論上は尙ほ負擔義務が残存してゐるけれども、事實上は如何なる協同組合も超過利潤税を納付する必要はないのである。

(1) 超過利潤税には一の獨特な不公平があることを記さなければならぬ。購買高を標準とする配當として協同組合が支拂ふ金が利潤として課税の目的となるならば、協同組合との一競争方法として一般の商人によつて與へらるゝ同様な購買高を標準とする配當も亦等しく課税さるべきだと云ふことが強硬に大藏省へ談判された。大藏省は決定して曰く、否然らず、資本家商人の與ふる購買高を標準とする配當は、たとひそれが一年に四回全く協同組合のやる通りに後から分けられる時でも、尙ほ利潤でなくて單なる割戻又は割引に過ぎない。然し協同組合の支拂ふ同様な購買高を標準とする配當は、超過利潤税の目的から見て利潤として課税さるべきである。大藏省は勿論當時の大藏大臣が改正することを肯じなかつたその法律の規定に従ふ外なかつた。然し協同組合員は、明白な語を以て協同組合を斯かる例外的無能力の下に置いた政府を何と考へてあらうか。

然しながら、政府に對する『實業家方面』の壓迫は緩まなかつた。而して一九一九年に於ける王立所^{ロイヤルソ}

得税調査委員^{ミツシヨウケン、インカムタックス}會の設置は、新たな攻撃の機會となつたのである。この委員會で今一度猛烈な争を見た。そして營利事業に關係なき殆んど總ての委員——所得税の法理と實際とに明るい専門家や經濟學者を含む——は、内國^{インランド、レヴィニユクテ、パイトメント}收入局や歴代の大藏大臣が常々主張し來つた見解、即ち或る組合の成員自身の間に行はれる取引にしてその成員の指揮の下に且つその相互の利益のために行はるゝものは所得税賦課の對象たる利潤を齎すものと云ひ得ないと云ふことを承認した。然し協同組合員に課税せんことを希望した委員達は、多數を恃んで勸告して曰く、購買せる組合員に返戻さるゝ總ての餘剰が單にその性質割戻又は割引に過ぎず従つて利潤として課税さるべきものに非ずとするも、いやしくも分配されずして或は何等か共通の目的(銷却基金又は積立金の如き)のため蓄へられ或は慈善や教育に用ひることに決まつた部分がある場合には、その部分は——勿論何人かの収入となるとは云ひ得ないが——尙ほ所得税を課せらるべきこと恰かもそが株式會社に於て蓄へられ又は資本に對する利子として分配さるゝ場合と異ならない⁽²⁾。多數派委員のこの勸告は猛烈な反對を受けた。結局政府はこれを原案の儘では採用しなかつた。斯かる方法は組合員間の相互取引が生ずる餘剰中何人の収入にも非ざること明かな正にその部分に所得税賦課を強ふるものだから。多少の工夫を回らした後、政府は協同組合と株式會社との兩者を以て團體利潤税 Corporation Profits Tax と稱する全く新たな税を負擔すべきものと決定したが、この税はその取引と利潤とが如何に莫大でも個人商人はこれを負擔する必要なく、そして巧みな用語によ

つて購買高による配當として分配されない利潤にして所得税規則の規定するものに對しては協同組合はこれを負擔すべきものとなつてゐる。これは、王立所得税調査委員會多數派の勸告——それは協同組合をして、それが利潤を得つゝあると否とを問はず今日A表及びB表によつて所得税として納付しつゝある極めて多額の金を免れしめたであらう——以上にさへ出たものであることを注意しなければならぬ。⁽³⁾團體利潤税の下に於ては、協同組合はこれを免ぜらるゝどころではなく、單に餘分の所得税を負擔するのと同じことゝなつた。然もそれは組合の一年間の全収入や購買高による配當として分配さるゝ金額に對して課せらるゝものでなくこれらの配當を引き去つた後、組合が鎖却基金として控除し、積立金に宛て、組合の敷地若くは建物の増加や抵當若くはその他の負債の支拂に用ふる總ての金額——何れも政府が特別の税金を課することによりこれを罰するよりも寧ろこれを奨勵する方が望ましいと思はれるもの——に對し課せられるのである。勿論内國收入局の勸告を無視してこの内閣と下院との行動は、この新寄で不公平な方法で協同組合に課税することにより大藏大臣の期待した収入増加が僅か一ヶ年十萬乃至二十萬ポンドに過ぎないのを思ふ時、愈々不快なものとなる。従つてその税額よりも寧ろ斯かる特種な税金を負擔せしめることが協同組合運動に與ふべき損傷を無視して政府が斯くの如き決定に出でたのは、政府が商人の——殊に下院に於ける及び總選舉の角逐場裡に起りさうな興奮状態に於ける——政治的勢力を以て、英國全家族の恐らく三分の一の代表者が加入せる一の非政治的運

動のそれよりも大なりと認めしがためであると解釋されても殆んど仕方がないのである。

(1) 政府は最初の委員會から總ての協同組合員を除外するに決めてゐた。その理由は「小賣商人」も亦同じく除外される筈だからと云ふのである！協同組合運動の事業は小賣業以上のものと云ふこと、それが海運業、輸出業、鑛山業は措き置き農業、輸入業、製造業、卸賣取引、銀行業等を少からず行ひつゝあること、これら事業の幾つかは營利事業に關係ある場合にはこの委員會に代表者を出し、委員長（コルウキン卿 Lord Colwyn）自身その幾つかに關係を有すること等を一九一九年に至る迄も政府は知らなかつたに違ひない。嵐の如き抗議の後政府は遂に讓歩した、そして一人の協同組合員（エイチ・ジェー・メイ氏 H. J. May）を委員に任命した。

(2) 『王立所得税調査委員會報告』一九二〇年（シーエムデイ六一五） Report of the Royal Commission on the Income Tax (Cmd 615)。

(3) 協同組合は所得税を納めないとの一般の考へは誤つてゐる。産業及び共済組合法が、同法の下に登録され、その加入者を制限せず、非加入者に賣ることをしてしない組合の所得税を免除してゐるのは事實である。一の協同組合の組合員は何等の免除をも受けてゐない。そして個人的には彼等はいやしくも所得税を課せらるべきものに對しては總てこれを負擔してゐること毫も一會社の仲間と異ならない。例へば一の協同組合から得る持分若くは其金に對する利子や配當やは總て株式會社から得るそれと等しく課税される。所得税が利子や配當の根源即ち組合に課せられる代りに、その受領者（その住所姓名は何れも内國收入官廳へ報告されてゐる）をして申告せしめ、受領者から徴收されるのは、受領者が所得税賦課標準以下なることが屢々あるため生ずる管理上の便宜と經費節約との問題に過ぎない。

かくて實際は協同組合は利潤を得ると否とに關係なくその所有し分有する財産に對しA表及びB表に基く所得税を納付する義務があり、會社ならば利潤を得ない以上斯かる場合には所得税を免除さるゝか拂戻を受け得ることゝなつてゐる。今假りに所得税に關する法律と實際とが純粹に相互的な協同組合を營利的株式會社なみに扱ふやう改正さるゝとしたならば——而して一

一九一九年乃至二〇年の王立委員会の多數派さへが認められた如く、購買高による配當として現に支拂はれる金額が何等事業利潤の一部をなすものでなくてその性質は購買者に與へられる割戻若くは割引であるならば——その結果は單に次の如くなるに過ぎないであらう。(一)D表による所得税が、斯く分配されし金額に對しては、資本に加へられ、積立金に充てられ、銷却金として除外せられ、或は慈善や教育の目的に使ふことに決定した金額に課せられる。然し(二)現在A表及びB表により納付されてゐる所得税は費用としてなくD表によるこの新税不納に對する保證と看做される。王立委員会の多數派は、内國收入局の報道により、斯かる改正の結果は協同組合運動が現在所得税として總體的に納付してゐる額と『殆んど差異がない』であらうと報告してゐる。

屢々非常な議論の種となり又協同組合主義者が『相互協力の原則』Principle of Mutuality に入らないと認めてゐる『非加入者との取引』なるものは、普通の小賣消費組合の關する限りでは、その額全く云ふに足りない程だと云ふことを附言して置き度い。總計一二七、二七五、九一九ポンドの賣上高ある八百三十の組合から得た正確な統計によると、非加入者への賣上高は僅かに二六六、三一二ポンド、即ち全體の〇、二一パーセントに過ぎない。配當となし得る餘利は一四、〇〇〇、八二五ポンドで、この中から持分資本の利子として支拂はれた一、八五七、五六九ポンドを控除すると、その額は一二、一六九、二五六ポンドであつた。この餘利中〇、二一パーセントが非加入者への賣却に基くものとせば、その額は二四、三三〇ポンドである。然し又二六六、三一二ポンドの賣上高中、非加入者へも購買高による配當(若くは割引)が與へらるゝ部分があるから、この二萬四千餘ポンドの中からその配當(若くは割引)の額を更に控除しなければならぬ(一九一九年王立所得税調査委員会へ提出されし證據)。故に非加入者から得る各組合の平均純利潤は一年二十五ポンドにも達しないのである。

協同組合員が單に協同組合員たるが故に免税を要求してゐないのは極めて明かなことである。個人としては彼等は、他の個々の市民の負擔する如何なる租税と雖も喜んでこれを納付するのであつて、課税の基礎が収入にあると資本的富キャピタル・ウェルスにあると住宅の家賃にあると將た又特種物品の消費若くは使用に

あるとは問ふところではない。又協同組合員はその團體的資格に於てさへ何等有效な所得税免除を得てはゐない。自己の家庭に物品を供給する目的で彼等の設立せる組合は、既に總てゞ、王立所得税調査委員会の多數も認めざるを得ざりし如く、個人商人や株式會社が若し(彼等の或る者は時々さつしてゐるが)彼等が何等かの形式に於て協同組合に於ける購買高による配當と同性質な割戻若くは割引をその顧客に與ふるならば納付するだらうと思はれるのと同じ程の金額を納付してゐる。協同組合員の憤慨するところは、單に協同組合員たるの故を以て特別の若くは餘分の税を課せられることである。彼等は社會改良の有力なる一手段と認められて來た運動に對し、幾分かの賞讃幾分かの奨励さへを期待してよいと思ふけれども、他の市民に比し又は生産や分配を組織する他の方法に較べて特に政府の恩典に與らうとするものではない。然し尙ほ彼等に特有な生産分配の組織方法を、その効果の有益なること明かなるにも係らず、特別の否科刑的な課税の下に置かんと執拗な試みがなされてゐる。一九二〇年、協同組合に既往以上の特別な所得税を課せんとすることに就き政府が再び攻撃を受けた時、政府はこの新税に一の新らしい名を與へて以てこの攻撃を免れんとした。そして團體利潤税なる新税目の下にこれを協同組合と營利的株式會社とに課し、協同組合の敵たる個人商店には全くこれを免じたのである。然しながら、協同組合運動内に於ける論議の喧しき、一九二一年遂に協同組合をこの新税の範圍外となす財政法改正案が、政府の意に反して二票の差で可決されるゝに至つたこと

を此處に附言しなければならない。

- (1) かく認められたことを示すには一例をあげれば十分であらう。一九二二年の擴張及び道路改良法 Development and Road Improvement Act によると、大蔵省委員が公金の前貸若くは下附をなし得る場合の一つとして協同組合發達の促進をあげてある。

徴兵や食料統制や課税に就いて政府が等しく示した敵意のこれら連続的な現れが、過去五年間全協同組合運動に及ぼした影響の如何に深く且つ大なるものありしかは、これを理解するに難くないであらう。相次いで起つたこれらの事實は、運動の政治容喙に對する組合員多數の反對を大部分取り去つた。運動を正式に代表する議員を下院に選出するの必要は今や殆んど遍く認められてゐる。然し如何なる風に出すべきかに就き意見の一致を見ることの更に困難なことが解つて來た。一九一七年に主要な協同組合主義者が、徴兵署と砂糖その他の食料品を扱ふ政府諸省とが協同組合に與ふる執拗な虐待と彼等の愁訴に耳を籍さうとさへしない首相の冷淡とに憤慨した際、總ての協同組合から特に召集された代表者會議は、進歩的な一般的政綱を以て議會に代表者を選出することに同意し、國會議員の逐鹿場裡に獨立の協同組合候補者を立たしむるため一の選舉基金を設けることに決定したのである。⁽¹⁾然し選舉戦に勝利を得んとするならば、その綱領が新たに出來た協同組合の綱領と殆んど正確に一致する労働黨と相提携して活動するの必要なきことが間もなく明かとなつて來た。労働黨はこの提携活動

の申出を歓迎した、そして直ちに選舉に對し幾何の席を協同組合員に與ふべきかに就き協議した。協同組合の側にある困難がその時明かとなつて來た。實にその創設以來絶えず協同組合を加入せしめんと努めて來た労働黨と正式に結合することには、大いに政治的行動をなすの必要を認めるに至つてゐる人々さへ烈しく反對したのである。⁽²⁾以前より自由黨員たりし協同組合員には、彼等の組合が自由黨の候補者に反對する黨派に屬するを見るは堪え難いことであつた。又この困難が存しない處であつても、各地方からの希望者の群から、これ迄は避けてゐた局地労働黨と提携して、以前には屢々何等の關係もなかつた一定選舉民を代表して候補者に打つて出る十人乃至二十人の協同組合員を選ぶのは、決して容易な業ではなかつたのである。

- (1) 「協同組合全國緊急大會報告、一九一七年十月十七日及び十八日。」
 (2) 斯かる共同動作は試験的には既に始められてゐた。戦争勃發の直ぐ後のこと協同合同同盟は、労働黨の首領たりしアーサー・ヘンダソン氏 Arthur Henderson の勸誘に應じ、労働黨や労働組合會議その他の團體の代表者と共に戦時緊急労働者全國委員會——この會は戦時に於ける最も有用な機關の一つであつた——を組織せしむるため二人の代表者を任命した。一九一四年乃至一九一七年にこの團體は、政府をして不平の救済をなさしむること、政府の行動に就き多くの有益な改善を提示すること、種々の改革——殊に食料の供給と價格、別居手當、扶助料、住居と賃料との制限、暴利その他に就いての改革——を得んとする公衆の運動を指導すること等に活動した。一九一七年乃至一八八年には更に一步を進めた。即ち協同合同同盟の教育委員會は、數百の局地組合と共に労働調査所——労働黨その他の團體が産業問題の研究やこれに對する智識の傳播のため協力する機關——へ正式に加入したのである。

(3) 僅かに一つの協同組合、即ちダンブリッジ・ウェルズ Tunbridge Wells のそれが最初の十年間程、労働代表委員会又はその後身たる労働黨に加入してゐたに過ぎない。一九一八年乃至二〇年には幾つかの他の組合が、女子協同組合ギルドの多くの支部と共に、各その附近の局地労働黨へ加入した。

これらの困難があつたにも係らず、著しい進歩が示された。一の獨立した協同組合議會代表委員会 Co-operative Parliamentary Representation Committee⁽¹⁾ なるものが設けられて、これに協同組合同盟の中央委員会と中央教育委員会、イングランド並びにスコットランド卸賣組合、男子並びに女子ギルド、生産聯合等が何れも委員を指名し、そして別々に據金してゐる局地組合の代表者九人がこれに加へられた。一九一八年に五百六十三もの組合、即ち全體の三分の一以上の組合がこれに加入し、一年一組合員半ベニの割で總計七千三百三十九ポンド（イングランド卸賣組合からの千ポンドとスコットランド卸賣組合からの五百ポンドとを含む）を據出してゐる。又局地評議會が多くの選挙區に設けられた。一九一八年五月のプレストキッチ Prestwich に於ける國會議員補缺選挙を利用して一人の協同組合候補者（エイチ・ジェー・メイ）が出馬したが、その目的は當選よりも寧ろ新黨の廣告にあつた。かくて實にその組織の未だ十分完成せざるに總選挙の機會は突如として到來した。十の選挙區に於て一人づゝの協同組合候補者が指名されて選挙戦に打つて出た。⁽²⁾ 然し解散の事情は新政黨にとり極めて不利であつた。労働黨の候補者が協同組合の候補者と競争した場合一つもなかつた。然しながら

ら、凡ゆる場合に、協同組合の候補者は聯立派の候補者と戦はねばならなかつた。即ち六つの場合には聯立、獨立自由兩派の候補者と、一つの場合には聯立、國民兩派の候補者と、又三つの場合には聯立派の候補者のみと戦はねばならなかつたのである。總て十の選挙區で協同組合の候補者は、投票總數一九七、九〇二票中五七、六七六票を獲得した。然し協同組合から當選したのは、唯だ一人ノサンプトンシアのケタリング選出のエイ・イー・ウォーターソン氏 A. E. Waterson のみであつた。一つを除き他の總ての選挙區に於ては、協同組合の候補者は第二位を占めた。一九二〇年の春ベイズリとストックポート Stockport で行はれた二つの補缺選挙に於ては、協同組合の候補者が労働黨の懇篤なる援助を得て非常な政治的興奮の中に當選を争つたが成功しなかつた。一九一九年六月のカーライル Carlisle 協同組合會議は、當時は最早協同組合黨と名づけられてゐた協同組合議會代表委員会に対し、選挙上の目的と人民聯合黨又は民主黨組織の最終目的のため一層提携を固くする意思を以て労働黨及び労働組合會議委員會と交渉を始めんことを決然と命令した。『斯くの如き権限を得た協同組合黨の全國委員會は他の二團體と交渉を開始した。その結果として一の「労働並びに協同組合政治聯盟」 Labour and Co-operative Political Alliance 設立の相談が互ひの間に成立した。斯かる聯盟に對する一つの具體案が作成せられた。そして一九二〇年五月のブリュッセルに於ける協同組合會議で、協同組合黨全國委員會は、この案を承認して政治上に於ける協同組合の政策の基礎たらしめ

んことを協同組合員に要求した。同時に又コヴェントリー救済組合 *Coventry Perseverance Society* は協同組合員に對し、協同組合黨が全国的に又局地的に労働黨に加入して該政治團體の一部たらんことを勸奨した。この兩提案はブリistol會議の議題中に含まれてゐた。然しこの提案されてゐる聯盟の内容に就き一般協同組合員間には未だ十分の討議行はれざるが故に、この兩問題の討議はこれを十二ヶ月間延期し、全国各地の平協同組合員に十分熟考の餘地を與へることに決まつたのである。⁽³⁾一九二〇年九月には、イングランド卸賣組合——その理事達は嘗てストックポートの選舉に際して協同組合黨と労働黨の候補者に自動車の貸與を拒んだことがあつた——の代表者會は、如何にせば將來最もよく「卸賣組合」の大資源を逐鹿場裡の協同組合員援助に用ひ得べきかを考究せんことを理事達に命ずる決議を多數で以て可決した。一九二一年五月のスカールプラ會議に於ては、局地組合内の著しい動搖の後、この全問題が綿密に討議された。労働黨と確乎たる聯盟を作らんとする決議案に對しては、如何なる政治團體とも斯かる聯盟を作ることには不賛成な、主としてイングランド北部に於ける四十七の組合から一の修正案の提出を見た。これは一、一九九對一、九五三の多數を以て否決された。次いで、聯盟を作らんとする重要決議案は、僅か四票の差と云ふ際どい多數で（一六八二對一六八六）否決となつた。従つて問題の解決は次の會議に延ばされた譯である。

(1) この新設の『協同組合議會代表委員會』(今は協同組合黨)はこれを舊くからあつた協同組合同盟の『共同議會委員會』*Joint Parliamentary Committee* と混同してはならない。この議會委員會は以前は同盟とイングランド並びにスコットランド卸賣組合とから各四名づ出る代表者から成つてゐたが、一九二〇年の會議で一般調査委員會の提案に従つて、同盟の指名せし者六人、

イングランド、スコットランド卸賣組合から各二人、協同生産組合聯合から一人、書記組合と支配人會と共同で出た一人から成ることに變更された。今日この共同議會委員會と協同組合黨との活動の限界を知るのは困難である。

(2) これらの選舉區を協同組合黨の得票順で挙げれば次の如くである。ケタリング (エイ・イー・ウァータスン)、南ブラッドフォード (ダブリュウ・ハースト W. Hirst)、ヘイズリ (ジェー・エム・ビッグ J. M. Biggar)、キルマーナック *Kilmarnock* (カー・マカム P. Malcolm)、クラックマナン及び東スターリング *Cheshamman and East Stirling* (エイチ・ジェー・メイ)、ランカンアノモスリ區 *Messley Division of Lanashire* (ダブリュウ・エイチ・ブラウン W. H. Brown)、バーミンガムのキングズ・ノートン *King's Norton, Birmingham* (テイ・ハッキット T. Hackett)、シェンキールドのホルズバラ *Hillsborough, Sheffield* (エイ・ロックウヰル A. Lockwood)、バーミンガムのスパークブルック *Sparkbrook* (エフ・スパイアズ F. Spier) 及び中央リーツ *Central Leeds* (ジョージ・スミス J. Joseph Smith)。

(3) テイ・ダブリュウ・ピアサ著『政治上の協同組合運動』*The Co-operative Movement in Politics* (協同組合同盟發行、一九二〇年)。

その重要さに於て協同組合黨なる中央組織に劣らないのは、小賣協同組合自身に對するその影響であつて、これらの組合はその組合員の間に屢々新らしく力強き酵母を發生せしめた。一九二〇年の末迄には、同黨に加入せる五百六の協同組合——その多くは大組合——の間に、獨立の委員會や役員と殆んど全部組合自身の補助金から成る自己の基金とを有する百八十の局地協同組合黨が組織された。これらの局地的協同組合黨は、集會を開いたり討論を行つたり講演を催したりしてゐる。そして又多

くの町では、殆んど常に局地労働黨との密接なる提携の下に、自治體の選舉戦に於て烈しく當選を争つてゐる。前の選舉から五年を経て行はれた一九一九年一月のイングランド並びにウェールズの自治體議員の改選に於て、二百二十四人の純然たる協同組合黨候補者が出馬し、百五十一人が當選した。『労働黨兼協同組合黨』候補は二百八十七人出馬し、百六十五人の當選を見た。又多くの他の労働黨候補者が局地協同組合から公然と援助を受けた。自治體議員の選舉戦がそれ程猛烈ではなかつたその翌年に於ては、七十二人の協同組合黨候補者が出馬して二十九人が當選し、又百三十人の労働黨兼協同組合黨の候補者中五十九人が當選した。かくて協同組合運動は始めて多くの地方議會に多數の代表者を出し得た譯である。斯く多數の議員が出た結果、協同組合をして宜しく自治體との契約を引受けしむべしとの要求が生じて來、組合は地方自治體のため牛乳並びに石炭配給の如き或る種の役務^{サービス}を行ふべしとの提議が再び起つて來た。而して協同組合の政治干與は既にその影響を自らの組織に與へつゝある。即ち經營委員たらんとする競争がより大なる興味を引くに至りつゝあるし、教育的並びに宣傳的目的のための貧弱な役員が、或る組合では教育委員會との密接なる提携の下に働く有給專任の政治的オーガナイザの加はることにより、その勢力を増して來た。又これまでは協同組合の管理に専らなりし人々も、自治體事業に對する及び國家財政や對外關係等のより廣き問題に對する消費組合運動の關係を熟慮しなければならぬことになつたのである。

ハ 資本家の合同並びに獨占到對する反抗の増大

協同組合運動の政治的自覺の増加を述べた我々は、これと並べて、今や世界の市場を支配しつゝあるトラスト、合同並びに聯合の侵略に對する組合員の反抗と憤怒との刻々増加しつゝあることを擧げなければならぬ。今世紀の最初の十年間に既に顯著なるものありし資本家合同の傾向は、戦時中の數年間に、多くの産業に於て、特種の原料や生産品の全供給を獨占する團體の創設を熱心に奨勵した英國政府の直接の使喚によつて著しく促進された。その結果として大資本家の間には、次の如き品物、即ち鑛油、棕櫚の實その他植物性油の原料、銅、錫、鉛その他の鑛物、印度ゴム、肉類やこれを運ぶ冷蔵船さへ等を全世界に供給する主要原産地の統制權を出來得る限り多く獲得せんとの一種の猛烈な競争が起つて來た。英國に於ては、石鹼、人造バター、蠟燭、リノリウム、床敷物、縫木綿、マッチ、芥、コ、ア、壁紙、寢臺その他無數の常用品の製造は、相繼いで生ぜし聯合と提携契約とにより、愈々益々極く少數の大企業家若くは緊密な聯合團體の手中に歸し、生産と價格とは彼等によつて統制されるに至つたかの觀がある。如上の事實に關する一般の印象は、政府が合同及びトラストを調査する一の委員會を設けしこと、該委員會の報告に現はれた諸事實とによつて更に深められた。⁽¹⁾

(1) 『改造大臣の設置に係る合同及びトラスト調査委員會報告』 Report of the Committee appointed by the Minister of Re-

Construction to Inquire into Combinations and Trusts 一九一八年。

我々は今此處で、資本主義制度の斯かる獨占的傾向が現在如何なる範圍まで進んでゐるかを論じやうとするのではなく、又その一般的影響如何を述べやうとするのではない。然しながら、それが與へつゝある印象は、協同組合運動自身の中に一の注目すべき反作用を起してゐる。イングランド卸賣組合——これにスコットランド卸賣組合が提携すること愈々多い——が、單に賣品製造の方面のみでなく、又供給の眞根源に對する統制の方面に著しい活躍を始めたことは、既に述べたところである。即ち一九〇二年にセイロンに於て三百九十九エイカの茶園を試みに購入したのを始めとして、一九〇七年と一九一〇年とに、及び一九一三年以降は毎年、セイロン及び南印度に於て遙かに大なる茶園とゴム園とを購入し、今やその全面積は二萬エイカに達してゐる。一九一三年と一九一六年乃至一九一七年には、イングランドとスコットランドの各地に於て非常に廣い耕地を購入し、一九一七年にはカナダに於いて一萬エイカ以上の麥作地を獲得した。更に一九一六年乃至一七年には、西アフリカに於て數回に涉つて土地を購入し、一九一七年にはシルボットル炭坑とヨークシアに於ける大きな採掘權とを購入した。同様な刺戟の下に局地協同組合も亦絶えずその所有耕地を増加した。従つて今や百二十六の協同組合（二つの卸賣組合を含む）が所有する國內の土地總面積は、耕作用に借りてゐるもの七千八百四十六エイカを加へて殆んど五萬エイカに達する。即ち總て約九十平方哩の土地が、協同組合員家庭

に直接供給さるゝ穀物、野菜、果實、肉類、酪農場製品等を産出してゐる譯である。その市場が組合員家庭の利益に反して統制されつゝある範圍が愈々多く認められて來た結果は、運動の奮起となつて、一九〇六年、一九一五年及び一九一八年にはその供給する麥粉の大部分を自ら製粉することにより、製粉業者の合同の壓制から免れた。イングランド並びにスコットランド卸賣組合の製粉所のみで、毎年千二百萬ポンドの麥粉その他の生産品を作りつゝあるのである。一九〇八年乃至九年以降、運動の石鹼製造高は著しく増加し來り、遂に運動は世界第二の石鹼製造業者となつてゐる。最近數年間にはコ、ア、人造バタ、酪農場製品の製造高が著しく殖えて來た。一九一二年及び一九一七年乃至一九一八年に於ては、木綿織物と毛織物の製織、フランネルの生産及び凡ゆる種類の衣類製造が顯者な發達を遂げ、その価格は卸賣組合の工場のみで年に約四百萬ポンドに上つてゐる。最近には、定價販賣を約するに非ずんば小賣人に品物を供給しないとして協同組合が組合員に購買高による配當を與へることに反對する『特^{プロプリエタリー}標^{トレード}品』所有者が運動に加へる壓迫増加に對應せんため、一の事業が發達して來た。即ちイングランド卸賣組合は、今や自らの『特標品』の大規模な製造者となつて來てゐるのである。そしてそれらの品物は、そが取つて代らんとする賣業者の供給品や盛んに廣告される特製品よりその質の優れてゐる場合が多い。

戰前既に英國の協同組合運動は、その事業殊に製造業の著しく多岐に涉れる點に於て、他國の運動

に比し嶄然頭角を現はしてゐた。協同組合事業の範囲と種類とが著しく殖えたこと、殊にそれが生産の一層根本的な段階へ及びその生産に必要な原料品の根源自身へと擴大して行つたことは、資本家組織の集中と攻撃との増加となつて現はれた大戦の一影響であつたのである。

二 協同組合運動と労働組合運動との提携

協同組合運動の労働組合運動に対する態度——その使用人の個々の労働組合に對すると云ふよりも寧ろ労働組合運動全體に對する態度は、大戦と共に全く一變した。前世紀の協同組合主義者は、彼が偶々鑛山業又は綿絲業に屬する場合は別であつたが、何れも非労働組合主義者であつて、實に協同組合は労働組合運動を不要ならしむる社會改良と自己改善との手段であると信じてゐた。故に一度び經營委員若くは理事の地位に上るや、彼は直ちにその雇傭せる使用人間の團結に反對するあの資本家的本能に捕はれた。内部で起つた争議——これに就いても協同組合經營委員の労働組合員間に於ける名聲は必ずしも常によくなかつた——は暫らく措き、全體としての協同組合運動は、労働組合運動外に超然として勞資間に明かな中立の態度を持せること、それが新教と舊教との間又は自由黨と保守黨との間に嚴正中立の立場を探れると異ならなかつたのである。

協同組合主義者の心情の變化が何に由つて起つたか或は何に伴つて生じたかを探ねることは容易で

ない。十年前には、社會主義の不撓の宣傳と労働黨の創立とが明かに協同組合主義者に影響を與へつゝあつた。又労働組合運動の大發達は、數十萬の協同組合員をして労働組合員たらしめつゝあつた。お互ひの運動に同情の意を表する決議と相互の會議に派遣さるゝ『友誼的代表者』^{フレンドリー・レプレゼンティティブ}の演説とは、相互の誠實と親和の念を増加した。この心情の變化は一九一三年に至つて劇的に現はれた。即ち同年ダブリンに於て賃銀低き労働者の大同盟罷業が起つた時、「卸賣組合」の理事達は罷業者後援のため募られつゝあつた基金に對し寄附をなすに決したのみでなく、又實に數千包の食料を準備し包装し（雇人達はこの仕事のために徹夜して働いた）、饑餓に頻しつゝある家庭に即時配布せんためこれを「卸賣組合」所屬の一汽船によつて直接ダブリンに向け輸送することにしたのである。運動全體から殆んど一般的賛成を得た協同組合によるこの劇的な労働組合運動援助は、協同組合運動がその中立的態度を全然拋棄せしことを示すものと見て差支へない。

戦争の勃發は、一時この二大労働者階級運動間に一層密接な提携を齎すための確然たる行動を妨げてゐた、尤も兩運動の成員數が徐々に増加すると共に、兩者に共通の成員も漸次殖えて來てはゐたけれど。一九一六年に至つてパーミンガムの労働組合會議は滿場一致を以て『協同組合運動の發達は労働組合運動の活動に必要である』旨の決議を可決し、『協同組合運動の生産的、分配的並びに銀行的活動の發達に對する相互扶助計畫を立てるため』一の全國的聯合諮問會 National United Advisory Council

を設けんことを提議した。これは一九一七年のスウォンジ協同組合會議に於ける同様な満場一致の決議によつて裏書された。全國的聯合諮問會は兩運動の目的の一致に就いて一の重要な『ステートメント』を起草したが、その中には、凡ゆる労働組合員はそして又凡ゆる労働組合員の妻たるものは協同組合員たるべきであり、凡ゆる協同組合使用人は労働組合員たるべきである旨を主張してゐる。ステートメントは更に進んで、協同組合運動をして労働組合の總ての餘剰資本の保管とその銀行事務とを行はしめんため、又『労働組合財産を擔保として「卸賣組合」銀行から協同組合運動の各地支部を通じて食料券又は組合債を發行することにより重要な労働争議中食料品を無制限に供給し又は手當を拂ふ手筈を定めるため』種々の方法が講ぜらるべき旨を説いてゐる。この重要な『ステートメント』は、同年中に労働組合會議と協同組合會議との兩者から明かに裏書された。これと共に全國的聯合諮問會が發行した覺書^{メモランダム}中には、兩運動を出來得る限り密接に提携せしむるため兩運動を代表する局地諮問會が到る處に設置さるべき旨を論じてゐる。⁽¹⁾

(1) 『労働組合會議委員會と協同組合會議の中央委員會との共同動作の基礎』 Basis of Joint Action by the Trades Union Congress Parliamentary Committee and the Central Board of the Co-operative Congress. 一九一八年。

斯かる局地諮問會は、英國が分れてゐる八つの大きな^{プロヴィンセス}國に設けられ、⁽¹⁾その結果多くの會合が催された。而して一九一八乃至二〇年に於ける著しい事實であつた協同組合員と労働組合員との大増加

は、彼等の努力に俟つこと多きものがあつたと云つてよい。然しながら、その目指すところはこれのみではなかつた。全國的聯合諮問會發行の『勢力の結合』The Union of Forces と題するパンフレットには、資本主義制度に對する大規模な攻撃的と防禦的と兩様の行動が是非必要な旨論ぜられてゐる。一九一六年に兩運動の提携が成つて後、『團結せる資本家の諸活動は、これら兩組織の出來得る限り緊密な結合が生産者並びに消費者としての労働者の利益保護に必要なことを最も雄辯に語つてゐる。莫大な利潤の作出や巨額に上る豫備金の積立により、聯合と合同と聯盟との力により、政府に對する直接間接の干渉により、又愛國的感情的利用によつて、資本主義的營利業者は彼等の富源を大ならしめて來たし且つ日々大ならしめつゝあるのである……これ實に協同組合と労働組合との兩運動が等しくその脅威を受くる危険であつて、これが艾除は兩者にとり重大な關係ある危険である……社會各方面の指導者達は、叛亂の危険に對する一種の保険料として労働者の待遇をよくすることによつて資本家統制の舊制度を存続せしむべきであるとの前提の下に……今や改造の諸計畫を論じてゐる。我々の改造意見は、最早陳腐となり且つ戰爭中に人民の福利に對する脅威たること明かとなつた諸制度はこれを保持すべきに非ずして廢止すべしと云ふにある。我々は、社會的に必要な凡ゆる物を協同組合が所有し統制することの基礎の上に社會改造の行はるべきを信ずる。労働組合協同組合兩運動の指導者に共動動作を鼓吹しつゝあるものはこの政策である。又相互扶助が競争に代ると共

に労働者に對してその造り出す富の正當にして公平なる分配を得しむるやうな社會状態を實現せしめんとするに際して、我々の實行せんと欲するものも亦この政策に外ならない。⁽²⁾』

(1) 『局地諮問會による共同動作の基礎』Basis of Joint Action by Local Advisory Councils. 一九一九年。

(2) 『労働組合運動と協同組合。勢力の結合』Trade Unionism and Co-operation: the Union of Forces. 一九一九年。

労働組合運動に於ても將た又協同組合運動に於ても、兩運動共通の目的として斯く資本主義制度に明かに宣戰することに對しては何等の抗議も出なかつた。而してこのパンフレットは局地諮問會の企てた共同の一致と募集との運動に於て何萬と云つて配布された。間もなく勢力の結合が實際に表はさるべき一の機會が到來した。一九一九年の九月、鐵道従業員の全國的の同盟罷業が政府の專斷的處置により突如として起つた際、二つの鐵道従業員労働組合にはこの罷業に對する何等の準備も存しなかつた。茲に於てか協同組合員側では、些の躊躇なく己のが資源を鐵道従業員の使用に任かせたのである。局地諮問會殊にロンドンのそれが活動を開始した。そして各組合から代表者を出す幾つかの協會が召集されて、如何にせば最も役に立つ協力をなし得べきかに就き協議した。局地同盟罷業委員會發行の札さへ出せば代金を支拂はなくとも協同組合で品物を得ることの出来るやう種々の手段が講ぜられた。思ひがけなくも(又全く不當にも)『未拂貸銀』backmoney、即ち罷業者が既に儲けた貸銀を鐵道會社が握れること——明かに政府の命令によつたものである——により困つてゐるやうな鐵道従業員

員には、これらの組合が種々の方法で救助を與へねばならなかつた。國內を通じて全國的にこれらの計畫を遂行する權力が興へられた。そして罷業者家族に對する食料分配のためには、全國を通じて交通路を連絡しこれを杜絶せしめない手段——政府は、頻りに脅した如く、これをさせないやうにしかつたかも知れない——に就いての細かい計畫が立てられた。一方「卸賣組合」も亦これに後れてはゐなかつた。數千の都會で五十萬の人々に發行さるべき罷業手當支拂の切手帳の必要な分量が、殆んど未だ例のない速さを以て印刷された。廣大なロングサイト印刷工場は、全部をあげてこの目的のため用ひられたのである。必要な基金は銀行部から供給された。そして株式組織の銀行の一萬の支店が妨害することあるべきを慮ばかり、全國到る處に網の目の如く散在せる協同組合に於てこれらの切手は一覽拂を受け得るやうに手筈が定められた。労働組合運動が斯かる大なる財源を擁し、一の全國的の同盟罷業のために斯かる巨大な組織を用ひ得たことは、實に未曾有のことであると云つてよい。かくて罷業の結果はどうなつたか。政府は當初の要求を抛棄した、そして罷業者にして先づ再びその職務に就くに非ずんば政府は鐵道従業員組合と交渉すらも開始し得ずと宣言して置きながら、罷業開始後十日を経ない中に、これらの組合と従業員側の要求を多分に認めたと一の妥協を遂ぐるに至つたのである。⁽¹⁾ 罷業後に開かれた協同組合の組合員集會や卸賣組合の代表者會に於ては、鐵道労働組合艱難の際これに對して理事達の行ひし真心こめた援助に就き何等の抗議も出なかつたのみでなく、理事達の採つた

處置を進んで承認する場合の多かつたのは注目しなければならない。八日間に渉る鐵道交通の杜絶は、勿論他の商人に對すると同じく協同組合に對しても多大の損失と不便とを與へるものであつたけれども、勞資間に於ける協同組合運動の『中立』なる舊觀念は消え去つてゐたのである。

(1) 『一九一九年の鐵道争議、カクストン・ホール大會任命の委員會による勞働運動への報告』 Railway Dispute, October 1, 1919, Report to The Labour Movement by the Committee appointed at the Gaxton Hall Conference 一九一九年十月一日。エス並びにビー・ウェップ著『勞働組合運動史』一九二〇年版。

ホ 國際貿易の發達

消費者組合の協同組合運動——此處では自治工場インダストリアルのそれと對照せしめての意味で云ふ——の一特徴は、常にその『國際主義』であり又その萬國の協同組合員と友誼を結ばんとの希望であつた。各國の消費者組合に共通なこの感情は、遂に一の有力な國際協同組合同盟 International Co-operative Alliance を創立せしむるに至つたが、この同盟は戰前既に十七の全國的組合——十萬のこの種の加入組合を代表し、組合員總致約七乃至八百萬を有する——を包含してゐた。⁽¹⁾ 戰爭以來この同盟は再びその活動を開始し來り、今や加入者總數は著しく増加した、尤も惜しい哉、活動の機會は尙ほ東ヨーロッパの混亂状態と國際旅行の困難とによ、妨げられてはゐるけれど。殊に興味あるは友誼的鼓舞と相互協力のこの『國際的協同』が、一の新しい基礎に立つ國際商業を實際に行はんとしつゝあることである。

ある。

(1) この同盟の歴史に就いては『國際協同組合年鑑』 Year Book of International Co-operation (チューリッヒ、一九一〇年、頁數二〇〇) 参照。各國に於ける小賣組合と卸賣組合との統計に就いては同『年鑑』第二輯(ロンドン、一九一三年、頁數二五六)及び『グラスゴウ大會報告』一九一三年 Report of the Glasgow Conference (頁數一六三) 参照。有益な『各國協同組合關係書目』 International Bibliography of Co-operation が一九〇六年に發行されてゐる。月刊の『彙報』 Bulletin は一九〇九年一月以來發行されて居り、戰爭中もその發行を繼續した。

先づ國際協同組合同盟から述べて行かう。

今此處にこの同盟の先驅者や、一八八五年乃至一八九五年にイギリス、フランス、イタリー、ドイツ等に於て相次いで開かれた協議會に就き述べるの要はない。この同盟の成立を遅れしめたものは、協同組合運動の根本主義は何なるべきかに就きトマス・ヒューズ、エドワード・ヴァンジッター・ニール、ジイ・ジェー・ホリオーク等の諸氏と消費者組合の大多數との間に行はれた猛烈な論争であつた。この論争が如何に永く協同組合使用人とその雇主たる一般組合員との間の關係を紛糾せしめたかは既に述べたところである。これに劣らない猛烈さを以てこれらの自治工場と利潤分配との主張者達は、如何なる國際的同盟も宜しくこの兩者を協同組合コイオペレションの根本相と認め、兩者を採用せるや否やを以て加入許可の標準たらしめねばならないと主張した。利潤分配と自治工場とを主張する小團が、實際八〇年代に於て、イングランド卸賣組合とその加入組合との固き團結に反對して、其處ではフランスの利潤分配

論者が主要な地位を占めたゞらうと思はれるところの一の國際的組織を設けてその道德的權威を己の主張を有力ならしむる助けたらしめんと努力した。斯かる國際的組織を設くるための手筈をなすことは、多く彼等の權内にあつたのである。然しながら、斯かる協同の標準を採用せんことをあくまでも主張したならば、少數のものを除いて大多數の組合を必然的に除外することになつたであらうと今から見れば考へられる。毎日一八九五年のロンドンに於ける協議會に於ては、この困難が全計畫を水泡に歸せしめんと勢が見えてゐた。然し漠然たる用語を用ひ且つ加入の條件如何はこれを明白に定めることを中止して漸やく、一八九二年に既に名義上では成立してゐた國際協同組合同盟に一の永續的基礎を與へることが出來た。最も熱心なる努力——殊に信用組合の熱心な主張者たるエイチ・ダブリュ・ウルフ氏 H.W. Wolf の熱誠と身みづからの奔走と——の結果それは始めて、實際に成立するを得たのである。一八九六年パリに、一八九七年デルフトに、一九〇〇年パリに、更に一九〇一年マンチェスタに相次いで開催され、漸次増して來た組合や國民からの代表者が出席した國際會議は、歐洲全體を通じて自治工場が殆んど存在しないこと及び利潤分配は到底多くの協同組合員の承認を得る能はざるものなることを著しく明かならしめた。一九〇一年に至つてこの同盟は、製造を行ふものたると卸賣的並びに小賣的分配を行ふものたるとを問はず、消費者組合を以て加入の典形的形式となすに確定した。その後の會議に就いては述べる必要を認めない。一九〇二年のドイツに於ける分裂と相

應じて、一九〇四年のブタベスト會議に於て、ドイツ協同組合總聯合 Allgemeine Verband が、協同組合運動は産業から私的資本家を排除する方法による社會改良運動たるを本質とする旨の決議が百二十五票對一票にて可決された時、同盟から正式に脱退したのは面白う。故グレイ伯 Earl Grey を會長として、主として生産用具の所有者並びに組織者としての生産者組合の觀念を支持せんとする目的を以て設立された國際協同組合同盟は、その成立後の九年間に、自己の要求を充たすため自ら組織する消費者組合の原則を出來得る限り廣く適用せんとする方面へ、決定的に移つて來てゐたのである。

(1) 一九〇四年にはブタベスト Buda-Pesth に開催、十四ヶ國の代表者が出席した。一九〇七年にはクレモナ Cremona に、一九〇年にはハンブルヒに、一九一三年にはグラスゴウに開催された。このグラスゴウ會議の際には、同盟の本部は、これをロンドンに置くことに確定し、英國協同組合員の勢力が未だ嘗て見ない程優勢となつて來た。

三年に一回づつ、歐洲の諸都會で會議を開催し、『年鑑』を出版し、世界各國の協同組合の進歩に就いて報道する月刊『彙報』を發行し、絶えず諸國の組合と通信を交しつゝある國際協同組合により促進された友誼的關係は、戦前既に各國の協同組合運動間の外國貿易の發達を促しつゝあつた。輸入者も輸出者も營利的な商人、代理人、仲買人、銀行業者、手形割引人等の助けを藉らずして行はれる協同組合間の國際貿易を開始し得るに至ること、これ常に彼等協同組合員の希望の一つであつた。英國の協同組合員は、久しい前から、營利的仲介者の助けなくしてどうか自らの輸入貿易を行つてゐる。既に舊く一八六八年乃至九年に、イングランド卸賣組合はアイルランドに（キルマロック Kilmallock

とリマリック (Limerick) その最初の購入倉庫を開設した。一八七六年には同組合は、ニューヨークに一の購入倉庫を設置して新生面を開拓し、一八七九年にはルーアンに、一八八一年にはコペンハーゲンに、一八八四年にはハンブルヒに各一の購入倉庫を設置した。引續き他の購入倉庫が一八九一年乃至九八年にア、ルス (デンマーク)、モントリオール (カナダ)、ゴータンブルヒ (Göteborg) (スウェーデン)、デニア (スペイン)、シドニ (ニュー・サウス・ウエールズ New South Wales)、オデンゼ (デンマーク) 等に設けられた。これらの諸國から「卸賣組合」の理事達は、自己の有給代理人の手を通じて自己の欲する品物を購入し、その代金は所屬の「卸賣組合」銀行の小切手で支拂つて來た。そして何等の仲介者を俟たずして「卸賣組合」の汽船で以て眞直ぐに國內にある「卸賣組合」の倉庫や工場にこれらの品物を運んで來てゐるのである。過去永年間、「卸賣組合」は一群の理事と經驗ある購入係とを毎年ギリシャとスペインへ派遣して、數百萬の協同組合員家庭に於けるブデイン製造用の乾葡萄を原産地で購入して直接ロンドンへ積出して來てゐるが、有力な雜貨卸賣商から成る政府自らの諮問委員會が一九一九年食料省に勸奨せし方法も、これ以上に出でることはい出來なかつた。一國の協同組合員が自己の協同組合により、何等の營利的仲介者なくして、その總ての輸入貿易を企てること——その利益は英國の協同組合員が證明した——には何等の理論的困難もないこと明かである。然し他の國々の協同組合運動は、海外に於ける附屬機關や商船との連絡さまで密ならざるため、戦争開

始の當時まではこの方面には殆んど發達を見せなかつた。

輸出貿易の方面では、困難は更に大なるものあるかに思はれた。元來この輸出貿易なるものは、嘗ては、或る地方の需要が如何なるものかゞ解らないてふ危険を冒し、凡ゆる種類の商品を夥しく買込んでこれを投機的に他國へ輸送し、自己の計算に於てその國の仲買人又は代理人に賣捌かせる輸出商人が普通營んでゐたものである。これらの取引から得る利益は屢々實に巨大な額に上つたが、然し費用も亦頗る大きいものであつた。仲買人、代理人、倉庫業者、銀行業者、手形割引業者その他取引により生活する人々にとられる手数料は大きく且つ繼續的なものであり、又時には損害を蒙らなければならなかつた。産業組織商業組織の比較的進歩した國々では、交通機關の改善に伴つてこの投機的な輸出貿易は漸次所謂注文制度に變つて來た。この注文制度の下に於ては、輸出業者の計算に於ける投機的輸送の代りに、輸入國の商人や製造業者がその必要とする品物を輸出國の仲買人や代理人や問屋を通じて確定的に注文し、屢々必要な品物を選ばせるため己のが購入係を送るのである。

この方面にも今や進歩が見え始めた。イングランド卸賣組合は多年來、自己の製造又は輸入にかゝる或る種の品物を、外國協同組合の注文に應じて比較的少量であるが毎年々々供給して以てこれを助けてゐる。戦争の直前數年と云ふものは、「卸賣組合」は毎年二十ヶ國と云ふ多數の海外諸國の協同組合に品物を賣るのを常とした。尤もその額は毎年僅か一萬八千ポンドに上つたに過ぎない。

大戦とこれに續く歐洲改造の諸計畫とに伴ふ諸種の事情は、形勢を更に有望ならしめてゐる。他の國々の卸賣組合が漸次發達すると共に——それらの組合の總賣上高は一九一四年に於て既に二千萬ポンドを超え、一九一四年乃至一八年の四年間には戦争にも係らず更にその二倍以上となつた——この協同組合間の國際貿易を發達せしめ組織立てるの可能なことが明かとなつて來た。既に各國の協同組合員は、自國の卸賣組合を通じて、正に自己の欲する各地の生産物を、協同組合の存する他の國々に於て、それ／＼その國の卸賣組合から直接購入し得る地位にあつたのである。斯くの如き方法によつて、總數三千萬家族以上又は一億人以上を數へる世界中の協同組合員が、彼等自身の取引の關する限りでは、どうかからか輸出貿易なるものを、從つて又輸出貿易なるものが維持する凡ゆる營利的な商人、問屋、倉庫業者、仲買人、代理人、銀行業者、手形割引人等を不要に歸せしめ、これに代ふるに彼等自身の協同組合——彼等自身の國際的銀行制度を含む——を通じて行ふ相互輸入の制度を以てするを得ることゝなつたのである。これは戦前既に小規模ではあるが行はれかけてゐた。特にベルギー、フランス、ドイツ、オランダ等の卸賣組合は、イングランド並びにスコットランド卸賣組合の茶園で出來る茶、マンチェスタの倉庫にある毛織地、「卸賣組合」クラムプソル工場製のビスケット等を購入し、イングランド、スコットランド兩卸賣組合は、ドイツやフランスの組合と同じく、スキスでチーズその他の品物を買ふためにスキス卸賣組合を利用し、又デンマークの組合は、ドイツ、ベルギー、スキ

ス、イングランド等の卸賣組合に種々の産物を供給しつゝあるのである。これら諸國の卸賣組合が、イングランド並びにスコットランド卸賣組合と同じやうにその製造部を發達せしめて行くに従つて、これらの協同組合間に於ける相互輸入は増加して止まるところを知らないだらうと思ふ。

今次の大戦は凡ゆる國際貿易を著しく阻害したにも係らず、それは國際貿易の萬國的輸入貿易化てふ正にこの觀念、即ち貿易が荷送人の費用と利益とに於ける投機的船積の方法によつてゞなく正にその要求する品物を生産國にて購入する各國民によつて行はれるてふ觀念に對して、又最も重要なことに、利益を得て轉賣せんため品物を要求する個人や會社によつて行はれずして、極めて屢々個人の生産者や商人からでなく或る國民的組織から共同で物を購入する全社會のために活動する或る組織によつて共同に行はるゝ取引に對して、一大刺戟を與へた。例へば近頃屢々各國に於ける卸賣組合の建物否時には役員や組織さへを利用する英國政府は、南北アメリカ、オーストラリア、ニュウ・ジールランド、印度及び極東に於て、その大軍の必要とする凡ゆる種類の山の如き品物のみでなく、又一般國民の需要する砂糖、肉類、小麥、米、バター、チーズその他多くの品物の、及び更に進んではその製造業を維持するための羊毛や各種金屬の、最も大きな購入者となつて來た。印度、オーストラリア、ニュウ・ジールランドに於て及び屢々他の諸國に於て、英國政府は屢々全生産を獨占してゐるその地の政府から纏めて購入するの便宜なるを發見した。

ないやうに思はれたのである。然し一國の卸賣組合が他國の卸賣組合の組合員となり、その購買高に従つて代表權を持つことゝしたならば、我々は單に協同組合運動を我々自身の社會ソシエティの限界外に擴張して、開放的民主制の範圍内にこの購買者組織内の凡ゆる人種を包擁するに過ぎないではないか！言稍奇矯に流るゝも、この擴大された範圍内では、外國の購買者から利潤を得る目的で他國にて販賣せんため輸送さるゝ品物てふ意味に於ての輸出貿易なるもの最早存在しないのである。かくして我々は、品物の國際的移動の全體が、相提携せる消費組合によつて行はるゝ輸入として、何等資本家的商人や銀行業者へ利潤を與へることなく、又商業的意味に於ける損失若くは利益なるものゝ生ずる機會なく、行はるゝことを想像し得るのである。

今やイングランド並びにスコットランド卸賣組合は、そが嘗て輸入貿易問題の解決に成功せし如く、以前は望まざりし輸出貿易も亦、これを單に他國の輸入貿易に變ずることにより、凡ゆる種類の營業者を芟除せんとする同じ協同の原則に基いて行ひ得るものなることを了解した。今や協同組合員は、家庭で消費又は使用する凡ゆる品物の關する限りでは、國際貿易がやがては、總て消費者として凡ゆる形の『價格上の利潤』を廢止せんため團結せる各國民の卸賣組合間の『相互輸入』の形を——同様に又、徐々に増加する國家若くは自治體部門が消費又は使用する凡ゆる品物に就いては中央政府や自治體聯合の間に於ける相互輸入制度の形を——採るに至るべきものと考へることが出来る。

第五章 英國消費組合運動に於ける除き得べき缺點短所

我々は前の諸章で、消費組合運動の批評家が決して見逃がさなかつたところの、その各種の短所や缺點に就き折にふれては論及した。營利的資本主義の代用物として如何なる點迄消費組合運動が成功するやを評價し、その將來の發達如何を豫測せんとするに先つて、單に除き得べきのみでなくその大部分は運動自身の發展と共に漸次なくなりつゝあるやうに思はれるこれらの短所缺點の各に就き、特に攻究するのが便利であらう。これらの短所缺點は、大體に於て三つの種類に分けることが出来る。個々の組合の事業に關するもの、組合間の關係に關するもの、及び協同組合運動全體の組織に關するもの即ちこれである。

一 掛賣の今尙は行はるゝこと

これらの一時的で且つ除き得べき短所の第一は、英國に於ける或る組合が現金拂の規則を勵行し得ないでゐることである。他の諸國ではこの點は英國程甚だしくはないやうに思ふ。最近の調査によれば、實際英國に於ける多數の組合が、或る特種な場合には——時には日々のパン供給上の單なる便宜

のために、時には組合員が二週間毎に又はより長い期間を距て、賃銀を受けるがために、時には或る異常な窮乏のために、時には實にだらしなさ又は浪費のために——掛賣を認めてゐるのである。支拂ふ金を持たないで信用で品物を系統的に得ることは、一時的窮乏の場合を除き、疑もなく一の悪習であつて、協同組合は大抵これを根絶することに成功した。多くの組合は今日その組合員をして、豫め購入せる切符によつて日々供給さるゝパンの代價を拂はせてゐる。他の組合は、まさかの時には期日以前に配當札の買戻を認めてゐる。窮乏せる組合員には前貸をする組合もある。産業上の争議に従ふ組合員を補助するための大やうな取極も屢々出来てゐる。窮乏時の要求に應ずるための相當な組織が存在し、パンや牛乳やその他さう云つた品物の配給に一々細かい現金を支拂ふ勞を省くための適當な方法が講ぜられてゐる以上、掛賣無用の規則が厳しく強行されてはならないと云ふ何の理由もないやうである。

『掛賣』金の總額は、一八九五年以來運動にとつて重大な問題となつて居り、これに就いての統計は規則正しくとられてゐる。その全額は、一八九五年の三九九、六三五ポンドから一九〇五年の八一六、六一一ポンド、一九一四年の一、三二一、七二二ポンド、一九一九年の一、七四五、二二三ポンドへと不斷の増加を示して居り、その三分の一はスコットランドである。これを組合員一人當りの平均掛賣とすれば、一八九五年の約六シリングから一九一九年の約八シリング五ペンスに上つたこととなる。然しながら

ら、總賣上高に對する割合から見れば漸次減少の勢を示し、未拂額は今や一年間に供給された物品各百ポンドに就き二十シリング以下である。そのみでなく、掛賣額の組合員平均一週間の收入に對する割合も亦徐々に減少してゐるに違ひない。恐らく同様の大きさの他の如何なる事業（鐵道旅行及び酒精飲料販賣を除く）に於ても、掛賣の割合が斯くの如くに少ないのではないであらう。南部、中部、南西部及び北西部等の諸區分セクションズに於ける協同組合は、一般に掛賣を最少限度に減じてゐる。そしてそれが尙ほ未だ大きな額に上つてゐるのは、唯だアイルランド、スコットランド、北部及び西部等の諸區分に於ける幾つかの組合に過ぎない。掛賣金の出来ることが協同組合に不利益なのは、貸倒れの危険あるがためではない。掛賣は殆んど常に、組合員の所有する持分並びに借入資本の額の一部分までしか認められないから、貸倒れなるものは殆んどない。組合の受ける苦痛は、全體から見ると實にこれらの組合が、組合員の一部分に約二百萬ポンドの金を無利子で常に貸して居り、然も自らはその全資本に對して利子を支拂ひつゝあると云ふ事實に存する。而してこの苦痛は、多くの組合が利用の途を知らなかつた程多くの資本を持つてゐた前世紀と異なり、運用資本の不足してゐる今日更に著しく感ぜられるのである。斯くして生ずる損失は、一ポンドに就き約八分の一ペニだけ購買高に對する配當の減少を來すに等しく、會計と郵税とに必要な費用のためにこの損失は更に増す。

賃銀生活者階級に屬する協同組合員は大部分、一世紀以前には尙ほ多くこれに染まつてゐた掛けで

買ふ習慣を棄て去つたけれども、『ブラック・コートツド・プロレタリア腰辨無産階級』に属する人々及び一般に下部の中産階級の人々は、今尚ほ掛けで買ふこと又は少くとも一ヶ月若くは三ヶ月後に支拂ふことを好むと言はれてゐる。この階級に属する人々にして協同組合運動に加入するもの、増したること——それは疑ふべからざる事實である——が、或る程度まで『掛賣』額の不斷の増加の原因かも知れない。

結局、然しながら、この見出しの下に於ける協同組合運動に對する非難は、それが、一世紀以前には總ての人々の陥つてゐたそして今日でも尚ほ協同組合外の大部分の人々がこれがために貧乏してゐる悪習から、その總ての組合員を未だ完全に矯正してゐないと云ふに過ぎない。

二 『配當獵り』

特に英國の協同組合員に對して發せられる非難の一是、所謂『ディヴィデンド・ハンティング配當獵り』である。熱心な協同組合主義者は、外部の批評家と聲を一にしてこの惡弊を嘆いてゐる。即ち論じて曰ふ、イングランド、ウエールズ及びスコットランドに於ける協同組合員の大部分は『配當』あるがためにのみ組合に加入する氣になつてゐる、彼等は『ディヴィ配當』以外何物も眼中にない、かく配當の多きを求めることにより彼等は協同組合運動の目的を資本主義制度その者の如くに下劣にも唯物的なものたらしめてゐるのである。この叫びは、一部分正當ではあるけれども、主として用語の混同に起因するやうに思はれる。

株式會社の株主が持株に對する高き配當を得んものと八釜しく騒ぐのは、彼等が、或は職工から或は顧客から、自己のためにより大なる収入を提出せんと熱望するがためである。資本家の會社に於ける配當は貢物を意味する。然し或る協同組合の組合員が高き配當に歡喜する時、その配當は決して持株を標準とするものではなくて、購買高を標準とするものである。その協同組合の組合員は、正確にその購買高に比例して、彼等自身が支拂つた物品の代價に附加した金額を、三ヶ月後に彼等自身の間で分配するに止まつてゐる。協同組合に於ける配當は、貢物ではなくて單に割戻又は割引に過ぎない。事實上、英國では一ポンドに對する配當三乃至四シリングを支拂ふ協同組合に於ける店員の賃銀は、一シリングしか支拂はない協同組合に於けるものより低くはないのである。一般的には、高き配當をしてゐる組合は、一般賃銀率の比較的高い地方に存在するとさへ云ふことが出来る。我々は、一ポンドに付二乃至三シリング——以前は四乃至五シリング——と云ふ高い配當を續け、従つてそのために、イングランド南部の多くの組合の如く一シリング以上の配當をなし得ないやう思ひ切つて物價を安くすること又はドイツで普通見る如く配當を賣上高の四乃至五パーセントに制限することの代りに、物價を常に高くして置かなければならないスコットランド及びイングランド北部に於ける協同組合の方針が果して賢明なりや否やを疑へば疑へる。然し必ずしも一方のやり方が他方よりも餘計に貪慾で卑劣であるとは云ひ得ない。毎週一シリングの買物毎に餘分の二ペンスを支拂つて、四半季

毎にその四半季間の全購買高一ポンドに付き三シリング四ペンスの餘分の配當を得るやうにすることは、よく組合員の便宜に合し、節儉を促し、彼等の貯蓄を家婦にとり最も有利な形で入手せしめることになる。偶然にか必要からか物價を安くしそして僅か一シリングの配當しかしてゐないイングランド南部の或る組合の組合員は、北部の協同組合員より節儉の心がより強いとは云ひ得ない、否より弱くさへあるかも知れない。高き配當は實に、組合員の多數の事情に最も適し、且つ既に説明した如く、彼等全體に特に有利なものたり得る一の貯蓄方法なのである。

實際上、協同組合の配當に對する普通の非難は最早時世遅れとなつてゐる。協同組合が今や普通に、『分散式小賣店』若くは『連鎖商店』の發達により曝されてゐる一層猛烈な競争と、超過利潤稅負擔又は毎年取引の團體的餘剰に對する所得稅賦課の危險とは、高き配當その者に對する反對の感情の瀾漫と相俟つて、過去十年間に於て、一の殆んど普遍的な配當減少を齎したのである。一九一一年に於ける小賣組合の全餘剰〔純益〕は、總小賣高の二三・九パーセントに上つてゐた。然るに一九一九年には、輸入部並びに輸出部の著しい發達⁽¹⁾にも係らず、それは八・九パーセントを超えなかつた。小賣値及び配當は依然として普通スコットランドの組合では、イングランド並びにウェールズの組合よりも高率を維持してゐる、多少の減少は英國到る處に共通の事實ではあるけれど。一九一二年英國に於ける最も普通な配當率は一ポンドに付き三シリングであつて、組合總數の約三十パーセント——總

ての組合員並びに賣上高の三十パーセントを有する——は、この割合と餘り遠くない配當を行つてゐた。二つの組合のみは同年一ポンドに付き五シリングと云ふ高い配當をなし、他方二十四の小組合は何等の配當をもしなかつた。一九二〇年には、スコットランドに於てさへ、一ポンドに付き四シリングもの高い配當を行つた組合は極めて僅かであつた。而して我々の推測では、全國を通じて最も普通な配當率は恐らく一ポンドに付き二シリングを超えなかつたであらう。多くの組合殊にグンライインド南部の組合は、一ポンドに付き一シリング若くはそれより少ない配當を以て足れりとしてゐるのである。

(1) 協同組合が單なる分配業から製造業、輸入業及び原料製出業へと漸次發展して來るに従つて——以前は資本家の手に歸した利潤の一部がこれによつて節約されると假定して——これら事業の經營者が卸賣組合たると小賣組合自身たるとを問はず、最終の純益の小賣値（これが動かぬものと見て）に對する割合は漸次大きくなる傾向がある。

然し非難すべきは高配當の政策よりも寧ろ高價政策であらうと思ふ。ドイツに於けるが如く配當を低くし物價を安くする政策を採らないで、高い配當をなすために態と品物を高くする傾向が英國に存する限り、これが非難には正當な理由がある。この政策は意識的又は無意識的に最賈の階級を除外し、かくしてロッチデール開拓者の希願たる全國的發展を妨げる傾向がある。それは節儉を容易にし、貯蓄を家婦にとり最も有利な形で入手せしめることにより、現在の組合員の財政と便宜とに合するかも知

れないが、然もこの政策は組合員増加の範圍を狭くする傾向を持つ。そのみでなく、その配當の高さと低さを問はず、代表的なベルギーの組合やドイツその他の或る組合と比較して、英國の協同組合が非難せられる點は、餘利——この中から配當が拂はれるのである——の處分に就いて多くの組合員が極めて個人主義的なとして利己的でさへある態度を持つることである。英國協同組合員の多數の者は、この餘利の全部が當然組合員間に分配され、以て共有財産から私有財産に移さるべきは勿論だと普通に考へてゐる。英國協同組合の約三分の二がその『利潤』の少部分を『教育』（普通これには組合員のための催し物を含む）の費用に割いてゐるのは事實である。而して我々は絶えず、卸賣組合の代表者會や大組合の組合員集會さへが病院やその他の慈善團體へ寄附するのを見る。然し餘利の一部を割いて彼等自身の共同目的のため用ふることに幾多の利益があることを、未だ一般の英國協同組合員は認めて來てゐないやうに思はれる。中世のギルドがその全き意味に於て一定額の共有財産を持つ組合であつたことは、ギルドにとつて決して尠少の利益ではなかつたのである。協同組合の總ての組合員が、ギルドの成員と同様に、共通な人生の不慮の災難に曝されてゐる時に、何故に斯かる災難に際して各人が利益を享け得る遙かに多くの設備が協同組合に設けられてはならないのか。英國の協同組合運動には、大きなベルギーの組合をして、病氣や出産や稼ぎ手失業の際に於ける組合員へのパンと雜貨の無料供給、組合専屬の醫者や看護婦による無料の診療、又或る場合には養老金さへの支給等を當然のこととして組織的に實行せしめてゐるところの、あの精神が未だ殆んど缺けてゐる。總ての人から自由に加入者を得るために、協同組合が宗派に關する嚴正中立の態度を棄てることには、とにかく英國の關する限りでは、我々は大いに反對する。然し總會に於ける組合員をして、誠意を以て且つ自發的に、分割し得る餘利の可なりの部分を管に『教育』に對してのみでなく又その他の共同の要求に對して割くに至らしむるやうな協同的友情精神の發達からは、善い結果こそ期待し得れ、悪い結果が生じやうとは思はれない。協同組合が組合員の使用と便宜とのために所有し維持し得るものは幾らでもあるのである。

三 發 達 の 中 絶

實に協同組合運動は、千三百組合の大部分に於て、發達の中絶とでも稱すべきものに惱んでゐる。先づ第一に、これは小組合の特徴であるが、販賣品目の範圍狭きことがある。都會又は田舎で數千數百の組合員を持ち、十年以上に涉る隆盛な歴史を有する多くの組合が、財政的に成功せる一の雜貨店——これに比較的普通な衣類の販賣を附屬せしめてゐるものもある——を開設して以て満足してゐるのである。組合員が帽子か靴又は新しい服さへを買はうと欲して近くの町の營利的商店へ出掛けるのを、經營委員は全く平氣で眺めてゐる。「卸賣組合」の凡ゆる獎勵も、斯かる組合をして、危険の殆ん

どない且つ容易に協同組合方面から得られる品物さへを店に置くやうにはさせ得ない。屠肉や野菜を供給せんとする何の企ても存しない。牛乳と石炭とは何れもその地方の商人の手に委せられてゐる。總賣上高が組合員の増加や物價騰貴に伴ふて殖えないのは、少からず數百の小協同組合に於ける斯かる發達の中絶に起因する。然も可なり多くの地方では、小組合は、人口多き都市の組合員數大なる組合よりも、組合員のために盡す一層大なる機會をさへ持つのである。例へばイングランド北部の多くの炭坑村に於ては、家庭生活は二交代、三交代、時には四交代も働く人々により特に妨害されてゐる。而して人は極めて多數が一緒に住んでゐるので、晝となく夜となく絶えず行つたり來たりする三人若くは四人の人の炊事、衣服の乾燥、洗濯等が屢々一人の過勞な婦人によつてなされねばならない。斯様な場所に、協同組合が一の洗濯所を作るのみでなく、欲しい時には何時でも調理した食物を取りに行かれる共同炊事場を設けるならば（金が不足してゐる譯ではないのだから）、組合員の受ける恩恵は蓋し圖り知るべからざるものがあるであらう。尙ほ衣類や食物の供給以外、如何なる小さな田舎の村にも、其處の男や女や青年男女が座して互ひに相語り、雨天や暗夜には室内遊戯をやり得るやうな設備が要求されてゐる。殊に北部地方や中部地方の坑山村や工場村——其處には澤山の人々が集まつてゐて、然も労働者クラブ以外には何等共同生活コンソシアティブの設備を有しない——にある協同組合（全世帯の九十パーセントを加入せしめてゐるものが往々ある）は、組合員とその家族とのために一の適當な社會クラブを設けることにより、最良の教育事業を行ふ機會を見出すであらう。

多くの組合員と立派な本部とを持ち、廣い取引範圍と莫大な賣上高とを有する大組合も、屢々事業と教育との兩方面に於て發達中絶の徴候を見せてゐる。『協同組合』を論じた第一章に於て我々は、或る幾つかの組合が發達せしめて成功を収めた多くの新しい活動分野に就いて述べたが、これらの新分野も、組合員五千を超ゆる二百餘の組合の殘餘のものによつては極めて徐々にしか模倣されてゐない。これらの大組合中、牛乳の供給をなすものは僅かである。或る組合は屠肉を、又他の組合は野菜を供給してゐない。或る組合は石炭の取引開始を試みやうとしないし、又多くの組合はレストランを有しない。銀行や保險の事業を行はないものも幾つかあるし、大多數の組合は有利な洗濯業を今尙ほ等閑に附してゐる。書物の供給を始めた組合に至つては、殆んど無いと云つてよい。これら二百餘の大組合の各が、その何れかの組合が供給を試みて成功した總ての品物や役務サービスだけでも組合員に供給することにしたならば、協同組合の總賣上高が著しく増加すべきは明かである。

或は又これら大組合の事業の今一つの方面、即ち組合員の社會的生活に對する及びその家族の教育や娛樂に對する設備如何を見てもよい。協同組合員は彼等の立派な會堂を誇る。然し數十の支部を有する大組合の多くが、今尙ほ市の中央に一の會堂を有するを以て足れりとし、廣く散在せる組合員のこの方面の要求を考慮することを怠つてゐる。その中央會堂すらも、若しそれが事務的な集會のみに用

ひられてその他の時には單に貸されるだけであるならば、未だ組合員にとり多くの社會的效用を持つものとは云ひ得ない。組合員が何かの目的で集り度いと思ふ時には隨時使用せしめる幾つかの會堂を市内各方面の便利な場所に建て、常に一の中央文庫のみならず又多くの讀書室を所々に設けて組合員やその家族に開放し、遊戯や社交のための室を持ち、又此處彼處には玉突臺や球遊芝生さへを作つて組合員の使用に供してゐるやうな、眞に活動的な協同組合に至つては、曉天の星の如くに稀である。又市の中央に一つ以上のレストランを持つ組合、又は方々にカフェや喫茶店を設けてゐる組合は極めて少ない。凡ゆる種類の教育的並びに娛樂的目的を持つ組合員の諸團體——學級から遠足クラブに至る迄、女子協同組合ギルド支部に於ける女子の頻繁な會合から緻密な組織の社會的設立物に至る迄の——の發達を阻止するのは、大組合の各支部と連結した何等かの種類の協同組合員會合所が無いことである。それのみでなく、最もよく整つた中央會館さへも、大都市組合の廣く散在せる組合員にとり不十分なのは明かである。然も最大の組合の中にさへ、方々の支部と連結して各地方に必要な數の局地的な學級、討論會、音樂會、催し物等を開いてゐる組合は極めて少ない。組合員の遠足や馬車旅行を催したり、各方面の組合員のため休日旅行や夏季學校を計畫したりする勞を採る組合は、夥しい組合員を有する組合中でも未だ僅かなものである。近時十二許りの組合は、組合員とその家族とが『休日團樂所』、『安息團樂所』又は週末滞在の場所として使用する別荘を開くに至つてゐるが、これも爾餘の組合か

らは協同組合事業の領域外に出たものとして怪訝の目を以て眺められてゐる。然し我が英國の多くの大都市に於て、主として組合員の用に供するため、協同組合が幾つかの宿屋や寄宿舎やホテルを設けること程有益な事業はないであらう。人口集中過多の今日、この設備は三つの異なる階級のために必要である。先づ第一に、求職のため又は勉學のため今や遠く家郷を離れてゐる數十萬の未婚の職人、事務員、學生、女工等——彼等は屢々協同組合員の家庭から來てゐる——は、適當の宿所なきため非常に苦痛を感じてゐる。そして彼等の大部分は、少くとも一時協同組合運動を離れ去るのである。次に、四百萬協同組合員の家族自身も旅行すること少くない。そして多くの者は協同組合のホテルや寄宿舎に滞在することを好むであらう。最後に、運動の經營委員や役員がある。彼等の多くは殆んど絶えず一と所から他の所へと動いてゐる。少くともロンドンに一つとマンチェスターに一つとは、協同組合經營のホテルがあつてもよいと思ふ。又目下計畫中の協同組合大學には、必ずその學生用宿舎を設けなければならない。

此處彼處の組合で稀に見かけるに過ぎない今一つの發達は、組合員の相談に乗り、これに助言を與へる設備である。組合員が困つた場合に相談に行くの法律相談部を創設したあの大膽な革新者——ブリマス組合——の例に倣つた組合は未だ殆んど一つもない、尤も他の組合で、食料人口割當や賃料制限に就き若くは所得税に對する申告書作成に就き組合員に助言を與へる臨時の事務所を設けたものはあ

るけれど。

協同組合は、團體保險の原則により大組合にも小組合にも同様に開かれた新分野を、或は各大組合が別々に、或は運動全體のための一組織の下に、開拓する方面に於て進歩遅々たるものがある。然もこの保險は何等配當を減少せしむるものではなく、却つて實にその分配の機會の有利な變化を齎すに過ぎない。團體生命保險の採用により（尤も未だ協同組合員總數の僅か半ばを代表する諸組合がこれを實行してゐるに過ぎないが）、餘剰は購買高による配當と殆んど正確に同じ割合で組合員に分配される。尤も餘剰のこの部分が分配される日時は異なつてゐる、即ち組合員がその金を必要とするときを問はず四季若くは半季毎に配當として自働的に分配さるゝ代りに、保險金は關係家族に異常に有利だと普通思はれる時に支拂はれるのである。全體から見るとその結果は、常に特定組合員に新たな利益が加はるのみでなく、總ての人に絶えず保證が與へられる點で組合員一般に一の新たな特別の利益を齎すこととなる。然も組合には何の費用もかゝらない。團體生命保險を——少くとも死亡に普通伴ふ費用の全額まで——採用することは、だから二重の意味で正當である。我々は又、この同じ原則を廣く組合員の子供の死亡手當（これを採用してゐる組合は未だ一つしかないやうである）や妊産婦手當に應用して不可なる所以を見出し得ない。又小額の火災保險には高き費用を要するため營利的保險會社が労働者の家には火災保險を附することを好まないのを考へる時、我々は、協同保險組合が、各人の

購買高に比例する最高損失補償の基礎に立ち、協同組合の凡ゆる世帯道具に對する團體火災保險の可能性を攻究してもよさうなものだと思ふ。同じ原則を非致命的事故、少くとも一定の身體上の傷害に終つた事故に對する組合員の保險に擴張適用することも不可能ではないやうである。同様に團體的に、六十歳で支拂ひ、國家の手當が與へられる迄繼續する養老年金の制度や、國民保險法による僅少の廢疾手當の補充として、協同組合員の時ならぬ廢疾に手當を給する制度も設けることも同じく可能であらうと思ふ。

以上は單に、個々の組合員が金錢の給與——それはこれらの同じ組合員が、これらの保險制度なき場合には、購買高による配當の形で受け取るところと殆んど正確に同額である——を受ける日時の有益な變化を述べたに過ぎない。然し協同組合は、困窮に應ずる分配を更に卒直に行ふ方面に於ては一層進歩遅々たるものがある。餘剰からの時々々の據出金や一年一組合員一シリングの割でする利潤からの繼續的控除金や總利潤の一部分等にその資源を得て、何等かの形で慈善基金を設けてゐる組合は僅かに過ぎない。斯かる基金があるならば、一時的苦境にある組合員の焦眉の急に應ずることが出来ると思ふ。更に普通で然し尙ほ未だ一般に行はれてゐないのは、イングリランド苦社（スコットランド卸賣組合）又は小賣組合を代表する區分委員會（セクショナル・ボーズ）か協同組合員のため設けてゐる療養院へ、及びこれらの區分委員會の管理する協同療養基金——汽車賃や時には療養院入院中の週費の一部と

して金銭を支給するもの——への寄附若くは加入である。一週間數ペンスで又は全然無料で組合員に貸與する各種の病室附屬器具を備付けることは、到る處で速かに始めて有益なるべき協同の明かに望ましい形式なるに係らず、女子協同組合ギルドの凡ゆる勸説を以てしても尙ほ僅かに組合の一小部分をしてこの設備をなさしめ得たに過ぎない。我々は、困窮に陥れる組合員のため種々の施設をなす方面で、協同組合が更に大いに活動するの餘地あるを信ずる。協同組合員の孤兒に對する全國的施設と云つたやうな性質のもの——必ずしも協同組合孤兒院その他の特種施設でなくともよい、協同組合員の子供にして両親又は生活の資なきもの、一定數を養育し教育する最良の實際的施設——も亦、全體としての協同組合運動でよく企て得るところであらう。そして現在の貧弱な團體生命保險に加へて、協同組合が、多年組合員たりし人々若くは夫人の死亡毎に、無料で且つ組合自身の團體葬としてこれが埋葬を行つてならないと云ふ何等有力な理由はないと思ふ。然り誠に、何故に各協同組合員が、世に於けるギルドの例に従つて、柩車や棺衣や會葬馬車等總て組合から無料貸與を受け、協同組合の名譽を以て埋葬されてはならないかの理由を見出し得ないのである。團體生命保險による必然的に不確實な死亡手當は、『ベリッド・バイ・セパリス教區埋葬』に附せらるゝを好まない一般の労働者階級家庭に對しては、協同組合社會の同情と尊敬との表徴として供給される普通の凡ゆる威儀を整へた一の葬儀の確實な保證程には力強く訴へないであらう。

協同的民主制の冷淡

然しながら、現在の協同組合運動に於ける除き得べき短所中最大なるものは、經營委員の怠慢ではなくて、組合員自身の冷淡である。凡ゆる民主制に於けると同じく協同組合運動は、一般市民をして、自ら名義上はその一部を構成せる組合の統治に眞の興味を有せしめ且つ積極的參加をなさしむることに困難を感じてゐる。英國協同組合員の多くが有するこの冷淡と無情とに就いては、既に多少詳しく説明した。この冷淡はフランスやベルギーの組合員に於ては更に甚だしいものがあるらしく、スイスやドイツの組合員にも全然ないとは云ひ得ないやうである。

一般の人々が、個人の活動に毎日絶えず何等かの刺戟を與ふることなき社會組織の凡ゆる形式に對し冷淡無情に陥らんとするこの傾向こそ、協同的民主制が（他の民主制と同様に）最大の障害となすところである。協同組合員の冷淡と無情とは、運動の最も陥り易い害惡の幾つかを育成する。それは理事をして怠慢に流れしめ、いつの間にか情實と收賄とに陥り易からしめる。最もよくて、官僚主義の種々の弊害——能率減損の有無は暫らく措くも、組合に好い影響を與へることは先づないと云つてよいもの——の増大を助長する。

己の周囲の團體的取極めを多少の不平を以て單に承認するのみで、これらの取極めを自らの若くは自己の家庭の關心事に就いてすると同様に——必ずしもそれと同程度たるを要しないが——日

々の思念と個人的興味との一部としない男や女があるならば、それは(富めると貧しきと怠惰なると精勤なるとを問はず)無意識の裡に社會の反逆者となれるものである。不幸にして斯かる人々が我が協同的民主制には數多く存在する、尤もその割合が労働組合や自治體や國家等の民主制に於けるより多いとは思はれないけれど。この全く餘りに普通な消極的の市民を積極的の市民に變ずる手段の案出こそ、労働組合、自治體並びに國家の政治家の任務たるが如く、又協同組合政治家の正に努むべきところである。

或る協同組合の經營委員が、非活動的な役員と共に、實際は寧ろ冷淡なる組合員を好むのは悲むべき事實である。時には女子ギルドの設立に絶對に反對してゐる經營委員に出會はすことがある。その理由とするところは、女子が危かな要求を提出したり經營委員の選舉に候補者を指名せんとさへしては困るからと云ふのである！ 方々の支部毎に局地委員會を設けることは、一般には未だ／＼行はれてゐない。出席と投票との便宜を増すため組合員の分會を開くことには反對がある。經營委員の地位を争ふことは喜ばれないし、相争ふ候補者が何等かの政見を説明する機會は少しも與へられてゐない。投票獲得運動を行つたり政見發表の辭を公にしたりすることに對しては、『平和と安寧』とのために相變らず反對が唱へられてゐる。そして冷淡な民主制を統治する少數の人々にとつては當然なこれら總ての構成上の保守主義は、既に他で採用して好成绩を收めてゐる組合員の會合、投票方法、代表團體設置、組合事務の公表等に就いての改善に關する智識の缺乏により助成されてゐる。さるにても我々

は、近時見られる各種構成上の發達の何れもが、一の十分に有效な——少くともその能率に於て取引方面の諸部門と比肩し得べき——教育機關の設置に成功してゐないのではないかを慮れるものである。

全國的組合による救済策の誤り

協同組合運動が大小組合に於ける各方面の發達中絶により何の位阻止されてゐるかは、少しく思慮ある協同組合主義者の等しく認めたところであつた。その結果として現はれたのが、一九〇六年協同組合同盟の經驗深き幹事故ジ・シー・グレイによつてなされたところの、イングランド及びウェールズに於ける總ての組合——「卸賣組合」から最も小さい村組合に至るまで——を合併して、ベリック・オン・トキード Berwick on Tweed からペンザンス Penzance に至る間に六千或はそれ以上の支部を有する一の巨大なる全國的協同組合たらしめんとする驚嘆すべき提案である。この提案に従へば、斯かる合同組合は、イングランド及びウェールズに住む協同組合員の百五十の個々の地理的選舉區から選出された百五十人の有給專任評議員から成る一の總評議會（ベネフル・カウンシル）により統治されることとなるのである。斯かる構成により協同的『國家内の國家』は、よく次のことをなし得るであらうと提案者は主張した。

(一) 聯合的行動を確保し、協同組合の進歩を阻害する凡ゆる孤立的競争的活動を終熄せしむるこ

と

- (一) 隣接協同組合の凡ゆる競争を終熄せしむることにより オウヴァラツベンク 重複の問題を解決すること
- (二) 全協同組合運動を一貫する統一的配當率を定むること
- (三) 國內の一地方より他の地方へ移轉することより生ずる組合員の減少を防ぐこと
- (四) 運動の購買力を一中心に集中せしむることにより協同的生産を奨励すること
- (五) 全運動を一貫する一の規約と一の簿記法とを定むること
- (六) 全協同組合に、それが人類活動の全分野を掩ひ、遂に一の完全なる協同組合國家と化する迄、その事業を擴張する権限を與ふること⁽¹⁾

(1) テイ・ダブリュウ・マーサー著『全國的組合法案』(協同組合同盟、一九二〇年)。

この全國的協同組合の考へは爾來絶えず問題となり、現に一九二〇年の協同組合會議では原則として賛成を得たけれども、我々の見るところに從へば、この考へは何が望ましくそして可能なりやを明確に觀る上に妨げとなるものであり、且つ識者の注意を協同組合の諸問題の解決から離れしむるものである。第一に、それは絶望的に實行不可能である。一世紀に渉る宣傳を以てするも、リーヅやプリマスの偉大なる自治的協同社會をして、或は又デズブラやリークに見る密集的な局地的インテンシヴ小民主制をして、その自主的オトナズスセルフ・ガヴァメント自治、發意イニシアテイヴの自由、自己の業績に對する誇り等を棄てしめることは出來ない

であらう。我々は、斯かる獨立の放棄は協同組合運動全體に致命的な影響を及ぼすものだと考へる。我々は又、斯かる革命から何等の利益をも期待し得ない。共通取引諸部門に於て如何に著しく且つ機械的な能率増進が見られるとしても、實に發意の變化のなくなつてしまふこと、各地協同組合間の敗けじ魂が全く破壊されたること、は、必ず協同組合の進歩を妨げ、そしてジェー・シー・グレイが目論んだそれらの『人類活動の新分野』への消費者協同の發達を遅らすであらう。然し我々の見るところでは、最大の不幸は恐らく、現在の協同的民主制の最も大きな短所、即ち一般協同組合員の冷淡がその度を加へ來るの避け難きことであらう。一般組合員を覺醒せしめて、自己のものだと感ずる組合に於て日々自己の關心事と認むる事項を處理する積極的の如きに迄進めることは、よく知られてゐるやうに、極めて困難なことである。「卸賣組合」に對する一般組合員の實際的興味は極めて稀薄なことが既に明かになつてゐる。コーンウォールからノーサンバランドに至る間の一般組合員にとつては、全國的協同組合は現在の「卸賣組合」と同じ程度に縁遠きものと見えるであらう。イングランド卸賣組合が首都メトロポリタン・エリア區域に創設した庶民協同組合の試みと、目下スコットランド卸賣組合の經營しつゝある十乃至十二の小賣組合の試みとは、何れも局地的自治缺如が組合を無氣力ならしむることを極めて雄辯に語つてゐる。全國的組合の主張者等が、六千の支部のために局地諮問委員會の設置を考へてゐるのは事實である。財政的責任から離れてゐる——當然かくあるべきであるが——支部委員會によつて

得られた總ての經驗は、常に一般取引上の政策に關してのみでなく、又各地使用人の任命と統制、供給品の指圖、新部門の開設、小賣値や配當に就いての局地的政策等に關してさへ、十分の力をこれらの委員會に附與するの不可能なことを示してゐる。

全國的組合程には野心的でない企て、即ち各の行^{アドミニストラティブカウンティ}政^{カウンティ}州若くは行政市邑^{カウンティ}内に現存する總て

の組合を強制的に一組合に合併せんとする企てに對しても亦、異なつた然し我々の意見では同じく有力な反對理由が存在する。實際上、大きな組合は既に一つ以上の行政市邑若くは行政州に擴がつて居り、又英國内の大組合にして數個の地方行政區域に股らないものは殆んどない。又歴史上の理由から偶々行政州又は行政市邑となつたに過ぎない大小種々の區域が、取引區域として又協同組合構成の單位として適當だとする何等の理由も存しない。何等法定の區域を持たず、従つて今日の産業的並びに居住的狀態に應じて發展し得ると云ふことは、實に自治體事業に比して任意的組織たる資本家企業と協同組合運動とが共通に有する一利益なのである。

斯く大部分の協同組合に於ける發達中絶の救済策は、これを組合その者の構成的獨立に加へる何等かの變更に求むべきではなく（とにかくこれは殆んど實行不可能である）、運動の聯合機關の今一層の發達に求めねばならない。聯合はこれ全國的合同への一段階であるとか、この全國的合同こそは聯合機關發達の目標であるとか論ずるのは、觀念の混同に過ぎない。この二つの傾向は互ひに正反對なもの

である。全國的合同に於ては、總ての権力と支配權とは中央機關の手中に存するも、聯合に於ては、統治權を保持するものは加入組合である。而して一見矛盾のやうであるけれども、局地組合が一層有力となり一層個々に異なつて來るに従つて、その聯合機關は有益にも愈々大なる發達を遂げ、局地組合がその自主權を失はずして聯合機關より要求し獲得する役務^{サービス}は愈々價値多きものとなるであらう。如何なる政策をとるべきやに就き小弱な發達しない組合は「卸賣組合」の指導を仰ぎ、又有力な組合の不斷の壓迫によつて「卸賣組合」は新らしき活動分野を開くのである。小賣組合が全體的に發達中絶を非難された時、今日協同組合運動に於ける最も重大な發達中絶は周圍には在らずして中央に存すると答ふるならば、それは誠に正當と云はなければならぬ。これに就いてはやがて再び述べるであらう。

四 『協同組合の砂漠』の今尙ほ存すること

我々は、英國の殆んど到る處に、人口必ずしも稀薄でない大小種々の廣袤を有する地方が『協同組合の砂漠』として殘存し、其處では一の協同組合も存在せず、最も近い隣接組合の支部否その巡回馬車によつてさへ有効に物資の供給を受けてゐないことに就き、一再ならず述べて來た。我々の知る範圍内では、斯かる場所の表若くは記述にして熱心な宣傳行爲を開始する目的で關係區域の區^{セクショナル・アップン・エリジョンズ}分^分團^分

や地^{デイストリクト・コンファレンス}方^方大^大會^會に特別に訴へる根據となすに足るやうなものは存しない。然し手に入れることの出
 來た統計から次の如くに推論し得る。ウエールズのラドナ州 Radnor には何處へ行つても一の協同組
 合も又その支部も見當らない。スコットランドのキンカディーン、ネヤン、ロッセとクロマティ、サ
 ヲランド、オークニとシェトランドの諸州にも一つもない。又アイシルシア、パンフシア、ベリック、
 ビュート、エルデン、インヴァネスシア、カークローブリ及びウイグタンシアに於ける協同組合員数は
 極めて少ない⁽¹⁾。イングランドに於ては、例外なく何の州にも協同組合か少くともその支部があるけれ
 ども、ラトランド、ヘリフォドシア、コーンウォル、ドーセット、サシックス、ハンブシア Hampshire
 及びハンチンドンシア Huntingdonshire の諸州では、これら州内の或る町には大きくて繁榮せる組合
 があるにも係らず、協同組合員の總数は比較的僅少である。中部ウエールズの大部分の地方では、協
 同組合は事實上知られてゐないものゝ如くである。これらの州では、多數の小さい町や實力ある村が
 尙ほ協同組合の境界外にあること疑ひがない⁽²⁾。然し協同組合員の比較的最も多い中部並びに北部の諸
 州に於ても尙ほ、(重複のある場所が多いと共に) 大きな成功せる組合の間に、未だその何れもが侵入
 しない廣い間隙があるやうに思はれる。

(1) ジエームズ・ルーカス著『スコットランドの協同組合』一九二〇年、James Lums: Co-operative in Scotland 八三頁。

(2) 「卸賣組合」では今日休日^{ホリデー}・リゾート^{リゾート}地に於ける協同組合又はその支部に関する記事を載せた一の極めて有益な『夢東休暇案内』

Wharfedale Holiday Guide を發行してゐる。この發刊物(全く遺漏なしとは云ひ得なからうが)によると、クリシエス
 Calveith、リットル・マンプトン Littlehampton、メープルツープ Marlborough、マンテスリ Mundesley、シースケール Seawall、
 サウスウォールド Southwold 及びテンピ Tonby には一九二一年一の協同組合も存しないやうである。

これら多數の町や村が協同組合を組織し又は近隣組合の支部を開設せしめ得ないでゐることは、單
 にその砂漠内に住む人々のみに對する損失だと考へてはならない。彼等が組合外にあることは、又運
 動全體に對する及び個々の組合に對する損失である。卸賣組合は、若し組合が存するならばこれらの
 町や村でなし得たであらうところの協同的取引をなし得ないことにより損失を受け、従つて取引に要
 する經常費の負擔を最少限度たらしめ得ないことゝ大規模生産の利を極度に迄發揮せしめ得ないこと
 によつてその發達を阻止される。小賣組合は、常に卸賣組合の損失分擔と出來得る限りその地理的限
 界を擴張し得ないことゝによつてのみでなく、又幾分かの組合員が何れかの組合の活動區域外に離脱
 することにより損失を受けるのである。協同組合運動全體も亦、協同組合が知られて居らず従つてそ
 が嫌はれ且つ恐れられるやうな廣い區域の存在によりその發達を損ねられる。

斯く廣大にして様々なる『協同組合の砂漠』の殘存と、順次これらの砂漠で行はるゝ『徹^{セヴン}・定^{タイムズ}・的^{セヴン}』
 な組織的宣傳運動の缺如とは、協同組合運動全體の組織に一の欠陥あるを示すものゝ如くであつて、
 これが救治策を見出すのは聯合機關の任務だと云はねばならない。

以上は地域の方面から協同組合の存しない場合を論じたのであるが、『協同組合の砂漠』には、より手のつけ難いそして數の上からはより重大でさへある今一つの種類がある。有効に協同組合が物資を供給せる場所にさへも、年々歳々協同組合宣傳の感化も受けずに組合の埒外にある人々の大群否實に全階級が存在する。或る場所殊に首都區域と稱せられる廣大な人口集合地の或る部分には、その地方全體が未だ便宜の地にある支部の物資供給を受けず且つ協同組合宣傳が適當に行はれてゐないものが幾つもある。而して又總ての大都市や人口稠密な産業地方には、未だ殆んど運動の勢力の及んでゐない特種の階級が存在する。

と云つても、協同組合から事實上『貧乏人』^{デブライア}が除外されてゐると云ふ意味ではない。協同組合員は全部又は大部分、熟練職人や坑夫や鐵道従業員から募られて、雜労働者や農場人夫やドック人夫は除外されてゐるとの一般の考へは、以前よりは幾らかその正確さを失つて來た。今世紀に入りてより、労働組合運動が常に雜労働者や女工に迄のみでなく又事實上凡ゆる方面の賃銀生活者に迄その翼を擴げたことは、過去十年間に於ける(殊に賃銀協定委員會の活動の結果たる)最下級労働者の所得の額と常規性との著しい増加と相俟つて、賃銀の多少と職業の如何とを問はず、賃銀を得て組織的に雇はれてゐる凡ゆる種類の人々をして、十分協同組合に加入し得るの實力を得しめたのである。今や何れの大きな協同組合にも、専門のない労働者や不熟練労働者の収入しか持たない多數の男女の雜労働者、

仲仕、倉庫人夫、荷造人その他乏しいの知れない労働者が入つてゐる。港町の諸組合は、總てで數千に上るドック人夫や波止場人足や雜多な水邊労働者を組合員に持つてゐる。數萬の農業労働者は、常に田舎の組合に於て見出さるゝのみでなく、又市場町や他の田舎の都會に於ても見出される。一九一四年の二百萬から一九一九年の四百萬に至る協同組合員數の増加は、少からず賃銀低き筋力労働者階級の加入に因るに違ひない。⁽¹⁾

(1) この事實によつて、既に第四章で注意を促して置いた組合員一人當り購買高の事實上の減少(物價と賃銀との變動を考慮して)が一部分説明されると思ふ。

然しながら、未だ極く僅かしか協同組合には加入してゐない、そして各種の社會的變化のない限り、協同組合主義者がこれを引きつけること常に困難だと思はれる、或る社會層の人々が存在する。先づ最初に、どの大都會にも、最も卑賤な正業の標準以下で、新らしい衣服舌腹一ぱいの食物さへ買ふ金を殆んど持たない最下層民^{リフデユイム}なるものがある。最貧窮者の乏しい収入の大部分は、協同組合では使はれ得ない、それらの収入は全く新らしい物を買ふには不十分だから。貧乏人の大部分は、一分は施物として又多くは古物商の手を轉々した後彼等の手に入るところの、富者階級が棄て去つた衣服や帽子や靴等を使用する。同様に凡ゆる大きな都會には、肉や魚の残り、パンの破片その他凡ゆる種類の^{ウエーレスト・フイド}廢食物を賣る所があつて、最貧窮家庭の人々は最も安い値段でこれを買ふべく數哩を歩いて行くの

である。

他の人々の食卓からこぼれ落ちるパン屑で生きて行く最貧窮の人達は別としても、協同組合運動が、慢性的『無定職』^{カフユアガ}の者程賃銀が低くはないが然も尙ほ収入乏しき職業に従事する賃銀生活者の大群を惹き付け得るや否や大いに疑はしい。彼等をして協同組合に入り難からしめるものは、彼等がどんなに少額でも規則正しい生計費を持たないことだと思はれる。臨時雇ひのドック労働者の特別に詳しい妻ならば、例外として、町角の小さい雜貨屋——その店では何の家族をも知つて居り、絶對的に必要な食物は一文の収入もない日にも掛賣で供給して呉れる——で買物する氣樂さから何とかして離れ去ることが出来るかも知れない。然し不規則ではあるが平均所得は豊富だ（荷揚人足や石炭運搬夫や穀物運搬夫等に於けるが如く）と云ふのでない限り、無定職労働で生きて行く家族の大部分は、何時までも協同組合の宣傳の感化を受けることがない。

普通凡ゆる市民的美徳に對しても然るが如く、協同組合への加入に對しても致命的だと思はれるものは、仕事の極端な不規則、一定週賃銀の缺如、貧民長屋の生活、無定職者には殆んど常に伴ふ街から街への不斷の轉々等である。

殊更貧しい労働者の要求に應ずる政策を採用し、極めて賃銀低き労働者群を加入せしめつゝあるドイッ並びにベルギーの多くの協同組合の經驗を見る時は、現在は協同組合に加入し得ないでゐる人

々——港に於ける無定職労働者さへ——を加入せしむるの必ずしも難事に非ずとの希望を抱かせられる。我々は、英國の繁榮しつゝある組合が何故に、特に傳道的事業^{ミッシヨナリウエア}を起して大都會に於ける最貧窮民の居住區域に特別支部を創設し、⁽¹⁾それらの區域では成功せる支部を擴張するよりも寧ろ小支部の數を増し、無定職労働者が購入するやうな下等品を供給し、ポンドで賣らずにオンスで賣り、損のない程度でなるべく原價に近く賣り、無料配達⁽²⁾の如き贅澤は總てやめ——然し既述した組合員や妻子のための團體葬儀保險と云ふ特に彼等を惹きつける制度を設け——そして一ポンドに付き六ペンス以上の配當を心掛けないことにしないのかを解することが出来ない。斯くの如く支部によつて品物の段階と配當率とを異にすることは、組合員に特別階級を作ることにもならないと思ふ。然しながら、これは屢々協同組合の理事者から、斯かる傳道的事業は煩はしく且つ財政的に危険でさへあると云つて反對さるゝのみでなく、又その利益を受くる者が目的の階級のみに限らるゝてふ何の保證も存しないと云つて反對される。今迄現存の支部で物を買つてゐた組合員は、質は悪く供給の際の快適さは劣り配當は低くさへあるけれども、安くて物が買へると云ふことにより、この新設支部へ吸引されるであらうと云ふのである。斯かる顧客の轉向は或は組合の總賣上高を減ずる傾向はあるかも知れない。然しこれ組合員の好むところを興ふるものに過ぎない。従つてそれは殆んど有力な反對理由とはなり得ないのである。

(I) サンダランド協同組合は、或る熱心な改革者の主唱に基き、斯かる支部を一つ設置して多少の成功を収めたやうである。然しこの試みはその後繼續されてゐない。

然しながら、無定職労働者よりは更に大きな階級が、比較的その所得多きに係らず、現在尙ほ極めて僅かしか協同組合に加入してゐない。筋力労働者と事務的労働者の中で協同組合員たらしむるに最も困難を感じる者は、未だ自ら一家を持つに至つてゐない數百萬の青年男女である。彼等が労働組合員たる場合——今日ではさうであることが極めて多いが——でさへも、協同組合員であることは始んどない、尤もその多くは協同組合員の家族の一員ではあるけれど。彼等が協同組合員の寄寓者たる場合には、彼等の食費は一部分は協同組合取引中に含まれる。然し彼等の所得の大部分は、彼等が貯蓄をするのでない限り、(室代は別として)各種の娯樂や飲酒や煙草は云はずもがな、下宿外での食事や種々の衣類——これらは營利商人から求められる——に要つて了ふのではないかを慮れる。協同組合がこれら數百萬の青年男女を協同組合員たらしむる最良の方法は、設備の行届いた協同組合宿舍を設け、既に存する協同組合のレストランや別荘と聯絡をとつて經營し、これを補ふに社交的設備の増加、即ちギルド、クラブ、各種の會、遠足會、運動競技、遊獵、學校等を以てすることこれである。取引の方面に於けると同じ程度の精力を社會的方面にそぐことにより、一の有力にして活動的な組合は實に、やがては同胞市民の經濟的並びに政治的生活の有力なる酵母たるべく協同的雰圍氣の中に育てられた、そ

して又オーエン派の共同社會の如く一般社會から孤立せず、産業的英國の眞只中に育成せるところの、新時代の協同的的市民を造り出すことに大なる貢獻をなし得るであらう。

一層熱心な協同組合主義者は、如何なる部門の賃銀生活者に就いても、その財政的事情や雇傭状態さへが協同組合利用を妨げるやうなものだとは認めることを好まない。そして彼等は近年の成績を見て、この點に於て多少意を強うするものがあると考へてゐる。然し幾多協同組合砂漠中の住民は、必ずしも總てが貧困、無定職又は未婚だとは限らない。協同組合に加入するには餘りに貧窮な最下層民が存在するのと同様に、又其處には餘りに富裕な一階級が存在する。現在見る如き収入の不平均が繼續する限り、富裕な階級の人達は、恐らく決して自ら進んで労働者階級協同組合運動の仲間に加はるが如きことはしないであらう。豊富な収入を享受しつゝある家庭は、殊にその収入が毎週よりは長い期間を距て、受取られる場合に於て、四季毎の『配當』——これ不要に高い物價として豫め拂込まれたものだと彼等は考へる——などに引きつけられることはない。そして寧ろ私商人のより追従的で又普通にはより綿密な用途を好むのである。如何なる國に於ても、富裕階級が自己の必要とする品物の供給を消費者組合の基礎の上に組織するの勞をとるが如きことは、ありさうにも思はれない⁽¹⁾。而して英國、フランス、ドイツ及び他の産業主義の進歩せる總ての國々に於て一樣に、毎年^{ウエルズ、フランス、ドイツ}の収入若くは富生産の約半分が現在比較的少數な上層並びに中間階級——兩者を合しても全人口の十分の一乃至八分の一

に過ぎない——の手に歸するのを思ふ時、我々は遺憾ながら論結しなければならぬ、全國的生産のこの半分を齎す産業中極く僅かな部分しか——その半分が全社會の小部分により享受さるゝを認むる限り——協同組合の統制下には持ち來たされさうもないと。不經濟な入費を支出してゐる一般富裕家庭と殊に無駄で贅澤な生活を營んで居る怠惰階級とこそは、凡ゆる『協同組合の砂漠』中最も絶望的な不毛地と云つてよいであらう。

(1) 文官、武官その他の協同組合だと號するロンドンの大『組合』^{ストレーズ}が、實際その顧客によつては統制されず、そして實に、持分主には随分多い配當をなし、購買者に對しては少しも配當をしない單なる資本主義企業に過ぎないことは勿論である。

さて我々の信ずるところでは、任意的消費者組合の力の及ばないこれら總ての『協同組合の砂漠』に對して一の救済策がある。事實上他の階級に寄食して生活し且つ常に文明生活の最低標準以下に落ちてゐる多大の下層民が、我が國の大都會に絶えず存在し、社會の衛生と福利とに害をなすつゝあることは、到底社會の忍ぶべからざるところである。衛生と住居との方面に於ける『全國的最低限度制』^{National Minimum}の組織的勵行、寄食者ある場合には扶養義務の組織的勵行、凡ゆる職業に於ける法定最低賃銀制の同様に嚴格なる勵行、無定職労働の常規化、目下實行可能の方法による失業の防止、更に病者や不具者や自己の意思に反して失業せし者、世話する人なき凡ゆる子供や老人等に對する組織的な最良の設備、これらはやがて協同的市民の水準に迄、その水準以下にある凡ゆる部門——各

部門内の總ての個人ではなくても——を引上げるであらう。何等か斯かる全國的で熱心な防貧運動——我々の決心一つで今日容易に實行し得ると思はれるもの——起るに非ずんば、問題は到底解決され得ない。然し協同組合に加入すべく餘りに貧窮な下層民が社會に存在することは、協同組合主義者に對する恥辱であり危険であるのみでなく、それは又全國民に對する恥辱であり危険である。そして我々は英國の労働運動がいつまでもこれを黙つて見てゐるだらうとは信じない。原動力^{ドライブイング・フォース}を供給すること、上述の方面の防貧を國家並びに自治體政治の一主要政綱となすこと、又協同組合運動の將來の發達に對する障害を除くためのみにでも、選舉に際し、一の重大なる社會的害惡の芟除に費しない候補者はその黨派の如何に係らずこれを當選せしめないやう全力をそぐこと、以上はこれ市民としての協同組合員の任務だらうと思ふ。

同様に、今日怠惰な富者階級にのみでなく、『所有することによつて生活する』凡ゆる階級に伴ふ國民所得の分配上の極端な不公平が絶えず存することに對しても、一つの救済策がある。この場合にも亦、害惡は市民としての又國會議員選舉人としての資格を離れて消費組合によつては除かれ得ない。ジョン・ステュアート・ミル^{John Stuart Mill}が正しくも名づけたる『不生産階級』^{ノン・プロダクティブ・クラス}の『社會的大害惡』^{ソシエタル・グレート・ハザード}を漸次除去するやうな獨占事業國有化の運動や、富の蓄積と大収入とに對する課税の運動を起すこと、これ正に協同組合黨のなすべきところであらうと思ふ。

(1) ジェー・エス・ミル著『經濟學原理』J. S. Mill: Principles of Political Economy 一八六七年版四五頁。

五 『重複の弊』

我々は既に、協同的産業組織に一の重大な短所あることを指摘した。その根本に於て純粹に任意的な消費者組合は、普通何等の地理的境界を有しない。その結果として、協同の思想の廣く普及せる所に於ては、唯だ一つの町若くは人口多き郊外地方に二つ三つ乃至四つの別々の組合若くは敵對支部が出来たる傾向があるのである。茲に於てかこれらの組合は、高い配當や掛賣許容に引きつけられ易い加入者や顧客を成るべく多く得んものとお互ひに相競争し、廣告に金を費したり、無用にもお互ひの品物配給設備を二重にしたりする。然も幾つもの組合へ分れるため、組合員と賣上高とは減少し、組合員のための共同設備や社交の機會——協同的精神の發達するや否やは一にこれに懸つてゐる——を作るが如きことは全く出来ないでゐるのである。フランスやベルギーに於けるが如く、又程度は少ないがドイツに於けるが如く、この競争が政治的若くは宗派的敵對により油を注がれる場合には、協同的産業組織の進歩は中絶する。斯かる不必要な協同組合の増加とその共殺的競争とこそ、これ迄フランス及びベルギーに於ける協同組合の進歩を妨げてゐた取扱品範圍の狭きこと、卸賣商を不用に歸せしむるの遅々たること、製造業や製粉業さへの經營の困難なこと等の原因である。

資本主義的産業制度の下に於ては、公衆を獨占の誅求から防衛し、且つ物價を生産費迄引き下げしむるものとして、公衆には有益なものと認められてゐる競争なる現象も、協同組合制度の下に於ては、忽ち無益にして社會的に有害なものと看做されるのは面白い。然し法外な値を拂はされることから逃れんがためにはこれによるべしと經濟學者から教えられて來たところの、敵對商店主、敵對卸賣商、敵對製造業者間の競争——これは協同組合の重複などより一層無益で費用がかかる——も、今ではせいゝ正直の代用物位にしか認められなくなつてゐる。若し資本家的商人若くは製造業者が、決して普通の標準價格以上では品物を賣らないこと、決して品質の悪い品物を供給しないこと及び常にその全力を捧げて公衆の用達のために盡すことが確かであるとしたならば、我々は不正な誅求から免れる唯一の途として、資本家達をして互ひにその事業の破滅を試みしめるやうな費用のかゝる無益な制度の存續を許すが如きことはしない筈である。事實はこれに反するが故に、協同組合員は、關係者中の何人も消費者社會の要求以外に生産や價格に對する金錢的動機を有しないところの、彼等自身の産業組織形態によつてゐるのである。

重複の弊に對する救濟策は、イギリス及びドイツの協同組合主義者の發見せし如く、競争せる組合が相合同して一となることである。その結果は、運動の發達するに従つて、全國が幾つかの組合間に任意的に分割されることとなるであらう。又その結果、消費者の殆んど偶然な若くは不規則な選擇に